



真岡市
総合計画
2025-2029

真岡市総合計画 2025 - 2029

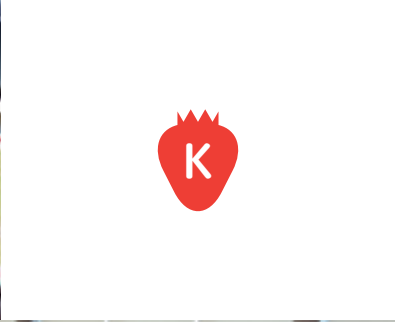
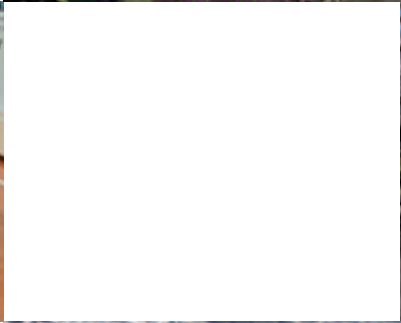
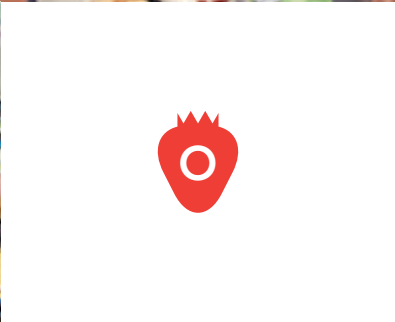


真岡市
総合計画
2025-2029

栃木県真岡市



真岡市
総合計画
2025-2029



真岡市長
石坂 真一

「選ばれるまちもおか」を目指して ～真岡市総合計画2025-2029～

真岡市は、先人たちのためめ努力と市民の皆さまの郷土愛に支えられ、「日本一のいちごのまち」として発展してきました。2022年12月には「いちご王国栃木の首都もおか」を宣言し、全国に誇れるいちごのまちとしてさらなる飛躍を目指しています。私たちは、この宣言を掲げながら、さらに、自然と産業が調和し、活力あふれる魅力的なまちづくりを進めています。

2024年には、市制施行70周年を迎え、未来の100年を見据えた新たな一歩を踏み出しました。

しかし、近年は人口減少や少子高齢化による働き手不足、異常気象や災害の増加、さらにデジタル社会の急速な進展など、さまざまな課題に直面しています。

こうした状況に対応し、本市が持続的に発展を続けていくため、2029年度までの5年間を見据えた「真岡市総合計画 2025-2029」を策定しました。この計画では、「JUMP UP もおか～だれもが“わくわく”するまち～」を将来都市像に掲げ、若い世代を含むすべての人が、「真岡に住みたい」「働きたい」「子育てしたい」と希望を抱き、未来を描けるまちの実現を目指しています。

この実現に向けて、以下の 7 つの柱を中心に、市民の皆さまとの「絆」を大切にしながら、対話・協働・連携を深め、一つひとつの施策を進めていきます。

1. 人づくり
2. 笑顔づくり
3. にぎわいづくり
4. 都市づくり
5. 環境づくり
6. 魅力づくり
7. 行政経営づくり

最後に、この計画の策定にご協力いただいた市民会議や政策審議会の委員の皆さま、貴重なご意見をお寄せくださった市民の皆さまに心より感謝申し上げます。これからも「選ばれる^{まち}都市もおか」を目指し、より良いまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年3月

CONTENTS

序 章		
1. はじめに		8
2. もおかの姿		12
第1章 基本構想		
1. もおかの特性		22
2. もおかの課題		25
3. 将来都市像		28
4. 将来人口		29
5. 政策の大綱		30
6. まちづくりの基本戦略		32
第2章 基本計画		
施策の体系		36
政策1 「人づくり」～豊かなこころアップ！～		38
	施策 1-1 確かな学力の育成	40
	施策 1-2 心の教育と健やかな体づくり	42
	施策 1-3 国際化に対応した教育	46
	施策 1-4 生涯学習の推進	48
	施策 1-5 青少年の健全育成	52
	施策 1-6 生涯スポーツ・レクリエーションの振興	54
	施策 1-7 文化芸術の振興と文化財の保護・継承	56
	施策 1-8 国際交流の推進	58
政策2 「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～		62
	施策 2-1 子育て支援の充実	64
	施策 2-2 共に支え合う地域福祉の推進	68
	施策 2-3 高齢者福祉の充実	70
	施策 2-4 障がい者の自立と社会参加の支援	72
	施策 2-5 生活保護と自立支援	74
	施策 2-6 健康づくりの推進	76
	施策 2-7 地域医療体制の充実	80

政策3 「にぎわいづくり」～まちの活力アップ！～		82
	施策 3-1 農業の振興	84
	施策 3-2 商業の振興	88
	施策 3-3 工業の振興	90
	施策 3-4 観光の振興	92
	施策 3-5 雇用の安定と創業支援の推進	94
政策4 「都市づくり」～暮らしやすさアップ！～		96
	施策 4-1 良好な市街地の形成	98
	施策 4-2 安全で快適な住まい・まちづくり	100
	施策 4-3 道路ネットワークの整備	102
	施策 4-4 公共交通ネットワークの整備	104
	施策 4-5 安定した上下水道サービスの提供	106
政策5 「環境づくり」～安全なまちアップ！～		110
	施策 5-1 循環型社会の構築	112
	施策 5-2 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進	114
	施策 5-3 生活環境の保全	116
	施策 5-4 防災体制の整備・強化	118
	施策 5-5 交通安全の推進	122
	施策 5-6 防犯対策と安全で安心な消費生活の推進	124
政策6 「魅力づくり」～市民の力アップ！～		128
	施策 6-1 都市ブランド戦略の推進	130
	施策 6-2 市民協働のまちづくり	132
	施策 6-3 男女共同参画社会の実現	134
政策7 「行政経営づくり」～効率・効果アップ！～		136
	施策 7-1 窓口サービスの向上	138
	施策 7-2 開かれた市政の推進	140
	施策 7-3 安定した行財政運営	142

資料編

真岡市民憲章

真岡市は、鬼怒の清流と八溝の山なみにはぐくまれ、緑の大地のもと先人のあとをうけて、力強く進展しています。

わたしたちは、真岡市民としての誇りをもち、明るく健康な市民生活をねがって、この憲章を定めます。

- 1 すべてのものを大切にし、美しい環境をつくれます。
- 1 思いやりに満ちた心で、お互いに助け合います。
- 1 すすんで働き、豊かなくらしをきずきます。
- 1 教養を深め、より高い文化を育てます。
- 1 きまりを守り、住みよい郷土をつくれます。



市の花
わた



市の鳥
ひばり



市の木
けやき

昭和 49 年 11 月 1 日制定

序 章

1. はじめに

2. もおかの姿

1 はじめに

1) 計画策定の趣旨

本市では、令和 2 年 3 月に「真岡市総合計画 2020 – 2024」を策定し、若い世代を含めたすべての人が「真岡に住みたい、働きたい、子育てしたい」と希望を持ち、楽しさが実感できる都市を目指し、「JUMP UP もおか～だれもが“わくわく”するまち～」を本市の将来都市像と位置づけ、その実現に向けて、市民・行政が一体となって取り組んできました。

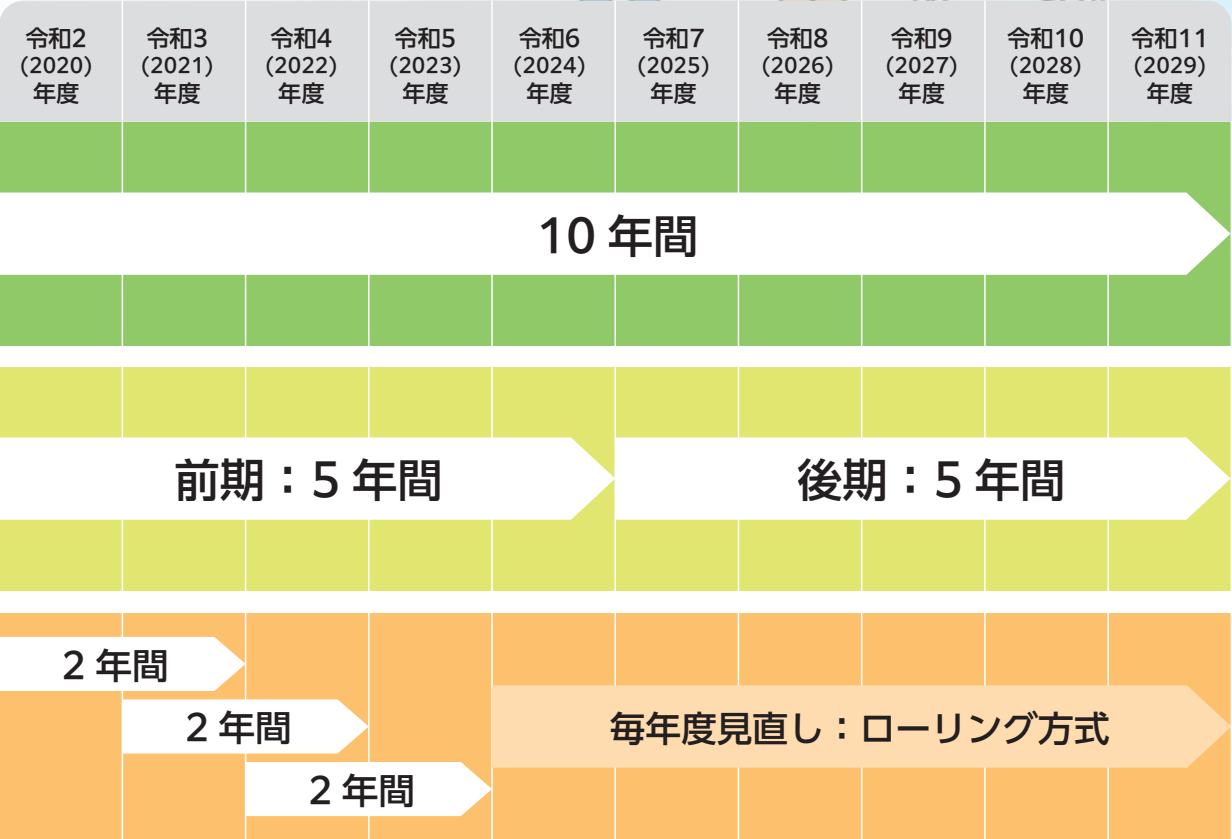
この計画が令和 6 年度に最終年度を迎えるに当たり、社会情勢の変化や多様化・複雑化する市民ニーズ、DX の推進などの新たな課題への対応が求められていることも踏まえ、これからのまちづくりの指針となる「真岡市総合計画 2025 – 2029」を策定するものです。

2) 計画の構成・期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

真岡市総合計画 －未来に向けたまちづくりの設計図－

- これまでのまちづくりを考慮しながら、社会情勢の変化を踏まえつつ、本市が目指すべき将来都市像と、その実現のために必要な施策の方向を明らかにするとともに、行政の各分野における施策・事業を推進するための総合的な指針となるものです。
- 市民と行政が一体となって将来都市像を実現するための各々の役割を明らかにするものです。



1 基本構想

本市のあるべき姿を描き、まちづくりの将来都市像とその実現のための施策の基本となるものです。

計画期間 令和 2 (2020) 年度から
令和 11 (2029) 年度までの 10 年間

2 基本計画

基本構想に掲げられた将来都市像を実現するため、主要な施策を明確化したものです。

計画期間 後期 令和 7 (2025) 年度から
令和 11 (2029) 年度の 5 年間

3 実施計画

基本計画で定められた主要施策を具体的に実施していくための事業計画です。

計画期間 2 か年度を期間とし
毎年度見直し (ローリング方式)

3) 時代の潮流

1 本格的な人口減少局面の到来

我が国は本格的な人口減少の局面にあり、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（令和 5（2023）年 4 月公表）によると、50 年後の令和 52（2070）年に総人口が現在の 7 割に減少するとの結果が出ており、今後婚姻数の減少や晩婚化に伴う合計特殊出生率の低下や高齢者人口の増加により、少子高齢化の更なる進展が見込まれています。子育てにやさしい社会づくりをはじめ、地域経済・地域コミュニティの活力維持や医療・福祉サービスを支える担い手の確保、持続可能な社会づくりなどが求められています。

2 価値観やライフスタイルの多様化

男女共同参画や多文化共生の動きをはじめ、ウェルビーイング志向の高まりや新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式の定着など、価値観やライフスタイルの多様化が進んでおり、社会的性別（ジェンダー）や国籍に関わらず人権が尊重され、だれもが個性と能力を発揮し活躍できる社会づくりが求められています。

3 地球規模での環境問題の深刻化

地球温暖化に伴う気候変動など地球規模での環境問題の深刻化を背景に、環境問題に対する意識が高まっています。日本においては、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、個人・企業・国や自治体それぞれが環境負荷の少ない脱炭素社会の実現に向けて取り組むことが求められています。

4 安全・安心への意識の高まり

近年、各地で地震や台風、豪雨などの自然災害が頻発し被害も激甚化していることから、人々の安全・安心に対する意識が高まっています。いかなる災害が発生しても、人々の生命や生活を守るとともに被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興を行うことが可能となるよう、災害に強い安全・安心な都市づくりが求められています。

5 生活に直結するリスクの高まり

近年、新型コロナウイルス感染症や国際情勢の不安定化、異常気象など、人々の生活や社会経済に直結する様々なリスクが相次いで発生しています。突発的に発生するリスクに対して迅速・的確に対応することができる体制を整えることが求められています。

6 デジタル社会の実現

IoT、ビッグデータ、AI の実用化の進展など、ICT（情報通信技術）を取り巻く環境が著しく変化する中、国は、デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、誰一人取り残されることなく多様な幸せを実現できる社会の実現を目指しています。社会のデジタル化に対し、デジタル技術を活用した社会課題の解決や価値創造を行う、DX（Digital Transformation）の取組が求められています。

7 安定した行財政及び協創（共創）のまちづくり

少子高齢化・人口減少に伴う労働力人口や税収の減少、市民ニーズの多様化等が進む中、限られた資源を効率的かつ効果的に活用し行政サービスを提供するため、事業の選択と集中をより一層進めていくことが求められています。また、地域の様々な課題解決においても、行政だけでなく住民や関係団体、企業など様々な主体がまちづくりに参加していくことが重要となっており、それぞれが協力して新たな価値を創造する協創（共創）のまちづくりを進めていくことが求められています。

■用語の解説

ウェルビーイング：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることをいう。

2 もおかの姿

1) 位置と地勢

栃木県の南東部に位置する真岡市は、東京から約 90km 圏にあり、面積は東西約 14.9km、南北約 19.4km の約 167.34km² で、北関東自動車道と国道 408 号鬼怒テクノ通りが交差する交通の要衝にあります。

東には八溝山地が連なり、西に鬼怒川、中央に五行川、東部には小貝川が流れ豊かな自然に恵まれた都市です。

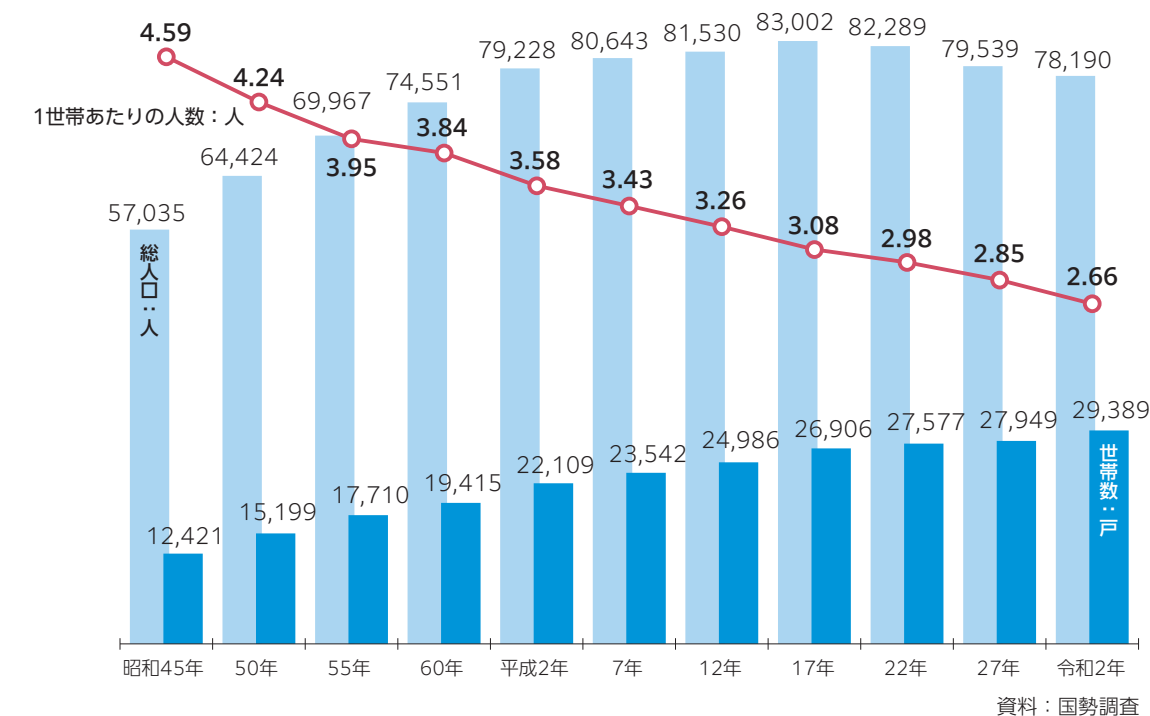


2) 人口

(1) 人口・世帯

国勢調査によると、本市の総人口は平成 17 年の 83,002 人をピークに減少に転じ、令和 2 年では 78,190 人となっています。一方、世帯数は一貫して増加しており、それに伴い 1 世帯当たりの人数の減少が続いています。

■ 総人口、世帯の推移

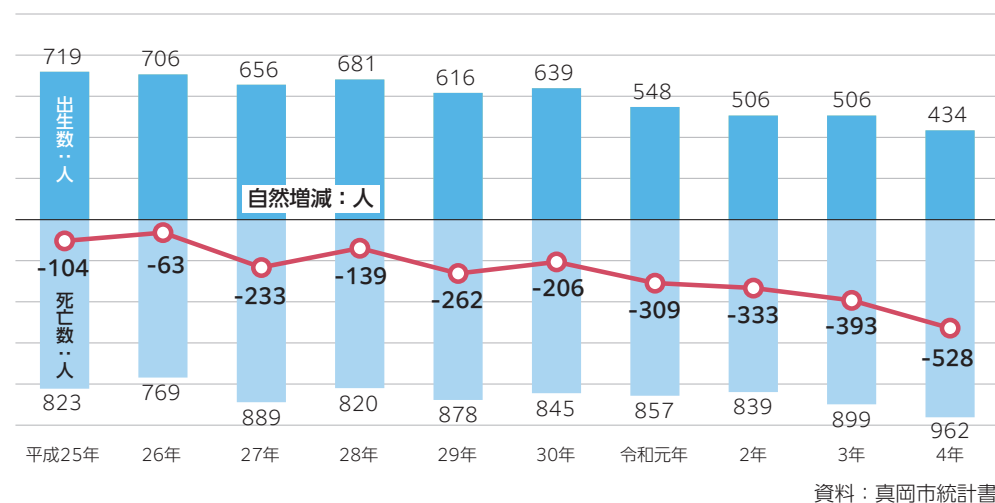


(2) 人口動態

① 自然動態

出生数は減少傾向が続いており、平成26年までは700人台、平成27年からは600人台、令和元年からは500人台で推移していましたが、令和4年に初めて400人台となりました。死亡数はほぼ800人台で推移していましたが、令和4年は900人を超えました。出生・死亡に伴う自然動態は、死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いています。

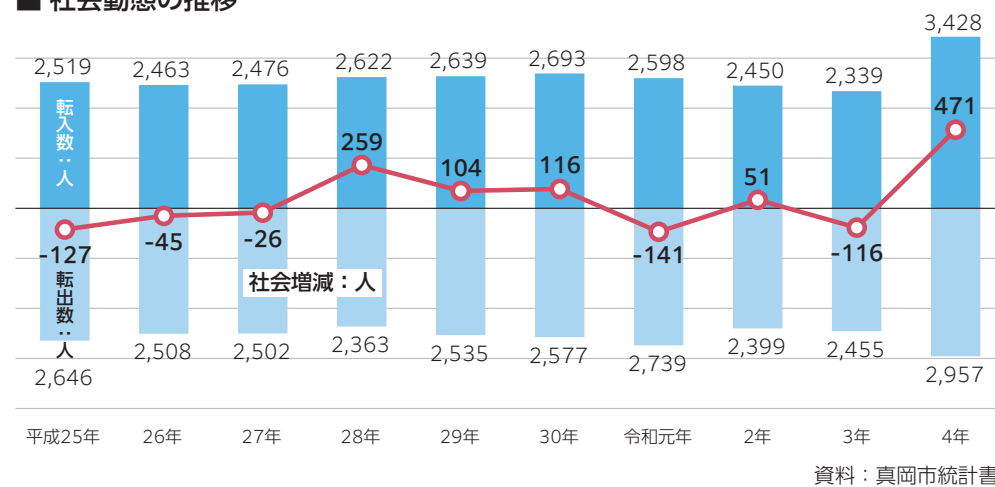
■ 自然動態の推移



② 社会動態

転入数は2,500～2,600人前後で推移していましたが、令和4年は大幅に増加しています。一方、転出数は平成28年までは減少傾向でしたが、平成29年以降は増加傾向となっています。転入・転出に伴う社会動態は、令和4年は転入数が転出数を上回る「社会増」となっています。

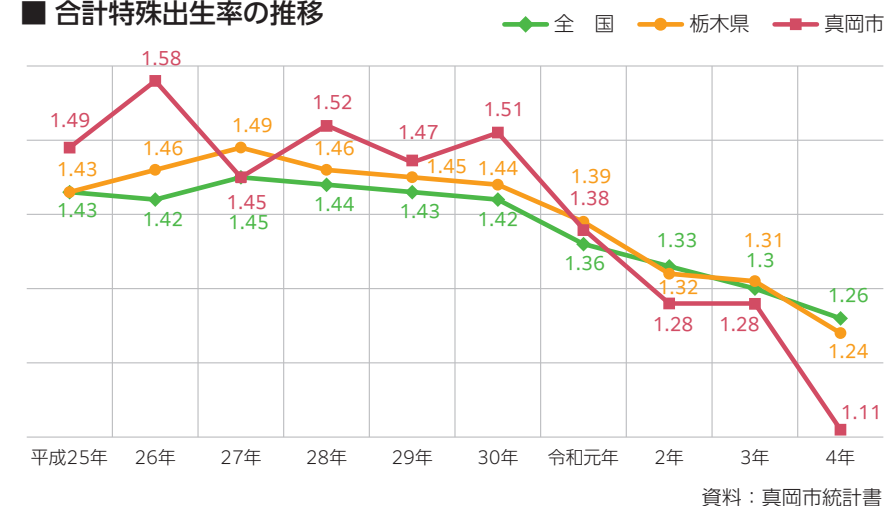
■ 社会動態の推移



③ 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移を見ると、平成30年（平成27年を除く）までは、全国と栃木県の値を上回っていましたが、令和元年以降、大きく低下し、令和4年は全国や栃木県の値を下回り、1.11となっています。

■ 合計特殊出生率の推移



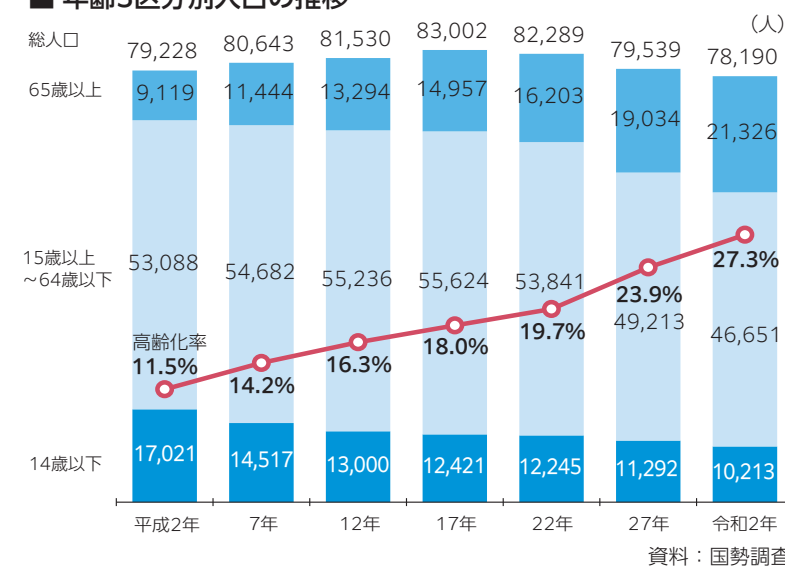
④ 年齢3区分別人口

国勢調査によると、令和2年の年齢3区分別人口では、14歳以下が10,213人、15歳以上64歳以下が46,651人、65歳以上が21,326人となっています。

14歳以下は、減少傾向が続いており、平成2年から令和2年までの30年間で約7,000人減少しています。15歳以上64歳以下は、平成17年の55,624人をピークに減少に転じており、令和2年ではピーク時より約9,000人減少しています。

その一方、65歳以上は増加傾向が続いており、平成2年から令和2年までの30年間で約12,000人増加しています。それに伴い、平成2年に11.5%であった高齢化率は令和2年に27.3%まで上昇しており、高齢化が急速に進んでいます。

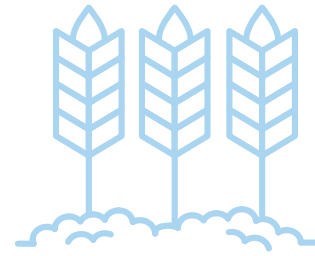
■ 年齢3区分別人口の推移



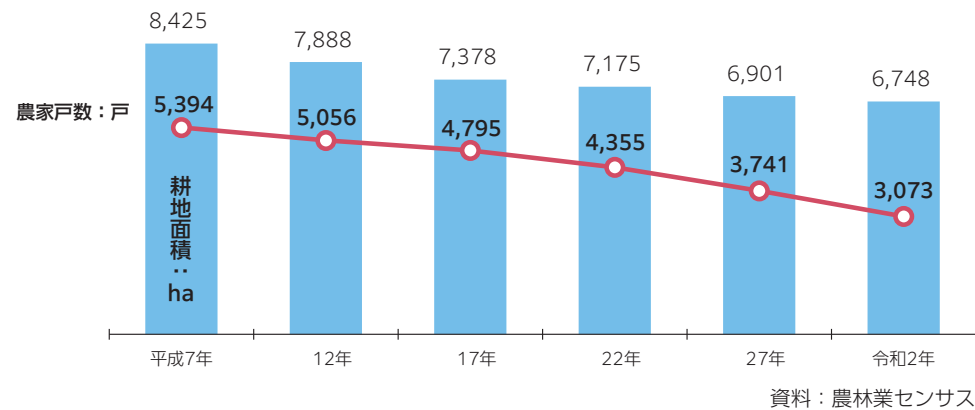
3) 産業

(1) 農業

農家戸数、耕地面積については、共に減少が続いています。特に農家戸数は、平成 22 年から平成 27 年にかけて 614 戸、平成 27 年から令和 2 年にかけて 668 戸減少しており、直近 10 年間で大きく減少しています。

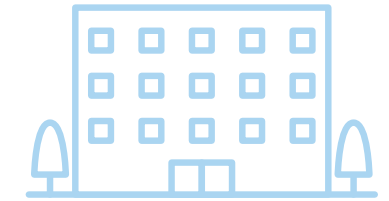


■ 農業の推移

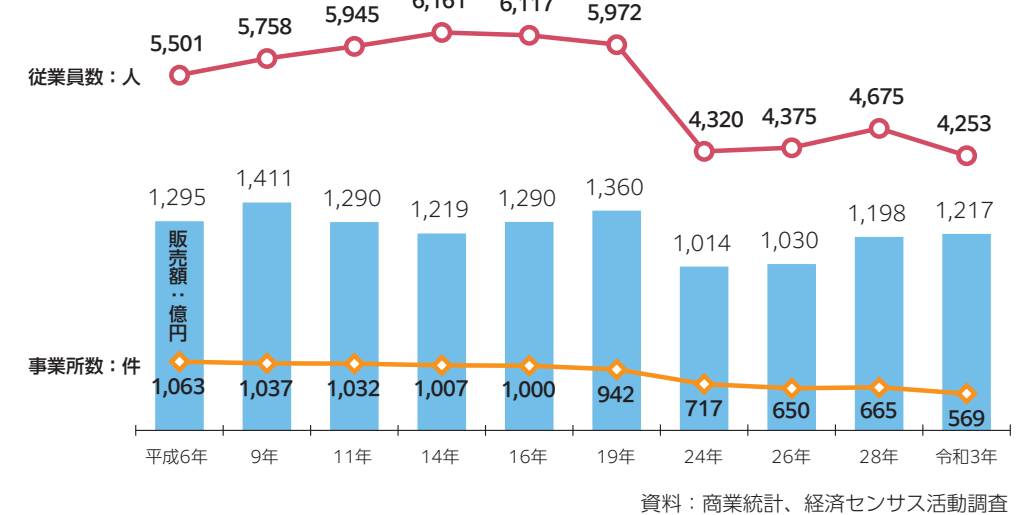


(3) 商業

事業所数、従業員数については、共に減少傾向にあります。販売額については、平成 24 年に大きく落ち込みましたが、以降増加傾向となっています。

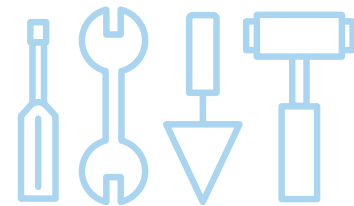


■ 商業の推移

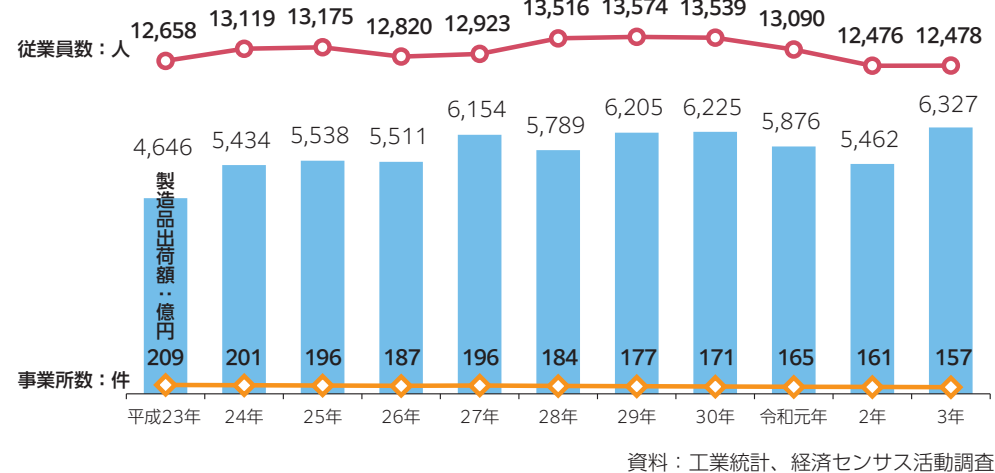


(2) 工業

製造品出荷額、従業員数は、平成 23 年の東日本大震災の際に一時落ち込んだものの、その後持ち直し、横ばいが続いています。一方、事業所数は緩やかに減少しています。



■ 工業の推移

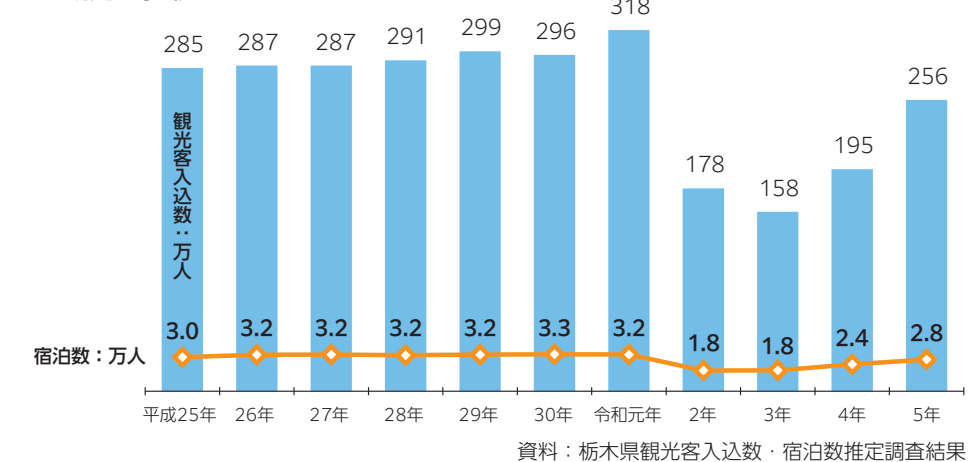


(4) 観光業

令和元年まで観光客入込数は緩やかに増加、宿泊数は横ばいを維持していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 2 年は大きく減少しました。令和 4 年以降は回復の兆しが見え、令和 5 年の観光客入込数は 256 万人、宿泊数は 2.8 万人となっています。



■ 観光の推移



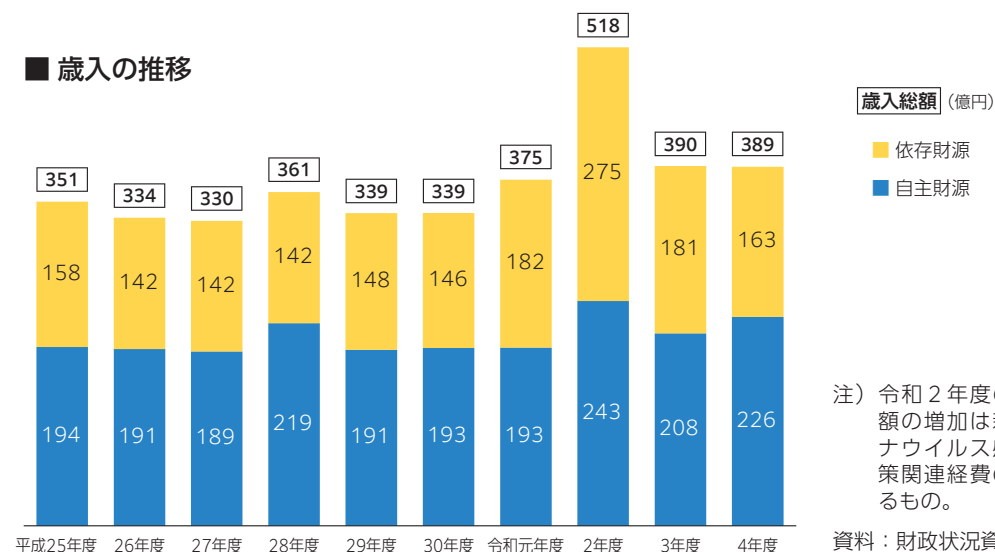
4) 財政

(1) 財政状況

① 歳入

歳入総額の状況を見ると、直近 10 年間では増加の傾向を示しています。
また、内訳は市税等の自主財源が約 6 割を占めています。

■ 歳入の推移



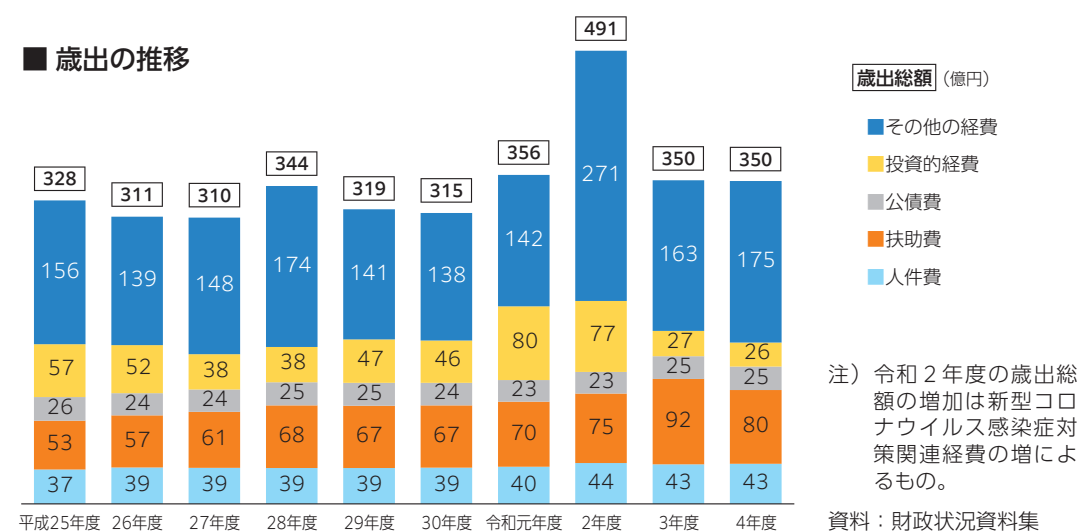
■用語の解説

依存財源：国や県から一定の額を交付されたり、割り当てられたりする財源（地方交付税、国庫・県支出金など）のこと。
自主財源：市税（市民税や固定資産税など）や市の施設の使用料など、市で集めることのできる財源のこと。

② 歳出

歳出総額の状況を見ると、直近 10 年間では増加の傾向を示しています。
また、内訳は社会保障に関わる扶助費が増加傾向となっています。

■ 歳出の推移



■用語の解説

その他の経費：物件費（備品購入費、委託料等）、維持補修費（市の施設等の維持に要する費用）、補助費（団体等への補助金）等に要する経費のこと。

投資的経費：道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備等に要する経費のこと。

公債費：地方債の元利償還金等のこと。

扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障がい者等を援助するために要する経費のこと。

人件費：職員給、議員報酬などに要する経費のこと。

(2) 主な財政指数

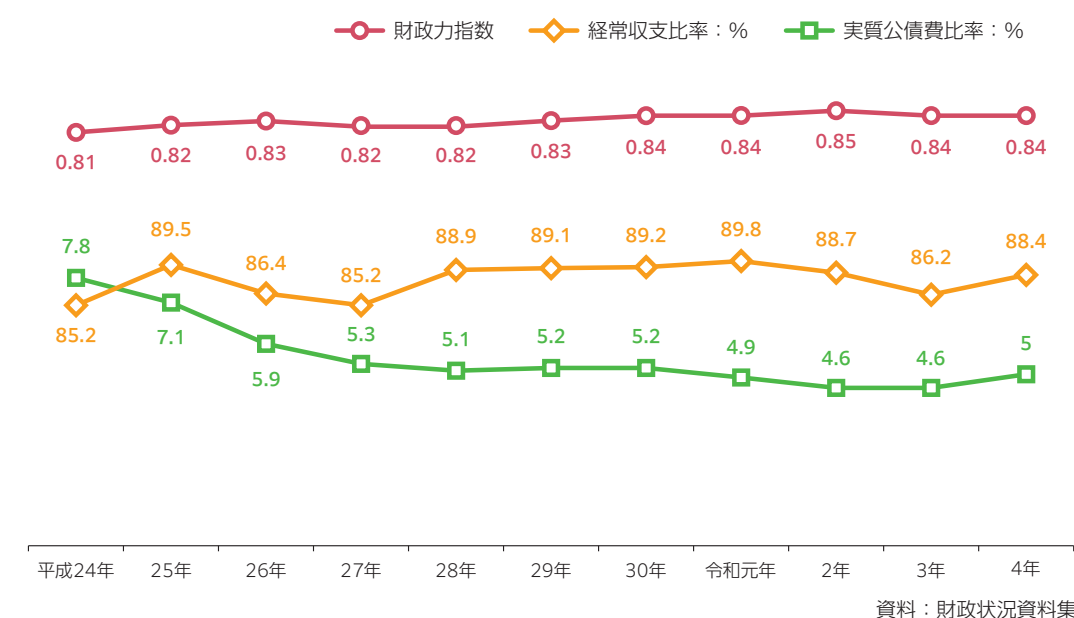
県内市町の令和4年における平均財政力指数は 0.69、平均経常収支比率は 88.8%、平均実質公債費比率は 5.5% となっています。

財政力指数は、県平均を上回っています。

経常収支比率は、令和元年から令和3年までの減少傾向から反転し、令和4年は県平均と同程度となっています。

実質公債費比率は、令和3年度からやや増加しているものの、県平均の値を下回っています。

■ 主な財政指数の推移



■用語の解説

財政力指数：地方公共団体の財政力を表す指標で、財政力指数が高いほど、財源に余裕があるとされ、指数が1を超えると、普通交付税が交付されなくなる。

経常収支比率：地方公共団体の財政の硬直化を表す指標で、税収や普通交付税などの収入に対する人件費や公債費などの義務的経費が占める割合。

実質公債費比率：地方公共団体が1年間に負担する借入金の返済額の大きさを表す指標。早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%



5) 土地利用

田畑などの農用地が 5 割を占めており、山林等を含めると自然的土地利用が市域の 6 割強を占めています。

また、駅周辺や幹線道路沿道に商業用地が散在するほか、一般国道 408 号や鬼怒テクノ通りの沿道には、まとまった工業用地がみられます。

真岡駅周辺や久下田駅周辺の市街地、工業団地が整備された区域を中心に市街化区域が指定され、それ以外の区域は市街化調整区域に指定されています。

■ 土地利用の現況



■ 用語の解説

市街化区域：都市計画法に基づいて定める、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域：都市計画法に基づいて定める、市街化を抑制すべき区域のこと。

第1章

基本構想

1. もおかの特性
2. もおかの課題
3. 将来都市像
4. 将来人口
5. 政策の大綱
6. まちづくりの基本戦略

1 もおかの特性

① 豊かな自然と良好な居住環境

本市は、関東平野の北部に位置し、東に連なる八溝山地西麓の根本山の丘陵、西に流れる鬼怒川をはじめとして五行川、小貝川などの河川が流れ、その流域には豊かな田園地帯が広がっています。市北部に位置する井頭公園では四季折々の風景を楽しめるほか、市内各所に公園や緑地、平地林があり、緑を身近に感じられる環境です。

市街化区域においては、土地区画整理事業によって良質なインフラの整備を図ってきたことにより、快適な居住環境が形成されていますが、真岡駅や門前地区周辺、久下田駅周辺の中心市街地においては、空き家・空き地・空き店舗の増加による空洞化も進んでいます。また、市街化調整区域においては、ゆとりある生活環境を有する集落地が点在しています。



② 活力ある産業・日本一のいちごのまち

本市は、東京から約90km圏に位置し、北関東自動車道や、国道408号鬼怒テクノ通り等が交わる交通の要衝としての立地や、広大で平坦な土地や肥沃な農地を生かし、農業・商業・工業のバランスのとれた産業のまちとして発展してきました。

農業では、いちごやなす、たまねぎ、トマト、にら、メロンなどの園芸作物の生産が盛んで、特にいちごは、栃木県内でも一番の生産量を誇り、令和4年に「いちご王国栃木の首都」を宣言しました。

商業では、県東地域の商業拠点となっており、市内に点在する小売店が市民の日常生活を支えるほか、中心市街地では、空き店舗を活用した個人経営の店舗が新規出店するなど、多様な形態の店舗がみられます。

工業では、第1工業団地から第5工業団地、大和田産業団地、真岡てらうち産業団地、真岡商工タウンを整備し、交通の要衝としての立地を生かした生産拠点として多くの企業が操業しています。



③ 多様な観光・地域資源

本市は、鎌倉時代に親鸞聖人が建立した高田山専修寺御影堂や大前神社本殿などが国の重要文化財に指定されているほか、二宮尊徳（金次郎）が桜町領（物井・横田・東沼）の復興を果たした時の役所である桜町陣屋跡などが国の史跡、岡部記念館「金鈴荘」などが県指定有形文化財に指定されているなど、多くの文化財や名所・旧跡があります。

真岡の伝統工芸である真岡木綿は江戸時代には真岡の代名詞として知られ、現在も伝統技術を引き継ぐ真岡木綿工房では製作工程の見学や体験ができます。

また、真岡の5大夏祭り（真岡の夏まつり、久下田祇園祭、真岡の灯ろう流し、もおか木綿踊り、尊徳夏まつり）や一万本桜まつりなどの観光イベントが1年を通じて市内各所で開催されているほか、真岡鐵道のSLをはじめ、井頭公園とその周辺で温泉やいちご狩りなどの屋外レジャーが楽しめる「いがしらリゾート」、幅広い世代がスポーツを楽しめる真岡市総合運動公園など、多様な観光・地域資源を有しています。



④ 充実した子育て・教育環境

本市は、出産準備手当や乳児紙おむつ及び乳児紙おむつ用ごみ袋購入助成券支給事業などの独自の子育て支援や、妊産婦等の相談サポートや乳幼児への保健対策など妊産婦・乳幼児と母親への切れ目のない支援が充実しているほか、病児・病後児保育など多様化する保育ニーズに対応した保育環境を整備しており、子育てにやさしいまちづくりを進めています。

また、教育面ではICT（情報通信技術）を活用した教育環境の整備による児童生徒の学力向上に加え、自然教育センター等での体験授業を通じた心身の成長や、海外の姉妹校等との教育国際交流推進などによるグローバル人材の育成を進めています。

さらに、子育て支援センター、屋内・屋外の子ども広場、図書館、地域交流センターの機能が融合する複合交流拠点施設「monaca」では、未来を築くももかっ子の心身の健やかな成長と、市民への生涯学習の機会を提供しており、子育て・教育環境が充実しています。



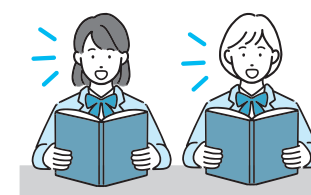
2 もおかの課題

「時代の潮流」「もおかの姿」及び「もおかの特性」を踏まえて、真岡市のまちづくりの課題を整理します。

(1) 生涯を通じて学び心身とも豊かに成長できるまちづくり

近年では、子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の推進や、グローバル社会で活躍できる人材の育成、社会人になっても学び続けることのできる環境づくりなどが重視されており、本市においては、さらに教育分野でのデジタル技術の更なる活用が求められています。

児童生徒の学力向上と健やかな成長を支える教育環境や、複合交流拠点施設「monaca」等の市民の学びの環境を生かして、生涯を通じて学び心身とも豊かに成長することができるまちづくりが必要です。



(2) だれもが安心して元気に暮らし続けることができるまちづくり

近年では、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、少子化対策を強化するため子育てにやさしい社会づくりや、人生100年時代の到来を見据えた健康寿命を伸ばす取組などが積極的に進められ、本市においても、子育て支援や医療提供体制、福祉体制の更なる充実が求められています。

独自の子育て支援や芳賀赤十字病院を核とした地域医療提供体制の充実とともに、地域の福祉活動の維持などを図りながら、だれもが安心して元気に暮らし続けることができるまちづくりが必要です。



⑤ 安全・安心な生活環境

本市は、関東平野の北部に位置しており、周囲に活断層も確認されておらず、近年は大規模な風水害も発生していないことから、比較的自然災害の少ない地域と考えられています。しかし、過去には東日本大震災や竜巻、台風などにより被害を受けており、それらの教訓を踏まえ平成29年にBCP策定推進都市を宣言し、市内事業所のBCP（事業継続計画）策定支援を行うとともに、防災機能を備えた防災公園の整備を進めるなど、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

市内には芳賀地域の医療の中核を担う芳賀赤十字病院が立地しており、地域の医療機関と役割分担を行いながら連携することで、地域完結型医療の構築が図られています。また、本市は自家用車での移動が中心の車社会であることから、運転免許証を持たない市民の移動手段として、いちごバスなどの地域公共交通の整備を図るなど、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることのできる環境づくりを進めています。



⑥ 市民の地域への愛着

本市は、これまで郷土を愛し、郷土をつくる意欲が強い市民と協働のまちづくりを進めてきましたが、近年は複合交流拠点施設「monaca」に関連して市民、特に高校生や大学生など若者のまちづくりへの参加がみられるようになってきました。その一方で、高校卒業後の若者の進学・就職に伴う転出傾向が顕著になっています。

また、全国的に郷土愛や地域連帯感が薄れていく傾向にある中でも、地域の伝統行事やお祭りのにぎわいが脈々と受け継がれ、地域づくり事業などの取組が展開されることで、市民の地域に対する愛着が育まれています。



(3) まちの活力やにぎわいを高めるまちづくり

近年では、社会経済の先行きの不透明感や少子高齢化に伴う労働力の減少、テレワーク等の就業形態の多様化や働き方改革の進展など、産業を取り巻く環境は大きく変化しており、本市においても、地域産業の担い手の減少や中心市街地の空洞化の進展が懸念され、産業振興や企業誘致による雇用の創出が求められています。

豊かな農業生産の環境や、雇用・生産の拠点、多様な観光・地域資源を生かすとともに、中心市街地の再生などを図りながら、まちの活力やにぎわいを高めるまちづくりが必要です。



(4) 暮らしやすく住み続けたいと思えるまちづくり

近年では、人口減少や若い世代の東京圏等への流出による地域活力の低下が深刻化していることから、より多くの人々が住みたい、住み続けたいと思うまちづくりの重要性が増すと同時に、都市の持続可能性を高めるため市街地をコンパクトにまとめるまちづくりが進められており、本市においても、便利で快適な生活環境の整備が求められています。特に、車社会という本市の特性から自家用車での移動ができない場合、移動に不便を感じる傾向にあり、住み慣れた地域で暮らし続けるためには日常生活における移動手段の確保が求められています。

良好な居住環境を維持するとともに、公共交通等による移動手段の確保と利便性向上などを図ることにより、暮らしやすく住み続けたいと思えるまちづくりが必要です。



(5) 自然と共生し安全に暮らすことができるまちづくり

近年では、環境負荷の少ない脱炭素社会の実現に向けた取組が求められ、自然環境の保全等に対する関心が高まっています。また、地震や台風、豪雨等による自然災害の頻発や被害の激甚化が懸念されており、本市においても、防災や減災のための国土強靭化をはじめ、市民の安全・安心を確保する取組が求められています。

災害に強いまちづくりを一層進めるとともに、豊かな自然環境などを守り、生かしながら、自然と共生し安全に暮らすことができるまちづくりが必要です。



(6) 市民がふるさとに愛着と誇りを持ち協働するまちづくり

近年では、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、男女共同参画や多文化共生の動きなど、ジェンダーや国籍に関わらず人権が尊重され、だれもが活躍できる社会づくりが求められており、本市においても、だれもが活躍できる社会づくりに向けて、多様な主体の参画による、市民と行政による協働のまちづくりが重要となっています。

「協働のまちづくり」から一歩進んだ、新たな価値を創造する「協創（共創）のまちづくり」を進めるとともに、人口減少などにより活力低下が心配される地域コミュニティ活動の維持などを図りながら、もおかの魅力を市内外に PR し、市民がふるさとに対する愛着と誇りを持ち協働するまちづくりが必要です。



(7) 社会情勢に応じた的確な行政経営と市民に開かれたまちづくり

近年では、多様なニーズに柔軟に対応しうる持続可能な自治体経営の確立が求められるほか、新たに、「誰一人取り残されることなく、デジタルの活用により多様な幸せが実現できる社会」を目指すデジタル社会の実現に向けた取組が推進されており、本市においても、デジタル技術の行政手続き分野での更なる活用を進めています。

人口減少に伴う市税収入の減少が見込まれる中、厳しい財政状況を踏まえた効率的・効果的な行政サービスを提供するとともに、市政情報が必要としている市民へ届け仕組を整備するなど、社会情勢に応じた的確な行政経営と市民に開かれたまちづくりが必要です。



3 将来都市像

－将来都市像－

JUMP UP もおか
～だれもが“わくわく”するまち～

本市は、先人が築いた活力ある工業と日本一の「いちご」等の農業、文化遺産や豊かな自然を生かした計画的な都市づくりを推進し、人、自然、産業が調和する都市を目指すとともに、「真岡に生まれ、育ち、学び、働き、本当に住んでよかった、移り住んでよかった」と実感できる安らぎと潤いに満ちたまちの実現を目指してきました。

このまちづくりの方向を継承するとともに、若い世代を中心に、すべての人が「真岡に住みたい」、「真岡で働きたい」、「真岡で子育てしたい」と、もっと思えるまちであるために、さらに、本市の未来を担う「人づくり」のために、「楽しみ」、「可能性」を感じながら“わくわく”とした気持ちで未来を描けるまちを実現するため、「JUMP UP もおか ～だれもが“わくわく”するまち～」を将来都市像として掲げます。

4 将来人口

本市の将来人口は、市独自推計によると、2030年（令和12年）には、75,852人まで減少すると予測されます。また、年齢3区分別人口では、年少人口が9,028人（11.9%）、生産年齢人口が43,903人（57.9%）、高齢者人口が22,921人（30.2%）と予測されます。

■ 将来人口展望

- 合計特殊出生率が、2035年（令和17年）に1.9程度、2045年（令和27年）に人口置換水準の2.07程度に上昇するものと設定。
- 2025年（令和7年）以降は、社会増減がゼロになるものと設定。

年度	2020年 令和2年 －基準人口－	2025年 令和7年	2030年 令和12年
総人口	78,190	77,344	75,852
年少人口 (14歳以下)	10,213 (13.1%)	9,534 (12.3%)	9,028 (11.9%)
生産年齢人口 (15～64歳)	46,651 (59.6%)	45,228 (58.5%)	43,903 (57.9%)
高齢者人口 (65歳以上)	21,326 (27.3%)	22,582 (29.2%)	22,921 (30.2%)

注）将来人口の予測値算出の際に用いる国「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き（令和6年6月版）」が公表されたことから、改めて推計値を算出。今回の独自推計の2020年（令和2年）の人口は国勢調査の不詳補完値による。

5 政策の大綱

将来都市像「JUMP UP もおか～だれもが“わくわく”するまち～」を実現するために、真岡市総合計画の骨格となる次の7つのまちづくりの政策を推進します。

政策 1 「人づくり」～豊かなこころアップ!～

- 将来を担う「もおっ子」の確かな学力や健やかな心身の育成をはじめ、国際性豊かな、あらゆる場で活躍できる人材の育成に努めるほか、市民がスポーツや文化芸術・歴史に親しみ、生涯を通じて学ぶことのできる機会の確保により、豊かなこころを持つ人づくりに努めていきます。



政策 2 「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～



- 安心して子どもを生み育てることのできる支援の充実や、地域完結型の医療提供体制の充実を図るほか、年齢や障害の有無に関わらずだれもが生きがいを持ちながら住み慣れた地域で健康に暮らし続けることのできる環境づくりを進めるとともに、地域で共に支え合う体制を強化することにより、市民が不安なく安心して生活できる元気な笑顔づくりに努めていきます。

政策 3 「にぎわいづくり」～まちの活力アップ!～

- 交通の要衝としての立地や、肥沃な農地、工業団地の良好な操業環境などを生かしながら、農業・商業・工業のバランスのとれた産業振興と、生産量日本一のいちごや伝統ある真岡木綿、街中を走る真岡鐵道のS L等の地域の魅力を生かした観光振興により、活力のあるにぎわいづくりに努めていきます。



政策 4 「都市づくり」～暮らしやすさアップ!～



- 市街地の良質な住宅地や、上下水道、道路などのインフラに加え、郊外の集落地の生活環境を維持するとともに、公共交通の利便性向上を図ることにより、すべての市民が、暮らしやすさを実感できる魅力的な都市づくりに努めていきます。

政策 5 「環境づくり」～安全なまちアップ!～

- 災害に強いまちづくりの取組の強化や、交通事故・犯罪などを未然に防ぐ体制の充実を図るとともに、豊かな自然環境の保全・活用の推進や、省資源・省エネルギー対策及び脱炭素社会の実現に向けた取組を展開することにより、自然と共生し安全に暮らすことのできる環境づくりに努めていきます。



政策 6 「魅力づくり」～市民の力アップ!～



- 本市に対する興味や愛着、誇りにつながる情報を広く発信するとともに、価値観やライフスタイルの多様化を踏まえた、だれもお互いを認め合いながら活躍することのできる環境づくりや、地域での助け合いとまちづくり活動を支える地域コミュニティの充実により、市民の力を活用した地域の魅力づくりに努めていきます。

政策 7 「行政経営づくり」～効率・効果アップ!～

- デジタルの活用をはじめとする近年の社会情勢等を的確に捉えた政策・施策の検討や実施体制確保に努めるほか、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するための行政改革の推進、健全な財政基盤の維持・強化に努めていきます。



6 まちづくりの基本戦略

■ まちづくりの基本戦略の方向性

ふるさと「真岡市」が、栃木県をリードし、全国に誇れる都市となるためには、市民との「絆」を大切にして、対話・協働・連携を深めながら「選ばれる都市（まち）もおか」を実現することが重要であることから、リーディングプロジェクト（先導的、戦略的、横断的な取組）として重点的に取組みます。

（１）共通事項

社会情勢等を踏まえ、7つの政策で共通して取組む事項として「SDGs」と「DX」を位置づけます。

共通事項 ①

SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsの理念である「誰一人取り残さない、持続可能な社会の実現」は、本市が目指すべきまちづくりの方向性にも合致することから、各施策とSDGsとの関連を明らかにしながら、行政・企業・個人が一体となって積極的な取組を進め、SDGsへの貢献に努めていくものとします。

注）基本計画の各ページには該当するアイコンを記載します。



共通事項 ②

DX（Digital Transformation）の推進

デジタル技術の急速な発展や利用の拡大に伴い、社会全体のデジタル化に向けた取組がますます重要になってきていることから、デジタル技術の活用によりアナログの価値を高め、誰一人取り残さない やさしい都市（まち）の実現のために、すべての分野においてDXに努めていくものとします。



■用語の解説

SDGs（＝Sustainable Development Goals）：持続可能な開発目標のこと。2015年（平成27年）の国連サミットで採択された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットにより構成される。

DX（＝Digital Transformation）：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

（２）重点プロジェクト

7つのまちづくりの政策を横断して取組む重点プロジェクトとして以下の5つを位置づけます。

プロジェクト ①

こどもの元気な成長プロジェクト

確かな学力の育成など教育環境の充実により、心豊かでたくましい「もおかっ子」の育成に取組みます。



プロジェクト ②

若い世代・子育て応援プロジェクト

若者が魅力を感じ、子育て世代が住みやすいと思うまちの実現に向け、若者や女性の仕事をつくるとともに、子育て支援の充実を図ります。



プロジェクト ③

安心な暮らしの実現プロジェクト

地震や台風、豪雨等の災害に強いまちづくりと、高齢者や障がいのある人にも優しい環境づくりにより、だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進します。



プロジェクト ④

とちぎをリードする産業プロジェクト

東京圏を意識した戦略的な園芸農業の推進や、魅力ある産業の創出により、若い世代を呼び込み、経済活動を県内トップクラスに伸ばす取組を推進します。



プロジェクト ⑤

まちの活力再生・魅力創出プロジェクト

若い世代が魅力を感じ、地域の担い手となって未来を共に描いていけるような新たなもおかの元気を創出します。



SDGs の 17 の目標



1. 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



15. 陸の豊かさも守ろう
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



17. パートナリーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



2. 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



4. 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



8. 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



10. 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正する



12. つくる責任 つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



14. 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



第2章

基本計画

施策の体系

政策 1
「人づくり」
～豊かなところアップ！～

政策 2
「笑顔づくり」
～安心と元気アップ！～

政策 3
「にぎわいづくり」
～まちの活力アップ！～

政策 4
「都市づくり」
～暮らしやすさアップ！～

政策 5
「環境づくり」
～安全なまちアップ！～

政策 6
「魅力づくり」
～市民の力アップ！～

政策 7
「行政経営づくり」
～効率・効果アップ！～

施策の体系

基本構想における将来都市像を実現するために、まちづくりの7つの政策を柱とし、37の施策を基本計画と掲げて展開していきます。

－将来都市像－

JUMP UP もおか
～だれもが“わくわく”するまち～

政策名	施策 No.	施策名
1 「人づくり」 ～豊かなこころアップ！～	1－1	確かな学力の育成
	1－2	心の教育と健やかな体づくり
	1－3	国際化に対応した教育
	1－4	生涯学習の推進
	1－5	青少年の健全育成
	1－6	生涯スポーツ・レクリエーションの振興
	1－7	文化芸術の振興と文化財の保護・継承
	1－8	国際交流の推進
2 「笑顔づくり」 ～安心と元気アップ！～	2－1	子育て支援の充実
	2－2	共に支え合う地域福祉の推進
	2－3	高齢者福祉の充実
	2－4	障がい者の自立と社会参加の支援
	2－5	生活保護と自立支援
	2－6	健康づくりの推進
	2－7	地域医療体制の充実

政策名	施策 No.	施策名
3 「にぎわいづくり」 ～まちの活力アップ！～	3－1	農業の振興
	3－2	商業の振興
	3－3	工業の振興
	3－4	観光の振興
	3－5	雇用の安定と創業支援の推進
4 「都市づくり」 ～暮らしやすさアップ！～	4－1	良好な市街地の形成
	4－2	安全で快適な住まい・まちづくり
	4－3	道路ネットワークの整備
	4－4	公共交通ネットワークの整備
	4－5	安定した上下水道サービスの提供
5 「環境づくり」 ～安全なまちアップ！～	5－1	循環型社会の構築
	5－2	自然環境の保全と地球温暖化対策の推進
	5－3	生活環境の保全
	5－4	防災体制の整備・強化
	5－5	交通安全の推進
	5－6	防犯対策と安全で安心な消費生活の推進
6 「魅力づくり」 ～市民の力アップ！～	6－1	都市ブランド戦略の推進
	6－2	市民協働のまちづくり
	6－3	男女共同参画社会の実現
7 「行政経営づくり」 ～効率・効果アップ！～	7－1	窓口サービスの向上
	7－2	開かれた市政の推進
	7－3	安定した行財政運営



政策

1

「人づくり」

～豊かなこころアップ！～

真
実

施策の体系

- 施策 1-1 確かな学力の育成
- 施策 1-2 心の教育と健やかな体づくり
- 施策 1-3 国際化に対応した教育
- 施策 1-4 生涯学習の推進
- 施策 1-5 青少年の健全育成
- 施策 1-6 生涯スポーツ・レクリエーションの振興
- 施策 1-7 文化芸術の振興と文化財の保護・継承
- 施策 1-8 国際交流の推進

施策
1-1

確かな学力の育成

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 児童生徒の学力が向上しています。
- 教員の指導力が向上しています。



現状と課題

現
状

本市では、全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査と併せて、本市独自の総合学力調査を実施し、学力の定着度を把握・分析して授業の改善を行っているほか、ICTを活用した授業やデジタルドリルを活用した学習に取り組んでいます。

学校施設については、老朽化が進む中、各種保守点検や修繕等を適宜実施し、児童生徒が安全で安心して学べる環境づくりに取り組んでいます。

学校と地域住民等が一体となって学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの導入により、学校・家庭・地域の連携が深まり、子どもたちを育む力を高めるなど教育活動や地域活動の充実が見込まれます。

また、教育の質の向上及び教職員の負担軽減のため、ICTの活用による事務の効率化等に取り組んでいます。

なお、中学生においては、社会的な自立に向けて、中学生リーダー研修、マイチャレンジ推進事業など、生徒の発達段階に応じたキャリア教育を行っています。

児童生徒数の減少により、数年後に、一部複式学級となる学校が出てくることが予想されます。

課
題

- 思考力、判断力、表現力等の育成
- 教員一人ひとりのICTを活用した指導力の向上
- 学校施設の適正な維持管理と安全性、快適性の確保
- コミュニティ・スクールの導入・活性化による学校・家庭・地域の連携強化
- 教職員の働き方改革の推進
- 社会的な自立に向けて発達段階に応じたキャリア教育の研究
- 児童生徒数の減少を踏まえた学校の適正配置を含めた在り方の検討

全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査結果 栃木県との比較

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学習状況調査 全国学力・	(小6) 県教科合計平均正答率との差	ポイント	- 2.5	実施なし	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.1
	(中3) 県教科合計平均正答率との差	ポイント	+ 2.0	実施なし	- 1.5	+ 1.0	- 1.8
学習状況調査 とちぎっ子	(小5) 3教科合計平均正答率の県との差 (国語、算数、理科)	ポイント	- 0.8	実施なし	+ 1.2	+ 1.6	+ 2.0
	(中2) 5教科合計平均正答率の県との差 (国語、社会、理科、数学、英語)	ポイント	+ 2.3	実施なし	+ 2.0	+ 0.2	+ 1.4

主な取組

① 学校教育の充実と教員の指導力の向上

- 真岡市総合学力調査の結果を分析し、授業の改善につなげるとともに、真岡市学力向上推進研修会の実施、教職2～4年目の教員等を支援する研修等の充実を図ります。

② 教育環境の整備・充実

- 学校施設の適正な維持管理とICT機器・ネットワーク環境の整備により、安全で快適かつ効果的・効率的な教育環境の整備・充実を図るとともに、児童生徒数の減少による学校の適正配置を含めた在り方について検討します。

③ 学校・家庭・地域の連携強化

- コミュニティ・スクールの全校導入により、学校・家庭・地域が連携・協働する体制を整備します。

④ 教職員の働き方改革の推進

- 教職員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校の業務改善に関する取組を推進し、時間外労働時間の削減を図ります。

⑤ キャリア教育の推進

- 社会的な自立に向けて、中学生リーダー研修、マイチャレンジ推進事業など、生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進に努めます。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	小5とちぎっ子学習状況調査における3教科合計平均正答率の県との差(国語、算数、理科)	ポイント	+ 2.0	+ 2.0
2	中2とちぎっ子学習状況調査における5教科合計平均正答率の県との差(国語、社会、理科、数学、英語)	ポイント	+ 1.4	+ 2.0

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

＊児童生徒の学力向上を図るため、教育環境の整備を推進します。

市民の心構え

＊学校、家庭、地域と連携して、確かな学力を有する人間性豊かな子どもを育成します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 3-⑧：学校教育、生涯学習の充実
- 4-⑭：未来技術を活用したまちづくりの推進



施策
1-2

心の教育と健やかな体づくり

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 児童生徒に、生命や人権を尊重する、人を思いやる心や豊かな心が育まれています。
- 児童生徒の、基礎体力や運動能力が向上しています。

現状と課題

現
状

社会構造等の急速な変化による予測困難な時代にあって、子どもを取り巻く地域や家庭の環境、情報環境等が劇的に変化しています。

全国的に、心理的・情緒的・身体的な要因などを背景とする不登校の児童生徒が増加傾向にあるほか、特別支援教育の対象となる子どもが増加しています。不登校児童生徒への対応として本市では、「もおかライブラリー教室」を市内2か所に開設しています。

体力については、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向がみられ、体力の低下が懸念されています。

こうした中、本市では、心豊かでたくましい「もおかっ子」を育成するため、学校や地域での活動を中心に、道徳の授業や教育相談の実施、スポーツをする機会の確保、自然とのふれあいや様々な体験の場の提供などの取組を進めてきました。

また、自然教育センターにおいては、市内の小学3・4・6年生及び中学1・2年生を対象に、自然とのふれあいや集団活動の体験の場となる宿泊学習を実施しています。

なお、心身の健康の基礎となる食に関しては、食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題がみられます。

スポーツ庁では、休日の部活動について、段階的に地域に移行する方針を示しており、県においても移行プランが示されていることから、本市においても取組んでいく必要があります。

課
題

- 生命を大切にする心、他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性の育成
- 子どもたちの悩みや不登校児童生徒への対応
- 運動機会の確保
- 特別支援教育における一人ひとりの教育的なニーズに応じた支援の提供
- 望ましい食習慣の形成、食物アレルギーを持つ児童生徒への適切な対応
- 部活動の地域移行に向けての取組の推進

教育相談件数

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スクールカウンセラーへの相談件数 (年間累計数)	件	2,266	2,478	2,660	2,876	3,423

全国体力・運動能力、生活習慣等調査における体力合計点※の全国との比較

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小5男子	ポイント	- 2.61	実施なし	- 1.71	- 0.92	+ 0.75
小5女子	ポイント	- 0.43	実施なし	- 0.75	+ 1.37	+ 1.03
中2男子	ポイント	- 0.21	実施なし	+ 0.53	- 1.71	+ 0.48
中2女子	ポイント	+ 1.86	実施なし	+ 0.77	+ 1.69	+ 2.20
真岡市の体力合計点（80点満点）	ポイント	49.9	実施なし	48.9	48.9	50.0

※8種目の記録をそれぞれ10点満点で採点した合計点数

主な取組

① 情操と道徳性の育成

- 児童生徒の道徳性を育成するため、道徳の授業を推進するとともに、教員に対する道徳教育の研修を行います。
- 児童生徒が心豊かにたくましく生きることができるよう、集団活動や宿泊学習などの様々な体験活動の充実を図ります。

② 教育相談の充実と不登校児童生徒への支援

- 児童・生徒指導や悩み事相談などの充実のため、教育相談員やスクールソーシャルワーカーを適切に配置するとともに、「もおかライブラリー教室」における効果的な支援を行います。

③ 特別支援教育の充実

- 特別支援教育を充実させるため、心理相談員や特別支援教育アドバイザーの派遣を行います。

④ 運動習慣・生活習慣の定着化

- 児童生徒の基礎体力や運動能力を向上させるため、各学校における「真岡市体力向上プログラム」の実践や、家庭での運動習慣の定着化を目指す「真岡市チャレンジカード」の有効活用を推進します。

⑤ 安全安心な給食の提供と食育の推進

- 安全で安心な給食を提供するため、児童生徒の健康な成長に必要な栄養のバランスに配慮しつつ、詳細な献立表の配布や除去食の提供、教職員への緊急時の対応研修の実施などに努めます。
- 児童生徒が健全な食生活を実践できるよう、給食時や学級活動において、学校栄養教諭等による食育を進めます。

⑥ 学校部活動の地域移行に向けた取組の推進

- 部活動については、地域等の人材を活用した専門的な技術指導ができる部活動指導員の配置を進めるほか、地域が主体となって行う地域クラブ活動への移行などに努めます。



成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	周りから認められていると感じている児童・生徒の割合 ※	%	91.2	95.0
2	全国体力・運動能力、生活習慣等調査における体力合計点 (80 点満点)	点	50.0	52.5
3	全国体力・運動能力、生活習慣等調査におけるアンケート「運 動が好き」と答えた児童生徒の割合	%	79.5	83.0

※ WEBQU（児童生徒の学級満足度調査 WEB 版）より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * 生命や人権を尊重し、人への思いやりの心や集団生活のルールを学ぶ機会をつくれます。
- * 安全・安心な給食の提供環境や、運動・スポーツを楽しめる環境を整えます。

市民の心構え

- * 子どもたちに、他人を尊重する心や、一人ひとりが守るべき社会のルールを伝えます。
- * 子どもたちへ食育を進めるとともに、地域が主体となったスポーツ活動に協力します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 3－⑧：学校教育、生涯学習の充実

施策
1－3

国際化に対応した教育

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 児童生徒が、国際的な視野を持ち、外国語でのコミュニケーション能力が身についています。
- 子どもたちが、幼児期から英語でコミュニケーションを図る楽しさを体験しています。
- 外国人児童生徒が、適切な支援を受けることができます。

現状と課題

現
状

グローバル化が進み、国際社会の共通言語である英語の重要性が高まっています。本市では、小学校において「外国語活動」や「外国語科」による英語を用いたコミュニケーション活動を充実させるとともに、小・中連携による系統的な英語力を育成する取組を進めています。

また、長期的な視点で国際的に活躍できるグローバルな人材を育成するため、すべての中学校で海外の姉妹校等との教育国際交流を実施するほか、幼児期から遊びとして英語に触れ、小学校から始まる英語教育に円滑に移行するための環境を整えています。

本市においては、外国籍市民人口比の割合が県内で一番高い状況にあり、小中学校において、日本語を話せない外国人児童生徒の在籍も増加しており、児童生徒や保護者の状況に応じた適切な支援が求められています。

課
題

- 英語を用いたコミュニケーション能力の向上
- 教職員の英語指導力の向上
- 教育国際交流による児童生徒の異文化理解の促進と国際的な視野の育成
- 幼児期から英語に興味関心を持つための環境づくり
- 外国人児童生徒の日本語能力の向上と、その保護者との連携及び支援



小中学校の児童生徒数と外国人児童生徒数の推移

	単位	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童生徒数	人	6,761	6,638	6,562	6,476	6,364
外国人児童生徒数	人	283	301	316	309	291
児童生徒数に対する外国人児童生徒数の割合	%	4.18	4.53	4.81	4.77	4.57
日本語指導を必要とする外国人児童生徒数	人	136	146	129	141	135

主な取組

① 英語教育の充実

- 児童生徒の英語に関する興味関心を高め、学習意欲の向上を図るため、外国語指導助手（ALT）を活用した英語授業の充実に努めるとともに、ALT との活動を通し、生きた英語を学ぶことができる「イングリッシュ・サマーキャンプ」への参加や、英語検定の積極的受検等を促します。



② 教員の指導力の向上

- 小中学校における英語指導力の向上を図るため、すべての小学校に英語指導力向上専門員を巡回配置するとともに、更なる授業力向上を目指し、中学校英語科の全教員を対象とした研修の充実を図ります。

③ 教育国際交流の推進

- 異なる文化を理解したグローバル人材を育成するため、すべての中学校において、海外の姉妹校等との生徒の派遣・受入れによる直接交流を実施するとともに、オンライン交流やメール交換などを通じた日常的な交流を実施します。

④ 幼児期の英語に触れ合う機会の提供

- 子どもたちが、幼児期から楽しんで英語と触れ合う環境づくりに向け、保育所等において、外国語指導助手（ALT）と共に学ぶ機会の提供や幼稚園等への独自プログラム実施の支援を進めます。

⑤ 外国人児童生徒及び保護者への支援

- 外国人児童生徒が、日本人児童生徒と共に学ぶ環境づくりに向け、日本語指導の充実や、進学に関する多言語での支援等に努めるほか、保護者と学校の円滑なコミュニケーションを図るため、面談時の通訳派遣や多言語による保護者連絡システムの効果的運用に努めます。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和５年度)	目標値 (令和１１年度)
1	中２ 真岡市総合学力調査における英語の平均正答率の全国比との差	ポイント	+ 2.6	+ 2.7
2	中２ 真岡市総合学力調査「外国の人々との交流などを通して、外国の異なる文化に対する理解を深めようとしている」と答えた生徒の割合	%	68.8	70.0
3	英語に触れ合うことで、英語への興味関心がみられた幼児の割合	%	100	100

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * 国際交流や英語教育の充実にに向けた環境整備や指導者の人材確保に努めます。
- * 外国人児童生徒や保護者に対する支援を行います。

市民の心構え

- * 児童生徒は、異文化交流の場に積極的に参加し、外国語でのコミュニケーション能力を高めます。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- ３－⑧：学校教育、生涯学習の充実
- ４－⑩：地域づくりの推進

施策
1－4

生涯学習の推進

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 市民が生涯にわたり自主的、積極的に学習や読書などに取組んでいます。
- ライフステージに応じた学びの場が確保され、地域ぐるみで学び、育ち合う体制が構築されています。

現状と課題

現状

本市の生涯学習事業については、市民憲章を柱に、教養、趣味、スポーツ・レクリエーション分野や環境、福祉、産業、健康など多種多様にわたっています。

赤ちゃんから青少年期、成人期に至る社会生活や家庭生活など、それぞれの場面に応じた、生涯学習の活動を推進するため、市の各部署・各施設において、様々な内容の講座を実施しています。また、地域の方や事業者を講師として招いたり、企業の社会貢献事業などにより、多種多様な事業の実施が可能となっています。

一方で、各社会教育施設の老朽化が進行していることから、市民の生涯学習の場を維持し、快適な学習環境を提供するため、施設の適切な維持管理が必要となっています。

地域に設置している公設の公民館では、地域公民館の地域のつながりづくり、生きがいくりにつながる活動の支援を行っていますが、地域公民館活動の地元の担い手は不足している状況です。

図書館では、真岡地区と二宮地区の拠点図書館が連携し、図書館サービスを提供しており、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）に基づいて策定した「真岡市読書活動推進計画」により、読書推進のための取組や、だれもが読書できる環境づくりを進めています。

また、図書館機能、子育て支援機能、地域交流機能などの機能を持つ複合交流拠点施設「monaca」では、子どもから高齢者まで幅広い年代の市民が集い、様々な生涯学習の活動を行っています。

課題

- 多種多様な分野にわたる生涯学習事業の推進
- ライフステージに応じたニーズを反映した生涯学習機会の提供
- 各社会教育施設の計画的な維持管理
- 公民館を通じた地域住民の交流の推進と担い手の育成
- すべての市民が生涯にわたって読書に親しむことができる環境づくり
- 複合交流拠点施設「monaca」を生かした生涯学習の推進



生涯学習活動の実施状況

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公民館等の利用人数 ※	人	225,200	104,404	144,557	163,819	178,987
公民館（分館含む）等の定例利用団体数	団体	194	184	173	160	155
市民講座参加者延べ人数	人	13,079	3,625	8,153	8,190	12,074
公民館事業参加人数	人	231,515	104,404	144,557	163,819	184,317
図書館利用延べ人数（入場者数）	人	227,946	133,910	144,649	161,394	162,279
図書貸出冊数	冊	268,672	236,635	243,033	254,266	243,127
図書館の貸出延べ人数	人	71,905	60,913	63,938	68,814	68,102

※公民館本館、青年女性会館、西分館、山前分館、大内分館、中村分館、二宮分館、生涯学習館、長沼会館、物部会館、さくらホール、野外活動センターの合計

主な取組

① 多種多様な生涯学習の機会と活動の場の提供

- 青少年の健全育成、生涯スポーツ・レクリエーションの振興、文化芸術の振興や文化財の保護・継承と一体となった生涯学習事業を推進します。
- 子どもから高齢者まで、市民の様々なニーズに応じた活動の機会を提供するため、各種の出前講座や市民講座の開催、創作活動や鑑賞等の実施に努めます。
- 将来にわたり安全・安心に生涯学習施設が利用できるよう、インフラの老朽化対策を進める長寿命化計画を策定し、それに基づく適切な管理・運営を進めます。

② 生涯学習成果の活用とひとづくり

- 学習成果を発表する場の確保、市民主体の講座の開設など、市民が学んだことを地域で生かすことができる環境の整備を目指します。

③ 地域ぐるみでの継続的な生涯学習の支援

- 地域における学習や活動が積極的に展開されるよう、地域の公民館活動に対する支援を行います。
- 自治会、地域公民館、PTA等の地域の方々や学校、企業などの主体が、他の主体と連携して取り組んでいる活動等への支援を行います。

④ 公民館を通じた地域住民の交流やネットワークを生みだす支援

- 市が設置した公設の公民館が主体となり、地域の公民館をつなぎ、住民の交流を活性化させ、それらの活動を支援します。

⑤ 読書環境の充実

- 幅広い世代の人がだれでも気軽に読書に親しめるよう、本市の中央図書館である真岡市立図書館の利用環境の充実を図るとともに、二宮図書館や学校図書館と連携を強化することにより読書活動を推進します。
- 複合交流拠点施設「monaca」の特徴を生かして、子育て支援機能や地域交流機能と連携した多様な読書環境の充実を図ります。

⑥ 交流の拠点となる施設を生かした生涯学習ニーズへの対応

- 複合交流拠点施設「monaca」が地域の文化とコミュニティの拠点となるよう、市内外からの利用者の交流はもとより、近隣施設や民間団体との事業連携など、幅広いアプローチにより事業を展開します。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	市民講座参加者延べ人数	人	12,074	上昇
2	公民館事業参加人数	人	184,317	上昇
3	図書館の貸出延べ人数	人	68,102	上昇

行政の役割

＊学習機会や学習の場の提供、学習環境の整備、図書館の利用環境の充実などに努めます。

市民の心構え

＊生涯にわたり自主的・積極的に、学習や読書などに取組めます。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 3－⑧：学校教育、生涯学習の充実
- 4－⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成

施策
1-5

青少年の健全育成

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 地域・家庭・学校が一体となって青少年を育てる環境が整備されています。
- 青少年が将来に夢や希望を持ち、心豊かにたくましく成長しています。

現状と課題

- 現状**
- 全国的に、スマートフォン等の普及により、SNS を通じて青少年が犯罪に巻き込まれるケースが社会問題化しており、SNS 等による情報の氾濫への対応が求められています。
- また、少子化・核家族化などの影響により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、地域では世代間交流の減少や地域のつながりの希薄化が進んでおり、ふるさとへの誇りや愛着を醸成するための活動への支援や、これからの地域を支える多様な担い手の育成が求められています。
- 本市においては、「青少年が心豊かにたくましく育つ都市」を宣言しており、社会の変化により、社会環境に即応できる創造性あふれた人材が求められる中、その実現のための「家庭づくり」「仲間づくり」「まちづくり」を推進するものとし、地域、家庭、学校、行政等の連携による子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、放課後子ども教室などの事業を実施しています。

- 課題**
- 地域、家庭、学校、行政等が一体となって子どもたちを見守っていく環境の整備
 - 青少年の安全・安心な居場所づくりの推進
 - 次代の担い手となる人材の育成



青少年健全育成に関わる団体の状況

	単位	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
青少年健全育成連絡会（小学区数）	か所	14	14	14	14	14
少年指導員数	人	80	37	34	34	34
ジュニアリーダースクラブ会員数	人	23	28	28	20	21
子ども会育成会数	単位	126	122	114	111	109
子ども会会員数	人	4,644	4,398	4,291	4,074	3,887

少年犯罪数及び補導数

	単位	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
少年犯罪数	人	26	7	7	6	30
補導数	人	128	110	65	84	128

主な取組

① 青少年を見守り指導していく体制の強化

- 青少年の健全育成や非行防止を図るため、少年指導センターによる有害環境の浄化活動などの巡回指導の実施や、少年指導センターをはじめとする地域・学校防犯パトロール、警察、関係機関等と連携・協力しながら、地域全体で青少年を見守る環境づくりを推進します。



② 子ども会・育成会活動等の活発化

- 各地域の子どもたちが、異なる年齢の人々と関わり、様々な体験活動を行うことにより、社会で生きる力を身につけることができるよう、子ども会・育成会活動を推進するとともに、地域指導者の育成や地域での仲間づくりの取組に努めます。

③ 地域・家庭・学校等が一体となった健全育成の環境整備

- 地域における青少年の健全育成に向け、青少年健全育成連絡会の活動や、家庭教育学級、思春期学級等の学習機会の充実に努めます。
- 地域・家庭・学校の連携・協力により、地域における子どもたちの安全・安心な居場所となる、放課後子ども教室の運営を推進します。

④ 多様な分野でリーダーシップを発揮できる人材の育成

- ジュニアリーダースクラブなど各種団体の活動を支援し、各種事業やボランティア活動を通して、地域での次世代のリーダーとなる人材の育成を図ります。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	将来の夢や目標を持っている青少年の割合 ※	%	77.3	上昇
2	子ども会育成会に関する事業や青少年健全育成に関する事業への参加者数	人	2,918	3,000

※「全国学力・学習状況調査」に基づく小6・中3児童生徒質問回答より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * 地域・家庭・学校とともに、青少年の健全育成を図るための支援や、青少年を取り巻く環境の整備に努めます。

市民の心構え

- * 地域において青少年の健全育成の環境整備に努めます。
- * 子ども会や育成会の活動に積極的に参加します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

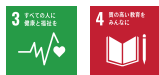
- 3-⑦：結婚、妊娠・出産、子育ての支援



施策
1-6

生涯スポーツ・レクリエーションの振興

関連する SDGs



施策の目指す未来

■「市民ひとり1スポーツ」が定着しています。



現状と課題

現
状

全国的に、社会環境や生活様式の変化に伴い、運動・スポーツをする機会の減少や体力・運動能力の低下がみられ、運動する子どもとしない子どもの二極化なども進んでいます。

本市においても、高齢化の進展とともに健康増進の取組が注目され、生涯スポーツ活動の重要性が増しています。一方で、地域の過疎化や地域経済の衰退が心配されており、スポーツによる地域活性化の機運向上が期待されています。

真岡市総合運動公園は、陸上競技場やテニスコート、弓道場などを配置した北ブロックの整備が完了し、南ブロックにおいても人工芝サッカー場（運動広場1）の供用を開始するなど、整備の進捗とともに利用者も年々増加しています。敷地全体の整備率は、令和7年春の市民球場（硬式兼軟式野球場）完成により82.7%に達します。しかしながら、市内の他のスポーツ施設は老朽化が進んでいるものもあり、適正な維持管理が求められているほか、利用に関する様々な要望も寄せられています。

令和4年度には、栃木県を開催地として全国障がい者スポーツ大会が行われ、本市も会場の一つとなったものの、その後は障がい者スポーツの普及が進んでいるとは言えない状況です。

課
題

- 多くの市民が取組める運動機会の創出
- 生涯スポーツ活動を通じた世代間の交流や生きがい、健康づくりの促進
- スポーツを通じた地域活性化の推進
- 幅広い世代のニーズに応じたスポーツ環境の整備
- 継続して安全にスポーツを楽しめる施設の維持管理
- 競技スポーツの発展・競技力向上
- 障がい者スポーツの普及・理解の促進



市民のスポーツ・レクリエーション状況

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市のスポーツ施設利用者延べ人数	人	614,559	364,983	447,338	549,088	554,738
何らかのスポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合※	%	57.4	60.3	59.5	61.2	59.1

※市民意向調査より

主な取組

① スポーツに触れる機会の充実

- 子どもから高齢者まで、市民のだれもが気軽に参加できるスポーツ教室や、家族でも楽しめる各種スポーツイベント等を開催し、より多くの参加を促します。

② 地域の活性化につながるスポーツ活動の推進

- スポーツ推進委員やスポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ等の活動を推進することにより、身近なスポーツ・レクリエーション活動の普及とともに地域の活性化を支援します。
- スポーツを通じて地域活性化を目指す栃木県スポーツコミッションと連携し、市のスポーツ施設を活用した大会や合宿の誘致を目指します。

③ スポーツ環境の整備

- 市民のニーズに応じたスポーツができる環境づくりに向け、真岡市総合運動公園の整備を推進するとともに、既存施設の有効活用について検討を行います。また、スポーツ施設の予約や利用がしやすい環境づくりに努めます。
- 市民が継続して安全にスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツ施設の定期的な保守点検及び必要な修繕を実施します。

④ 競技スポーツ活動の支援

- 少年スポーツ活動における指導者の育成や各種大会への参加を支援するほか、子どもたちの競技に対する興味・関心や技術獲得への意欲を高める、プロスポーツチームとの交流機会の確保等に努めます。
- 市スポーツ協会を支援し、各専門部を中心とした大会の開催や、各種競技団体の育成強化につなげます。

⑤ 障がい者スポーツの普及・振興

- 障がいの有無に関わらず、だれもがスポーツに親しむことができるよう、障がい者スポーツ教室の開催や、ルールや道具を工夫したアダプテッド・スポーツの普及に努めます。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	市のスポーツ施設利用者延べ人数	人	554,738	620,000
2	何らかのスポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	%	59.1	65.0

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- *だれもがスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる機会を提供します。
- *利用者の利便性や安全性などに配慮したスポーツ施設等の環境整備の充実を図ります。

市民の心構え

- *スポーツ・レクリエーションを自主的に行い、日頃から体を動かすよう心掛けます。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 4-⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成
- 4-⑭：未来技術を活用したまちづくりの推進

施策
1-7

文化芸術の振興と文化財の保護・継承

関連する SDGs



施策の目指す未来

- だれもが文化芸術に触れることができます。
- 文化芸術を担う人材が育成されています。
- 文化財が適切に保存・管理・継承され、活用されています。
- 市民が郷土の歴史に関心を持っています。



現状と課題

現状

本市では、人口減少や少子高齢化の進行により、伝統芸能等の担い手不足や、文化協会等加入者の減少など、地域で育まれた伝統文化や文化芸術活動を将来にわたり継承していくことが困難な状況が懸念されています。

一方で、価値観の多様化、デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症の影響から、コンサート等のオンライン配信や、美術品や文化財をウェブサイトで公開するデジタルミュージアムなど、新たに創出された鑑賞、発信方法などにより、今後、文化芸術活動の在り方が変化していく可能性があります。

こうした中、真岡市民会館は、様々な芸術鑑賞ができる場所として定着し、市民や学校教育活動の自主活動の発表の場としても広く利用されています。

また、久保記念観光文化交流館美術品展示館、まちかど美術館は、本市ゆかりの美術品蒐集家久保貞次郎の美術品を中心とした企画展に定評があり、近年は他県的美術館とも連携した企画展を実施しています。

地域の身近な文化財については、所有者・管理者の高齢化などの理由から、適切な維持管理や継承が難しくなっており、久保講堂などの市の文化財についても、魅力ある地域資源として生かしきれていない状況です。

課題

- 伝統文化や文化芸術活動を担う人材の育成
- 時代や多様なニーズに対応する、デジタル技術等の専門性や多角的な視点の導入
- 文化芸術施設の適切な維持管理と認知度の向上
- 市民の郷土の歴史に対する関心や地域の文化財を主体的に保護・継承する意識の醸成
- 市の文化財の歴史的背景やストーリーの発信、利活用の拡充

文化芸術事業参加状況

	単位	令和5年度
文化祭参加者・来場者数	人	2,756
音楽祭参加者・来場者数	人	1,533



文化財指定登録状況

	単位	国	県	市	合計
指定文化財	件	5	62	143	210
登録文化財	件	2	—	14	16

令和6年3月31日現在

主な取組

① 文化芸術に触れる機会の充実

- 市民の文化芸術の鑑賞・体験機会や学習機会の充実を図るため、真岡市民会館及び美術館等において、魅力ある文化芸術事業や企画展等の開催に努めます。
- 市民会館において、オンライン配信等が可能な環境の整備に努めます。
- 文化芸術施設の適切な維持管理に努めます。

② 伝統文化、文化芸術の担い手の育成・支援

- 真岡市の文化芸術活動や地域で育まれた伝統文化を将来にわたり継承していくため、真岡市ゆかりのアーティストや団体の登録制度の導入を検討するとともに、無形文化財後継者の育成等の支援に努めます。

③ 文化協会加入団体への支援

- 市文化協会に加入する各団体が行う活動への支援を充実し、自主的かつ活発な文化芸術活動が行える土壌づくりに努めます。

④ 文化財の保護・継承対策

- 市内の指定文化財の保存管理を適切に行えるよう、保持者に対する助言と支援を実施するとともに、地域に潜在する学術的な価値の高い歴史文化資源を、文化財の指定につなげていきます。
- 市民の文化財保護の意識を醸成するため、文化財めぐりや歴史教室の開催など、郷土の歴史に触れる機会を提供します。

⑤ 文化財施設の活用

- 市内各所に存在する文化財の歴史的価値や魅力を広めるため、ウェブサイトを活用した情報発信を強化します。
- 岡部記念館「金鈴荘」や久保講堂及び国指定史跡桜町陣屋跡など、市の文化財について、幅広い利活用方策を検討します。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	市民会館利用人数	人	74,245	89,000
2	美術館入館者数（久保記念館、まちかど美術館）	人	16,289	19,500
3	久保講堂の活用件数	件	19	30

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * 文化芸術事業の企画運営や環境整備を行います。
- * 文化活動を担う人材の育成及び文化団体の支援を行います。
- * 文化財の保護や啓発の機会を提供するための環境を整備します。
- * 市文化財施設に関する情報の発信や利活用方策の検討を行います。

市民の心構え

- * 自ら積極的に、文化芸術に興味を持ち活動します。
- * 地域の歴史や文化への理解を深め、文化財を保護継承することの大切さを認識し、次世代に伝えていきます。



施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 2-④：観光による誘客の推進



施策
1-8

国際交流の推進

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 外国人市民と日本人住民が互いの生活習慣や文化を理解、尊重し合い、共に地域社会の一員として安心して暮らせるまちとなっています。
- 幅広い世代の市民が主体的に国際交流を図ることで、国際感覚が養われ、地域で活躍するグローバル人材が育まれています。

現状と課題

現状

本市は、外国籍市民の占める割合が高くなっており、今後も、外国人労働者の受入れを拡大するなど、国の施策に伴う外国人の流入・定住化が進むものと考えられ、外国籍市民が地域において安全・安心に暮らすための支援が重要になっています。

日本人住民と外国籍市民が、互いの文化を理解するための交流イベントや講座を開催し、交流を図っていますが、参加者は一部の市民にとどまっています。

一方、本市の国際交流は、姉妹都市であるアメリカ合衆国のグレンドーラ市に加え、オーストラリアのハーヴィー市、台湾の斗六市と友好都市の締結を行い、交流が活発化しています。

こうした中、国際化に対応できるグローバルな人材が求められていますが、国際交流を通じて国際的な視野を持ちながらも、地域社会で活躍する人材の育成は、十分に行われていない状況です。

また、海外友好都市の認知度はまだ低く、交流も特定分野や一部の世代にとどまっています。

課題

- 異文化に触れる機会の創出と交流の推進
- 国際交流に対する幅広い世代の市民・事業者等への意識付け
- 新たな交流の機会を創出する人材の育成及び関係性の構築
- 外国籍市民へのコミュニケーション支援

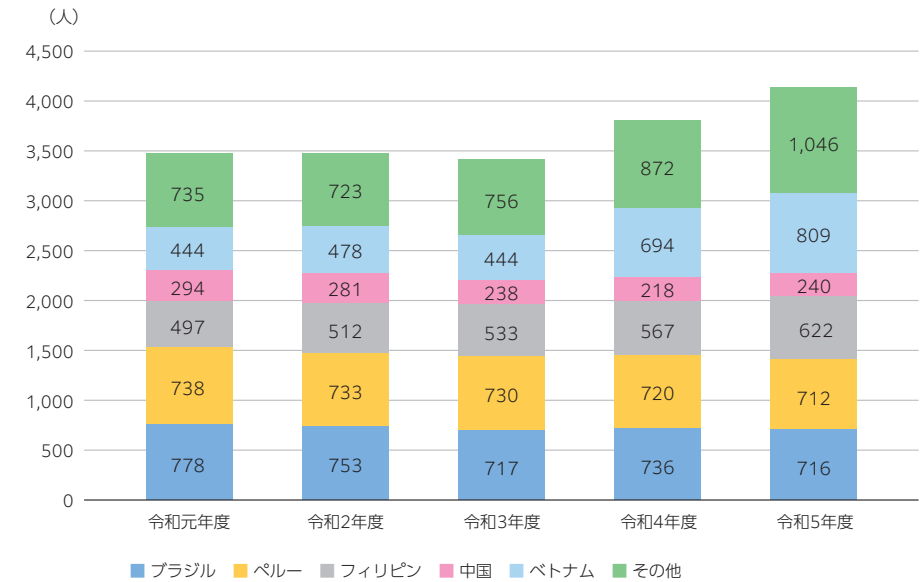


国際交流の取組状況

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国際交流を行っている市民の割合 ※	%	14.0	13.1	14.7	14.5	—
国際交流協会会員数	人 (団体)	142	74	74	96	97
国際交流を行っている団体	団体	14	10	10	11	11

※市民意向調査より

本市の外国籍市民数



資料：住民基本台帳

主な取組

① 相互理解を深める交流機会の確保

- 多くの市民が主体的に参加できる国際交流の機会として、海外友好都市との都市間交流や各種イベントを開催するほか、海外友好都市と連携し、様々な分野の交流機会の創出に努めます。
- 文化の違いを認め、互いを尊重し、異文化理解を深めるとともに、国際交流への意識付けを図るため、講座の開催や情報発信を強化します。

② 国際交流を担う人材の育成

- 国際化に対応し活躍できる人材を育成するため、学校間交流や高校生の海外留学、インターンシップ等の人材交流を支援します。
- 市民主体の国際交流を促進するため、関係団体との連携を図り、交流の推進体制を強化するとともに、国際交流協会等の活動を通じ、国際交流ボランティアなどの交流の担い手の育成を図ります。

③ 外国籍市民の生活環境の整備・支援

- 外国籍市民が地域において安全・安心に暮らせる環境を確保するため、日本語教室や「やさしい日本語講座」の開催、市役所窓口での通訳補助などにより、コミュニケーションを支援するとともに、雇用や災害時の情報等を発信していきます。



「人づくり」 ～豊かなこころアップ！～

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	市内に住んでいる外国人と交流している市民の割合 ※	%	13.5	14.0
2	外国に住んでいる外国人と交流している市民の割合 ※	%	7.6	8.0
3	国際交流協会会員数（個人・団体）	人 (団体)	97	110
4	グローバル人材育成海外派遣者数（累計）	人	33	60
5	やさしい日本語講座の受講者数	人	8	20

※市民意向調査より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * 国際交流を行う団体との連携を図り、交流の場の拡充や、交流を担う人材の育成を支援します。
- * 多言語による相談体制を充実させ、外国籍市民が安心して暮らせる環境を整備します。

市民の心構え

- * 国際理解に努め、積極的に国際交流の機会に関わります。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 3－⑧：学校教育、生涯学習の充実
- 4－⑩：地域づくりの推進



政策
2

「笑顔づくり」

～安心と元気アップ！～

施策の体系

- 施策 2-1 子育て支援の充実
- 施策 2-2 共に支え合う地域福祉の推進
- 施策 2-3 高齢者福祉の充実
- 施策 2-4 障がい者の自立と社会参加の支援
- 施策 2-5 生活保護と自立支援
- 施策 2-6 健康づくりの推進
- 施策 2-7 地域医療体制の充実

施策
2-1

子育て支援の充実

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 結婚・妊娠・出産の希望がなくなっています。
- 安心して子どもを産み、育てることができています。
- 「もおかつ子」が健やかに育つことができています。



現状と課題

現状

若い世代においては、結婚に魅力や必要性を感じないなど、結婚に対する価値観も多様化し、未婚化・晩婚化が進んでいます。子育てにかかる経済的負担や仕事と子育ての両立が困難等の理由から、理想とする子どもの人数を実現することが難しいと考えている方が多い状況です。

本市の出生数は、平成 27 年から平成 30 年は 600 人台を推移していたものの、令和 4 年以降は 400 人台と減少傾向にあります。

また、女性の社会進出や共働き世帯の増加に伴い、多様な保育サービスの提供や放課後児童クラブの必要性が高まっています。

さらに、子育てする上で経済的な不安を抱えているひとり親家庭も多くなっており、経済的支援、離婚相談等の家庭内紛争、生活介護相談などの相談も多く寄せられるほか、支援を要する児童が増えています。

こうした中、オンリーワン事業をはじめとする各種手当・助成金による経済的支援の充実に取り組んでいるほか、すべての妊産婦、子育て世帯（保護者）、子どもを対象に、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う「こども家庭センター」を設置し、育児に関する切れ目のない相談支援を実施しています。

また、子どもの健やかな成長のため、子育ての悩みや相談に対し適切な助言及び指導等により、子育て家庭を支援するとともに、子育て中の親同士、子ども同士の交流の場として子育て支援センターを設置しています。

なお、社会問題化している児童虐待について、発生件数は年間 200 件を超え、相談件数も増え続けていますが、背景には、養育力が低い家庭ほど虐待リスクが高まるなどの要因があることから、関係機関との連携による支援を強化するとともに、児童虐待・DV 防止・ヤングケアラー啓発活動の実施と広報活動を継続的に行っています。

課題

- 出会い・結婚に関する情報の提供
- ライフステージに応じた切れ目ない子育て支援体制の構築
- 子育てしやすい生活環境の整備
- 孤立感や不安を抱える子育て家庭への対応
- 安心して子育てができる多種多様な子育て支援の提供
- 多様化する保育ニーズの把握・対応
- 児童虐待の深刻化等に対する対策
- 地域・学校・行政などの協働による安全・安心な子どもの居場所づくり

合計特殊出生率の推移・真岡市で子育てをしたいと思う親の割合の推移

	単位	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
合計特殊出生率	—	1.38	1.28	1.28	1.11	未発表
この地域で子育てをしたいと思う親の割合 ※	%	97.5	98.2	98.5	98.0	98.0

※健やか親子 21 アンケートより

主な取組

① 結婚希望者への支援

- 結婚に対する希望をかなえるため、結婚相談員による伴走型支援や婚活セミナー等による出会いの創出に努めるほか、若者の結婚の後押しとなるよう、結婚後の新生活を経済的に支援する取組を進めます。

② 妊産婦・乳幼児と家族への切れ目のない子育て支援の充実

- 妊産婦・乳幼児と母親に対する切れ目のない支援策として、妊産婦等の相談・サポート体制の強化や、保健対策の実施を図るほか、妊娠・出産を希望する方への支援等に努めます。

③ 負担軽減の支援の充実

- 子育て家庭の様々な不安や負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、各種手当の支給や医療費助成など子育てに関わる経済的負担の軽減や、子育てに関する悩みの相談や情報交換を行うことのできる体制の強化など、多様な子育て支援策を推進します。

④ 子育て環境の充実

- 多様化する保育ニーズに対応するため、保育施設の適切な確保に努めるとともに、病児・病後児保育など、保育サービスの質・量を高める特別保育の充実や保育士確保の取組を進めます。また、複合交流拠点施設「monaca」においては、子どもの心身共に豊かな成長のために図書館と遊び場の連携により、更なる子育て環境の充実を図ります。

⑤ 支援を要する家庭・子どもへの支援の充実

- 子どもの権利が守られ、子どもたち一人ひとりが健全に成長できる環境づくりに向け、ひとり親家庭や多子世帯、外国籍の家庭、低所得の子育て世帯に対する生活支援に努めるとともに、虐待等を受けている子どもや障がいのある子どもの早期発見や専門的な対応ができる支援体制を推進します。

⑥ 地域・学校・関係機関等との連携強化

- 「もおかつ子をみんなで育てよう」条例に基づき、保護者、地域住民、学校、事業者、行政等がそれぞれの責務が果たせるように連携・協働するとともに、すべての子どもに安全・安心な居場所の確保を図ります。
- 安心して子育てができるようワーク・ライフ・バランスについて関係機関と連携し、周知を図ります。



「笑顔づくり」 ～安心と元気アップ！～

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	合計特殊出生率	—	1.11 (令和4年)	1.54
2	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%	98.0	維持

行政の役割と市民の心構え

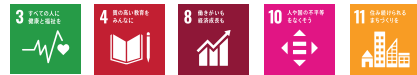
行政の役割
＊子育て家庭や子どもに対し、個々に応じた適切な子育て支援を行います。 ＊保育施設の確保や保育サービスの充実など、子育て支援環境を整備します。
市民の心構え
＊市民は、お互いに助け合いながら、地域ぐるみで子どもを見守り育てていきます。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）
● 1－③：雇用確保の推進 ● 3－⑦：結婚、妊娠・出産、子育ての支援

施策
2-2

共に支え合う地域福祉の推進

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 市民・自治会・福祉団体・行政等が、支え合いの活動に協力し、地域全体で福祉を推進しています。
- だれもが支え・支えられるものであるという考えのもと、すべての人がそれぞれの役割を持ち、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくるために支え合いながら暮らしています。

現状と課題

現
状

本市では、すべての人々が、思いやりと安心に満ちた生活環境の中で、人と人がつながり、共に支え合うまちづくり（地域共生社会の実現）に向け、包括的な支援体制づくりを進めています。

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や民生委員児童委員、自治会、ボランティア団体などの福祉関係者がお互いに協力し、地域における福祉課題の解決に取り組んでいく地域福祉を推進していくため、市民の福祉意識の醸成や、地域で共に支え合うコミュニティづくりが必要となっています。

市においては、超高齢社会や人口減少が進行する中で、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を促す取組など、多様化・複雑化する福祉ニーズへの対応が求められますが、地域コミュニティにおける人間関係は希薄化しており、地域福祉の活動を支える担い手の不足や高齢化なども問題となっています。

課
題

- 市民一人ひとりの助け合い、支え合う意識の醸成
- すべての人が地域活動に参加できる仕組みづくり
- 多様な福祉ニーズに対応するための支援体制の構築
- 地域福祉の活動を担う人材の育成・確保



地域共生社会イメージ図（厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より）

主な取組

① 地域福祉の推進

- だれもが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送り続けることができる社会の実現に向け、地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援します。
- 各種ボランティア団体の活動を支援し、民生委員児童委員など地域福祉の活動を担う人材の育成・確保に努めます。



② 地域活動への参加啓発

- 地域福祉活動の必要性や活動事例を、広報紙やケーブルテレビ等を通じて広く周知します。
- 高齢者が地域活動に参加できる環境づくりに向け、ミニデイホームやシルバーサロンの実施、老人クラブへの支援などを通じた、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの機会の確保、就労の機会の提供などに努めます。
- 障がい者の創作的活動の機会を提供するとともに、障がい者の社会参加や地域交流の促進を図る地域活動支援センターの取組を支援します。

③ 生活支援体制の整備

- 地域における高齢者等の日常生活上の支援体制を充実するため、日常生活圏域ごとに協議体を設置し、区長や民生委員など多様な主体による協働の活動を支援します。
- 避難行動要支援者制度の周知、啓発を行うとともに、高齢者や障がい者等の要支援者に対する個別避難計画の作成を推進し、災害発生時等における安否確認や避難誘導などの支援と対策を進めます。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	福祉活動実施団体数	団体	227	250
2	生活支援体制整備事業実施地区数	地区	4	7

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- ＊ 地域福祉活動に関する市民への啓発を進めます。
- ＊ 民生委員児童委員協議会をはじめ、自治会や各種団体、ボランティアの取組の支援を行います。

市民の心構え

- ＊ 地域福祉活動について理解を深め、地域全体で互いに助け合う活動に参加します。
- ＊ 自分の暮らす地域を良くしたいという主体性に基づき、地域活動に積極的に参加します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 1-③：雇用確保の推進
- 4-⑩：地域づくりの推進
- 4-⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成



施策
2-3

高齢者福祉の充実

関連するSDGs

3

8

11

17

施策の目指す未来

■ 高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って、自分らしい暮らしを安心して続けています。

現状と課題

現状

本市では、65 歳以上人口の増加が急速に進み、令和 5 年の高齢化率は 28.2% まで上昇しています。今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護者などの増加も見込まれます。こうした中、高齢者の介護予防のため、各種教室などの普及啓発を実施してきましたが、地域コミュニティの希薄化や感染症などの影響もあり、高齢者の外出や地域活動の機会は減少しています。

また、介護が必要になっても在宅生活を希望する高齢者が多く、後期高齢者や認知症高齢者の増加もあり、介護保険サービスの需要は高まっていますが、介護を担う人材が不足している状況です。

一方、高齢者の活動の場である老人クラブやシルバーサロン、自治会が運営する地域福祉づくり事業では、コロナ禍前の活動が再開されはじめ、高齢者の生きがいづくりや社会参加の機会が戻りつつあります。

課題

- 高齢者の生きがいづくりや活躍できる場の充実
- 健康づくり施策と連携した介護予防の推進
- 認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域社会の実現
- 在宅福祉サービスの充実と在宅医療・介護の連携強化
- 介護保険サービスの充実と基盤整備
- 介護人材の確保と育成

社会参加事業、介護予防事業及び見守り事業の実施状況

	単位	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
シルバーサロン利用者数	人	10,916	3,467	4,570	5,393	6,541
介護予防事業参加者数	人	2,420	827	3,742	4,941	5,106
認知症サポーター養成延べ人数	人	10,354	10,787	11,085	11,770	12,308



主な取組

① 高齢者の生きがいづくりの推進

● 住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていけるよう、生きがいづくりや社会活動への参画支援と就労の機会の提供を推進します。

② 介護予防の推進

● 高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の悪化を防ぐため、40 代からの健康づくり施策と連携を図りながら、若い世代から心身の健康維持に取り組める機会を増やし、高齢者になっても継続して参加しやすい介護予防の取組を推進します。

● 地域の介護予防や認知症予防の担い手として活動する認知症予防ボランティア等の育成・支援に努めます。

③ 認知症ケア体制の充実

● 認知症の方やその家族が安心して暮らし続けられるよう、市民の認知症に対する理解を深める普及啓発活動に取り組むとともに、通いの場の充実と認知症カフェや家族教室等の開催により介護者の負担軽減に努めます。

④ 在宅福祉サービスと介護保険サービスの充実

● 在宅生活を希望する高齢者とその介護者を支援するため、在宅福祉サービスの充実に取組みます。

● 介護保険サービスの需要が高まる状況を踏まえ、安定的な介護保険事業の運営に努めるとともに、介護保険サービスの提供体制の確保に努めます。

⑤ 在宅医療と介護連携の推進

● 在宅医療と介護連携の強化を図るため、医療介護連携コーディネーターを配置するとともに、在宅医療・介護関係者や地域住民への普及啓発活動を推進します。

⑥ 介護人材の確保と育成

● 介護の担い手不足と介護需要の増大が深刻化することを見据え、国や県をはじめ職能団体や介護サービス事業所と連携しながら、介護人材の確保と育成、離職防止に取り組めます。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	生きがいを持っている高齢者の割合 ※	%	57.1	70.0
2	介護予防に取り組んでいる者の割合 ※	%	43.9	50.0

※高齢者の健康状態や日常生活の状況に関するアンケート調査より（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

＊高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けることができるよう、支援体制の充実や介護予防の取組を進めます。

＊在宅福祉サービスの充実や、必要となる介護保険サービスの安定的な提供に向けた取組を進めます。

市民の心構え

＊高齢者は、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、生きがいを持ち、様々な活動への参加を心がけます。

＊認知症などの高齢者やその家族を支える地域での活動に協力します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 1－③：雇用確保の推進
- 3－⑨：だれもが活躍できる環境づくり
- 4－⑩：地域づくりの推進
- 4－⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成

施策
2-4

障がい者の自立と社会参加の支援

関連する SDGs



施策の目指す未来

- だれもが住み慣れた地域で共に支え合いながら安心して生活しています。
- 障がい者が社会の一員として参加しています。

現状と課題

現 状

本市では、「すべての人がともに生きるやさしさのあるまちづくり」を基本理念に、障がいのあるなしに関わらず、だれもが互いを尊重しながら社会の一員として参加するとともに、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がい福祉サービスの充実、地域生活支援拠点等の整備、保健医療や就労支援等の充実に取組んできました。

こうした中、障がいの状態や生活環境、家族構成などにより、障がいに関する相談内容が多様化・複雑化するとともに、障がいのある人と介助者の高齢化が進むなど、親亡き後の不安の声が高まっています。

医療的ケアが必要な児童や発達障がいのある児童については、障がいの重度化や課題の複合化により、支援ニーズも多様化しており、地域の保育所や幼稚園等において、受入れ体制の充実が望まれます。

障がいのある人に対するアンケート調査結果では、住みよいまちを作るために重要なこととして、「障がい児者への理解を促す福祉教育・広報活動の充実」や「働く場の確保」、「道路・公共施設・民間施設のバリアフリー化」、「公共交通機関の充実」などを望む割合が高くなっています。

課 題

- 障がいのある人の様々な相談に対応できる体制づくりや社会参加を促す環境づくり
- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- 多様な福祉サービスの充実
- 障がいのある子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援の提供
- 障がいのある人の就労機会の確保と就労後の相談体制の充実
- バリアフリーやユニバーサルデザインの観点に立っただれもが過ごしやすいまちづくり

各手帳所持者数の推移

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者	人	2,613	2,594	2,674	2,718	2,708
療育手帳所持者	人	807	840	863	888	911
精神障害者保健福祉手帳所持者	人	430	475	529	568	621



主な取組

① 地域での暮らしを支える生活支援の充実

● 障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、総合的かつ専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、日常生活や社会生活を支援します。

② 障がい及び障がい者に対する理解の促進

● 障がいを理由とする差別を解消するため、障がいや障がいのある人に対する理解を促進するとともに、障がい者の権利を擁護するための取組を推進します。

③ 障がい者が安心して暮らすための環境整備

● 障がいのある人が、住み慣れた地域で安全・安心な生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズや状況に応じた柔軟なサービスの提供や、公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの導入に努めます。

④ 障がい者の雇用・就労の支援

● 障がいのある人が、自分の適性と能力に応じて仕事を持ち、継続して働けるよう、就労の機会や生産活動の機会を提供し、雇用・就労支援の充実を図ります。

⑤ 社会参加の促進

● 障がいのある人が生きがいを感じ、余暇を楽しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や読書活動、文化芸術活動などに親しむことのできる環境づくりを推進します。

⑥ 障がい児支援の充実

● 障がいのある子どもに対し、それぞれの発達の状態や障がいの特性に応じた切れ目のない支援を推進するとともに、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できる環境づくりに努めます。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	障がい福祉サービスを利用している者のうち、在宅でサービスを利用している障がい者の割合	%	87.0	91.0
2	福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行した障がい者の割合	%	2.0	2.5
3	社会参加（他人と交流を持つこと）ができている障がい児者の割合	%	50.5	57.5

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

＊障がい者支援施設等のサービスや、地域での日常生活を支えるサービスを充実します。

＊障がいのある人の雇用・就労や社会参加を支援します。

＊障がいの有無に関わらずすべての子どもが共に成長できる環境を整えます。

市民の心構え

＊障がいや障がいのある人に対する正しい理解に努め、お互いを尊重し、ボランティア活動や交流活動に積極的に参加します。

＊障がいのある人の雇用・就労機会の提供や、余暇を楽しむことのできる活動への協力を行います。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 1-③：雇用確保の推進
- 3-⑨：だれもが活躍できる環境づくり
- 4-⑩：地域づくりの推進
- 4-⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成

施策
2-5

生活保護と自立支援

関連する SDGs

1 貧困をなくそう

2 健全な食生活を実現しよう

3 健康と長寿を促そう

5 性別平等を推進しよう

8 豊かさを創出しよう

10 人や国々の間での格差をなくそう

施策の目指す未来

■ 生活困窮世帯や生活保護世帯などが社会的・経済的に自立できています。

現状と課題

現状	少子高齢化の進展や社会・経済情勢の変化により、生活保護世帯や生活困窮世帯に対する様々な影響が懸念されます。 本市では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的な支援など、総合的なひとり親家庭等の対策に関する身近な相談窓口として、母子・父子自立支援員を配置し、各種支援を行っていますが、母子・父子家庭における自立支援相談は年々増加傾向にあります。 また、生活保護受給者に対する就労支援に取り組んでいますが、高齢者の増加や傷病等による就労能力の低下等により、実際の就労に結び付かないケースが増加しています。
課題	● 個々の状況に応じた自立支援の充実・強化

生活保護世帯等の状況

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保護世帯数	世帯	502	507	516	508	510
保護人員数	人	602	604	611	599	595
保護率 ※	%	7.62	7.72	7.85	7.70	7.70

※人口1,000人当たりの被保護者の割合
(参考) 令和5年度 全国：16.30% 栃木県：10.50%



主な取組

- ① 生活保護受給者の自立支援
- 生活保護制度の適切な実施を図るとともに、関係機関と連携した就労の支援など、生活保護受給者の個々の状況に応じた自立のための取組を推進します。
- ② 生活困窮者の自立支援の充実・強化
- 経済的困窮や母子・父子家庭問題、社会的な孤立など、生活困窮者が抱える様々な問題に対応するため、自立相談支援センターを活用した寄り添い型支援による相談窓口の充実・強化や、要保護及び準要保護世帯の子どもに対する学習支援などに努めます。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	就労収入増により自立した世帯数	世帯	2	8
2	相談支援から就労に結びついた割合	%	13.0	25.0
3	学習支援した子どもの高校進学率	%	100	100

行政の役割と市民の心構え

- 行政の役割
- ＊生活の困窮している方に寄り添いながら、生活保障と自立助長に向けた支援を行います。
- 市民の心構え
- ＊自立した生活の維持のため、健康管理及び就労活動等に努め、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をします。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 4-⑩：地域づくりの推進

施策 2-6 健康づくりの推進



施策の目指す未来

■ 市民の健康意識が高まり、主体的に心と身体健康づくりに取組み、健康寿命の延伸が図られています。

現状と課題

現状 本市では、健康寿命の延伸を図るために、各世代に応じた保健事業を積極的に推進しており、生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防として、各種健診の受診勧奨・保健指導等を行っています。

令和4年に発表された本市の健康寿命は、男性は伸びたものの女性は低下しています。平成28年度から令和2年度の脳血管疾患死亡率標準化死亡比においては、男女とも数値が県より高く、女性は特に高くなっており、それらの主な要因であるメタボリックシンドロームの該当者・予備群者の割合は、県より高い傾向にあります。

市民の健康づくりを支えるため、もおか健康相談24の電話相談、まちなか保健室での健康相談、健康教室などの健康情報が得られる環境の整備を行うとともに、運動教室など継続した運動習慣を身につける機会を提供しています。

また、市民主体の健康づくり事業や健康推進員・食生活改善推進員の活動も積極的に行われています。

自殺対策については、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係し、心理的に追い込まれた末の死であることを踏まえ、令和元年度に「第1期真岡市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない真岡市の実現」を基本理念に掲げ、本市における自殺の現状と課題を踏まえた施策に取り組んでいます。

- 課題**
- 市民が良い生活習慣を身につける
 - 市民の運動習慣の継続
 - 市民主体の健康づくり事業の発展・継続
 - 健診の受診率向上
 - 自殺予防対策

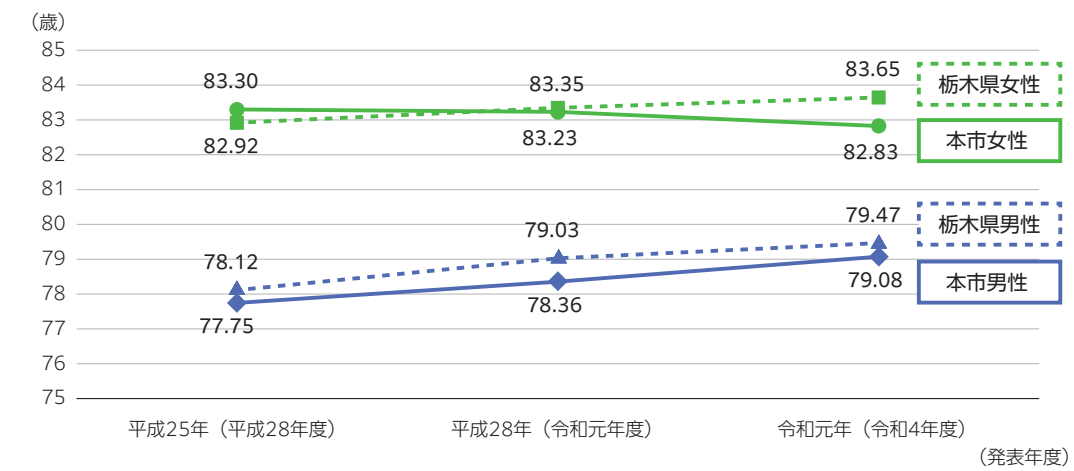


特定健診の状況（真岡市国民健康保険）

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診率 ※	%	45.6	45.4	38.5	44.1	44.9	未発表
メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合 ※	%	32.3	33.4	34.1	34.7	34.9	未発表

※特定健診・特定保健指導法定報告結果より

市町健康寿命の推移※



※日常生活に制限がない期間の平均として栃木県が算出したもの。3年間の人口及び死亡数、要介護2～5の認定者数で3年に一度算出。

主な取組

① 健康づくりの推進

- ライフステージに応じた、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒等の改善を図るため、健康・栄養相談やトータルヘルスセミナー等による生活習慣改善支援や、ちゃれんじカードによる運動習慣を身につけるための取組などに努めます。
- 市民主体の健康づくり事業や健康推進員・食生活改善推進員の活動を推進します。

② 生活習慣病の発症予防や重症化予防の推進

- 脳血管疾患などの生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を図るため、各種健診の受診勧奨や特定保健指導等の効果的な指導の実施に努めるほか、発症予防のための知識の普及啓発や、医師会と連携した個別健診の拡充、かかりつけ医と連携した重症化予防対策の実施などに努めます。

③ 健康を支える社会環境の整備

- 個人の心と身体健康を支える社会環境の整備に向け、まちなか保健室の利用促進やもおか健康相談24による電話相談の実施を図るとともに、関係機関等と連携し「生きることの促進要因」を増やす取組を行うなど自殺予防や防止に努めます。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	健康づくりに取組んでいる市民の割合 ※	%	86.8	89.7
2	健康寿命（男性）	歳	79.08	79.60
3	健康寿命（女性）	歳	82.83	83.20
4	特定健診受診率（国民健康保険者）	%	44.9 (令和 4 年度)	56.9
5	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合 (国民健康保険)	%	34.9 (令和 4 年度)	21.4

※市民意向調査より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * 市民の主体的な健康づくりを支援する活動や各種健診の受診勧奨の取組を行います。
- * 個人の心身の健康を支える身近な相談体制を整備します。

市民の心構え

- * 市民一人ひとりが健康づくりの正しい知識を身につけ、生活習慣の改善や運動の習慣化に主体的に取り組めます。
- * 定期的に健康診査を受診し、自らの健康管理を行います。
- * 自分や周囲の身近な人も含めた心と身体の健康に気を配ります。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

● 4 -⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成

施策
2-7

地域医療体制の充実

関連する SDGs



施策の目指す未来

■ 市民が生涯にわたり身近な地域で安心して必要な医療を受けることができます。

現状と課題

現
状

本市には、二次救急医療機関として芳賀赤十字病院が立地しています。
また、多くの医療機関が休診となる休日及び夜間の初期救急については、真岡市休日夜間急患診療所において、医師会と連携し運営を行っています。
救急車の出動件数、搬送人員数については、人口が減少傾向にあるにも関わらず増加傾向にあります。
高齢化等による健康上の問題が多様化しているため、かかりつけ医を持つことを推奨しているものの、かかりつけ医を持つ市民の割合は 70% 台の状態が続いています。
市民が平時はもちろん災害時においても適切な医療を円滑に受けられるよう、芳賀赤十字病院や医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関との連携強化に向け、保健事業等に関する打合せやお薬相談会、合同研修会及び各種会議等を行い、顔の見える関係性を構築しています。

課
題

- 地域で安心して医療を受けることができる体制の整備
- 医療機関や医師会等関係機関との連携の強化
- 真に必要な患者が救急医療を受けることができる環境の整備

地域医療体制状況

	単位	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
休日夜間急患診療所の市民利用者数	人	5,023	1,664	1,907	2,323	3,521
救急車搬送人員	人	3,590	3,079	3,246	3,558	3,934
かかりつけ医を持っている市民の割合 ※	%	78.3	77.4	75.5	77.5	79.2
市内の医療体制に満足している市民の割合 ※	%	83.6	82.5	84.2	81.8	83.7

※市民意向調査より



主な取組

① かかりつけ医を持つことへの普及啓発

● 病気の早期発見や早期治療につなげるため、日頃から健康について相談できるかかりつけ医を持つよう、市民に対する普及啓発を進めます。

② 地域医療を支える協力体制の充実

● 地域医療の中心を担う芳賀赤十字病院が円滑に運営できるよう、財政支援を行うとともに、市民が身近な医療機関で予防接種や健康診査、歯科検診、お薬相談等ができるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会との協力体制の強化を図ります。

③ 安定した救急医療体制の整備

● 多くの医療機関が休診となる休日及び夜間における初期救急患者が、身近な地域で安心して受診できるよう、休日夜間急患診療所の運営を行うとともに、救急医療を必要とする人が速やかに救急車を利用できるよう、市民に対する救急車の適正利用についての周知を進めます。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	かかりつけ医を持っている市民の割合	%	79.2	82.0
2	市内の医療体制に満足している市民の割合	%	83.7	87.0

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * かかりつけ医を持つよう普及啓発の取組を行います。
- * 安定した救急医療体制のため、休日夜間急患診療所の適切な運営を行うとともに、救急車の適正利用の啓発に努めます。
- * 地域医療を支える芳賀赤十字病院や医師会等関係機関との連携を強化します。

市民の心構え

- * かかりつけ医を持ち、病気の早期発見・早期治療に努めます。
- * 症状に応じた適正な医療機関の受診や救急車の利用に努めます。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 4 - ⑬：健康で安心して暮らせる社会の形成



政策
3

「にぎわいづくり」

～まちの活力アップ！～

施策の体系

- 施策 3-1 農業の振興
- 施策 3-2 商業の振興
- 施策 3-3 工業の振興
- 施策 3-4 観光の振興
- 施策 3-5 雇用の安定と創業支援の推進

施策
3-1

農業の振興

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 収益性の高い農業生産構造が確立され、農作業の効率化と安定した農業経営が図られています。
- 「いちご生産量日本一」のまちとして、全国のいちご生産をリードしています。

本市農業者等の推移

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定農業者数 ※ 1	人	546	529	526	535	521
新規就農者数 ※ 2	人	11	18	21	30	35
集落営農組織数	組織	13	13	13	13	13
いちご農家数 ※ 3	戸	449	439	431	420	413
園芸農家数（いちご除く）※ 3	戸	463	445	412	393	402

※ 1 市の認定数

※ 2 芳賀農業振興事務所実施の「新規就農者調査」より

※ 3 JA しが野への出荷者数

主な取組

① 持続可能な農業の環境づくり

- 真岡市の豊かな農業の生産環境を将来にわたり引き継ぐため、担い手への農地の集積・集約化を促す取組に加え、認定農業者における農業経営の改善や法人化などに必要な助言を行う取組を進めます。
- 新たな担い手を確保するため、県内外の就農相談会に出展し、就農を希望する人材を確保するとともに定着を促す支援策の実施に努めます。
- 環境に配慮した農業を推進するため、有機農業や減農薬栽培などに取組む農家の支援に努めます。

② 農業の生産性及び所得向上への支援

- 作業時間や作業負担を低減し、農作業における生産性・効率性の向上を図るとともに、生産規模を拡大するなど、将来にわたり安定的な農業経営を引き継げるよう、環境測定装置などの ICT 機器のほかドローンや自動走行農機など先端技術を活用したスマート農業機械の導入を支援する取組に努めます。
- いちごを含む園芸作物の生産拡大を図るため、施設整備などを支援する取組に努めます。
- 農業分野の6次産業化の推進を図り、いちごをはじめとする本市農産物の付加価値を上げることにより、本市の魅力発信につなげていきます。

③ 本市農業の魅力発信

- いがしらリゾートにおいて、いちごをはじめとする本市農産物の魅力を広く発信するため、井頭観光いちご園の拡大のほか、野菜の収穫体験園場の運営やあぐりっ娘の魅力向上などに努めます。
- 都市と農村の交流を促すため、グリーンツーリズムの担い手の確保や推進体制の強化を図りながら、各種事業を実施するとともに、増加するインバウンドの需要に地域が対応できるよう、体制の整備に努めます。



用語の解説

6次産業化：農林漁業（1次産業）や製造業（2次産業）、小売業やサービス業（3次産業）など複数の産業を総合的かつ一体的に推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	いちご生産量 ※ 1	t	6,879	7,500
2	いちご販売額 ※ 1	億円	86.8	100.0
3	園芸作物販売額（いちごを除く）※ 1	億円	17.5	17.5
4	新規就農者数	人	35	35
5	担い手農家への農地集積率 ※ 2	%	62.3	65.0

※ 1 JA はが野の集計
※ 2 国の「担い手の農地利用集積状況調査」より

行政の役割と市民の心構え

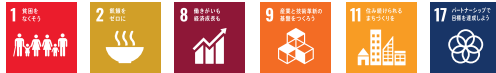
行政の役割
* 安定した農業経営が行える環境をつくれます。 * 「いちご生産量日本一」を守り、真岡市の農業の魅力を高めます。
市民の心構え
* 地産地消に取り組めます。 * 農業者は農地を適切に管理し、生産性の向上に取り組めます。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）
● 1－②：魅力ある産業の振興 ● 1－③：雇用確保の推進 ● 2－④：観光による誘客の推進 ● 2－⑤：ひとの流れの創出 ● 4－⑭：未来技術を活用したまちづくりの推進

施策
3-2

商業の振興

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 中心市街地をはじめ、身近な生活圏での商業・サービスが確保されています。
- 商業・サービス業者の経営の安定が図られています。

現状と課題

現状 本市では、人口減少や少子高齢化、大型小売店の郊外への立地、消費者の購買行動の変化等により、中心市街地における空き店舗の増加や空洞化が顕著となっており、イベント開催時は多くの人で賑わうものの、一時的なにぎわいとなっています。

また、個人商店の経営者の高齢化が進んでいることから、キャッシュレス決済への対応の遅れや、後継者不足による廃業が多くみられます。

空き店舗情報の不足から空き店舗と創業希望者がマッチングできないといった問題があります。

また、門前地区などでは、若い人たちが空き店舗等を生かした新たなショップを開くなどの動きがみられますが、空き店舗を活用して創業しても数年で閉店してしまう店舗もある状況です。

商店街の活性化や個人商店における経営力・魅力向上に向け、商工団体と連携し、プレミアム付き商品券発行事業への支援を行っていますが、長引く景気低迷により地域経済が停滞していることに加え、エネルギー価格や物価高騰等が続いており、事業者の経営を圧迫しています。

- 課題**
- 空き店舗と創業希望者のマッチング
 - 中心市街地における空き店舗の利活用促進
 - 商工団体、民間や NPO 等との連携強化
 - 事業者の経営安定化



商業の状況

	単位	総数	(参考) 卸売業	(参考) 小売業
事業所数 ※	事業所	569	92	477
従業者数 ※	人	4,253	523	3,730
年間商品販売額 ※	億円	1,216	414	802

※令和3年経済センサス結果報告書より

主な取組

① 事業者支援の充実

● 商店街の活性化や個人商店における経営力・魅力向上に向け、商工団体等と連携した支援を行っていきます。

② 中心市街地の活性化

- 中心市街地の商店街の活性化やにぎわいの創出を図るため、空き店舗等の利活用を促す支援や PR の強化、複合交流拠点施設「monaca」を絡めた回遊性の創出、イベントの開催に対する支援などに努めます。
- 新規創業者の育成・支援や空き店舗を活用した創業者への支援に努めます。

③ 商工団体等との連携強化

- 商工団体や民間、NPO などとの連携を図りながら、空き店舗情報の共有や創業者支援に努めます。
- 商業後継者の育成・支援の取組や、地元商店街の活気を取り戻す支援策の実施に努めます。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	年間商品販売額	億円	1,216 (令和3年)	1,222
2	市の補助制度を受けた空き店舗活用件数 (令和2年度からの累計)	件	11	37
3	日常の買い物の便利さを感じている人の割合 ※	%	63.1	65.6

※市民意向調査より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * 商業・サービス事業者の事業活動の継続を支援します。
- * 魅力的でにぎわいのある商業の振興に努めます。

市民の心構え

- * 商業・サービス事業者は、販売力強化に努めます。
- * 消費者は、地元の商店や飲食店を積極的に利用します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 1-②：魅力ある産業の振興
- 1-③：雇用確保の推進
- 2-④：観光による誘客の推進
- 2-⑤：ひとの流れの創出
- 4-⑩：地域づくりの推進



施策
3-3

工業の振興

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 既存企業や地場企業等の市内定着や競争力強化が進み、工業の振興が図られます。
- 新たな産業団地が整備され、優良企業が誘致されています。

現状と課題

現 状	本市では、東京から約 90km 圏内に位置する有利な立地条件のもと、これまでに真岡第 1 から第 5 工業団地及び大和田産業団地の整備を行い、企業誘致に取り組んできたことにより、現在、95 の企業が操業しています。 こうした中、県内他市町では企業誘致の受け皿となる産業団地の整備が進められ、自治体間の競争は厳しさを増していますが、現在、本市においても持続的に発展していくまちを目指し、既存の工業団地や産業団地の操業環境を保全するとともに、将来にわたる雇用の機会を創出し、人口減少の抑制や財政基盤の確立を図るため「真岡てらうち産業団地」の整備と企業誘致を推進しています。 本市に立地する企業には、同一敷地内における基幹的設備の設備投資への支援を行っていますが、一部で本市から撤退する企業も出てきています。 また、中小企業を中心として、人口減少等による人手不足や後継者不足の問題が深刻化しています。
課 題	● 企業誘致の推進 ● 立地企業の設備投資の促進 ● 中小企業における業務の効率化及び生産性向上への対応 ● 真岡てらうち産業団地の整備 ● 工場跡地の有効利用

工業の状況

	単位	総数	参考
事業所数 ※	事業所	157	従業員 4 人以上の従業員数 事業所が対象
従業者数 ※	人	12,478	
年間製造品出荷額等 ※	億円	6,327	

※令和 3 年真岡市の工業より

主な取組

① 企業支援の充実

- 本市の工業機能の維持・強化を図るため、既存の工業団地や産業団地の操業環境を保全するとともに、立地企業に対する優遇措置の実施や定着化促進の支援を行っていきます。また、工場跡地取得企業に対しては、有効利用促進の支援に努めます。
- 中小企業に対しては、円滑な事業承継、新技術の開発及び産業財産権の取得などに対する支援や本市の制度融資の充実を図るとともに、商工団体や関係機関と経営相談体制の充実を図ります。また、人手不足に対応するため、各種支援に努めます。

② 真岡てらうち産業団地の整備及び企業誘致の推進

- 本市の産業の活力強化に向け、真岡てらうち産業団地の整備を推進し、社会経済情勢の変化や工場立地の動向等を踏まえた企業の誘致を図るとともに、将来にわたる雇用機会の創出につなげていきます。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	真岡てらうち産業団地の分譲率	%	0.0	100
2	事業所数	事業所	157 (令和 3 年)	160
3	年間製造品出荷額等	億円	6,327 (令和 3 年)	6,453

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * 工業団地や産業団地の良好な操業環境を整備・確保します。
- * 企業が定着しやすく、新たに進出しやすい施策を推進します。

市民の心構え

- * 事業者は、行政による工業振興施策に協力し、積極的に地域の活性化に寄与します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 1-①：企業誘致・定着化の推進
- 1-②：魅力ある産業の振興
- 1-③：雇用確保の推進



施策
3-4

観光の振興

関連するSDGs

2

4

8

9

11

12

施策の目指す未来

■本市の魅力や観光情報が十分に発信されています。

■多くの人が訪れ、にぎわいであふれています。



現状と課題

現状

本市では、「いちご」「SL」「真岡木綿」の3大観光資源を中心に、「真岡の5大夏祭り（真岡の夏まつり、久下田祇園祭、真岡の灯ろう流し、もおか木綿踊り、尊徳夏まつり）」や、「一万本桜まつり」等の観光イベント、大前神社・高田山専修寺、桜町陣屋跡等の文化施設を活用した観光誘客を行っています。

また、「いちご王国栃木の首都もおか」として「いちご」の魅力をデジタルで発信することで、ブランド力・認知度の向上を図っています。

そのほか、映画やCMなどのロケーション撮影を誘致するフィルムコミッション事業を推進しており、NHK大河ドラマが撮影されるなど、メディアを活用した本市の知名度向上の取組を進めています。

現在、観光客入込数は、コロナ禍に伴う減少傾向からやや回復の兆しがみられていますが、今後、観光客のトレンドや質の変化から中心市街地における交流人口の減少が懸念されており、コロナ禍前までの水準に回復するのは難しい状況であると推察されます。

その一方で、訪日外国人観光客数は着実な回復を見せており、今後も上昇傾向が見込まれているものの、本市を訪れる外国人宿泊客数に大きな変化がないことから、外国人観光客も含めた新たな観光客層の獲得や効果的な情報発信が必要であると考えられます。

こうした中、地域資源の活用として、自然豊かな「井頭公園」と周辺施設の「井頭温泉」、「井頭温泉チャットパレス」、「あぐりっ娘」、「観光いちご園」等を一体化した「いがしらリゾート」の整備を進め、「アウトドア」を魅力とした新たな観光ゾーンの創出を図るとともに、複合交流拠点施設「monaca」の開館による中心市街地の交流人口の増加を図っています。

課題

●地域資源の活用

●新たな観光客層の獲得

●観光情報の発信

観光客入込数及び客一人当たりの消費額						
	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
観光客入込数 ※ 1	人	3,177,751	1,784,577	1,579,223	1,952,912	2,562,828
客一人当たりの消費額 ※ 2	人／円	845	922	996	1,007	1,028

※ 1 栃木県観光客入込数統計調査より
※ 2 「久保記念観光文化交流館観光物産館」「真岡木綿会館」「SLキューログ館」「井頭公園」「井頭温泉」「井頭温泉チャットパレス」「あぐりっ娘」「もおか鬼怒公園ゴルフ倶楽部」「道の駅にのみや」の売上高を観光客入込数で割り出して算出。

主な取組

① 地域資源を活用した誘客

● 「いちご」「SL」「真岡木綿」の観光資源を活用した誘客や、近隣市町との情報交換等の連携による広域的な観光振興を継続するとともに、「いがしらリゾート」の整備やPR活動を推進することで、地域資源の活用による新たな観光客層の獲得を図ります。

● 映画やCMなどのロケーション撮影を誘致するフィルムコミッション事業を推進することで、本市の知名度向上や新たな地域資源の発掘を図ります。

② 観光情報の発信力強化

● デジタルマーケティングを活用し、外国人観光客を含めた新たな観光客層に本市の魅力や観光情報を効果的に発信するとともに、市内の飲食事業者等の情報発信の基盤となるGoogleビジネスプロフィールの推進をすることで、総合的な観光情報の発信力強化を図ります。

③ 中心市街地の回遊性の向上

● 中心市街地の観光施設である、久保記念観光文化交流館、真岡木綿会館、岡部記念館「金鈴荘」、SLキューログ館と複合交流拠点施設「monaca」が相互に連携することで、回遊性の向上を図り、中心市街地のひとの流れの創出に努めます。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	観光客入込数	人	2,562,828	2,800,000
2	客一人当たりの消費額	円／人	1,028	1,400



行政の役割と市民の心構え

行政の役割

＊地域資源・観光施設・文化施設等を活用した誘客に努めます。

＊メディアの有効活用やデジタル技術の活用による情報発信に努めます。

＊中心市街地の回遊性向上に努めます。

市民の心構え

＊本市の魅力や観光情報の発信、観光イベント等の誘客の取組などに協力します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

● 2-④：観光による誘客の推進

● 2-⑤：ひとの流れの創出

● 4-⑭：未来技術を活用したまちづくりの推進

用語の解説

Google ビジネスプロフィール：Google 検索や Google マップで検索した時に表示される店舗等のビジネス情報についてオーナー自身が編集管理をしたり、情報発信することができる地域観光情報発信のツール。

施策
3-5

雇用の安定と創業支援の推進

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 雇用先が充実し、勤労者が安心して仕事ができ、また、創業者への支援により産業が活性化しています。

現状と課題

現状

令和5年度の真岡公共職業安定所管内における平均有効求人倍率は、1.06倍となっています。本市では、合同就職面接会や合同企業説明会を開催し、雇用機会の確保に努めるとともに、市外在住者のU・Iターン就業を促進するための施策を行っています。

進学等で東京圏へ転出した若者は、就職時にUターン就職しない傾向にあり、特に若年層の女性は顕著であることから、合同就職面接会の参加者も横ばいの状況です。

また、本市に立地する企業の割合を見ると、製造業が多く、事務職系の企業が少なく、女性の働き口の選択肢が限られている状況にあることも、Uターン就職の少ない要因と考えられます。

新たな雇用の創出や地域の活性化に向け、創業希望者に対する支援も行っていますが、希望者のニーズが十分に把握できていない状況です。

ワーク・ライフ・バランスに配慮した、多様な働き方を促進するため、国や県と連携し、セミナー及び相談会を実施しています。

課題

- 雇用や就職、創業に関する情報の周知
- 若者のU・Iターン就職の増加
- 女性雇用の創出
- 創業者の育成支援



雇用に関する状況

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有効求人倍率（管内の年度平均）	倍	1.24	0.88	1.05	1.19	1.06
就職率（管内の年度平均）	%	31.52	27.97	30.84	31.04	28.90
完全失業率（全国の年平均）	%	2.4	2.8	2.8	2.6	2.6

主な取組

① 雇用機会の創出と確保

- 新規学卒者を含めた勤労者が安心して働ける場を確保し、事業者が求める労働力や人材の獲得が適切に行われるよう、双方のマッチングを考慮した合同就職面接会や合同企業説明会の開催、地場中小企業の人材確保を促す就業支援策に努めます。
- 若年層の女性の雇用を促進するため、事務系をはじめとした様々な業種の企業への支援に努めます。
- 雇用の場の確保を図るため、本社やサテライトオフィス等を市内に開設する企業への支援に努めます。

② 労働環境改善の推進

- ワーク・ライフ・バランスに配慮した、多様な働き方や暮らし方を選択・実現できる労働環境づくりに向けた取組を進めます。

③ 創業者への支援

- 地域の産業の振興や雇用の増大、新たな価値の創出などに寄与する創業者の育成に向け、創業者のニーズの把握を行うとともに、市制度融資の活用や創業セミナーの開催など、若者や女性を中心とした創業支援の取組を進めます。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	有効求人倍率	%	1.06	1.10
2	市の補助制度を受けた創業者数 ※	件	10	15
3	オフィス進出等促進補助金を受け、開設した企業数	社	—	1

※「真岡市商工振興資金」、「真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金」の利用者

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- ＊事業者に対し、雇用機会の創出と労働環境改善を働きかけます。
- ＊地域で活躍する創業者の育成・支援に努めます。

市民の心構え

- ＊事業者は、雇用機会の確保や、ワーク・ライフ・バランスに配慮した多様な働き方が選択できる環境づくりに努めます。
- ＊地域資源の新たな価値を見出す創業者が生まれます。



施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 1-③：雇用確保の推進
- 2-⑥：若者の定住促進
- 3-⑨：だれもが活躍できる環境づくり



「都市づくり」 ～暮らしやすさアップ！～

施策の体系

- 施策 4-1 良好な市街地の形成
- 施策 4-2 安全で快適な住まい・まちづくり
- 施策 4-3 道路ネットワークの整備
- 施策 4-4 公共交通ネットワークの整備
- 施策 4-5 安定した上下水道サービスの提供

施策
4－1

良好な市街地の形成

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 地域の特色を生かしたまちづくりが進められ、だれもが暮らしやすく、魅力のある住環境や街並みが形成されています。

現状と課題

現状

本市は、土地区画整理事業を主体とした都市基盤の整備が進み、住環境が整った県東地域の中心拠点として発展しています。

一方で、中心市街地の一部においては、空き家、空き地等が不規則に発生し、空き家の数は増加傾向にあります。

また、少子高齢・人口減少社会の進展に対応するため、医療、福祉、商業等の日常生活に必要な都市機能や居住機能を既存の市街地を中心にバランスよく集積させるコンパクトなまちづくりを進めていくことが重要となっています。

本市の市街地整備については、土地区画整理事業を中心に基盤整備が実施されており、現在、亀山北地区、中郷・萩田地区の2地区が事業完了に向け、土地区画整理事業を推進しています。

公園整備事業については、都市基盤整備に合わせ、都市公園などの整備を進めています。

中心市街地のうち、土地区画整理事業などの市街地整備が実施されていない真岡駅東地区においては、まちなか居住の促進やにぎわいの創出のため、地域との協議を重ねながらリノベーション事業を推進しています。

課題

- 既存の市街地を中心に都市機能と居住機能をバランスよく集積させるコンパクトなまちづくり
- 中心市街地における活力の再生、魅力・にぎわいの創出

都市基盤の整備状況

	単位	データ	(参考) 説明
市街化区域の面積	ha	1,701	本市全体の面積 16,734ha の約 10.2% にあたる
市街化区域の人口	人	47,809	本市全体の人口 79,193 人の約 60.4% にあたる
都市計画道路の整備済延長	km	99.6	都市計画道路の総延長 114.3km の約 87.1% にあたる
都市計画公園の整備済面積	ha	159.5	都市計画公園の総面積約 169.6ha の約 94.0% にあたる
土地区画整理事業の整備済面積	ha	915.0	土地区画整理事業の施行箇所 20 か所（内 2 か所は施行中）の面積 922.1ha の約 99.2% にあたる

令和 5 年 3 月 31 日現在。人口は令和 5 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口による。

主な取組

① 地域の特色を生かしたまちづくりの推進

- 土地区画整理事業の早期完了に向け事業を推進するとともに、市街地の人口密度の維持に向けて居住環境の整備や空き家・空き地の有効活用などを進め、地域の特色を生かしたコンパクトなまちづくりを推進します。

② 都市基盤の整備促進

- それぞれの地域の状況に応じ、総合運動公園をはじめとする都市公園などの都市基盤の整備に努め、暮らしやすく魅力のある市街地環境や街並みの形成を図ります。

③ 中心市街地のリノベーションの推進

- まちの活力再生や魅力の創出を図るため、土地区画整理事業などの市街地整備が実施されていない中心市街地において、市民等が主体となるまちづくりを促進するとともに、居住環境の改善等によるリノベーションを進めます。



成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	市街化区域整備率 ※	%	75.2	77.0
2	市民 1 人当たりの公園面積	m ²	33.8	35.9
3	中心市街地リノベーション事業で着手している路線数	路線	0	3

※市街化区域のうち土地区画整理事業や工業団地等の造成により整備されたものの割合

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

＊都市基盤整備を進め、便利で暮らしやすい住環境と良好な街並みが調和したまちづくりを推進します。

市民の心構え

＊まちの活力再生や魅力・にぎわいの創出に寄与する事業・活動に、主体的に参画します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 2－⑤：ひとの流れの創出
- 4－⑩：地域づくりの推進
- 4－⑫：防犯対策・防災体制の整備強化



施策
4-2

安全で快適な住まい・まちづくり

関連する SDGs



施策の目指す未来

■ すべての市民が安全で快適な住まいで暮らすことができる、良好な生活空間づくりが進められています。

現状と課題

現状 大規模地震発生 の 切迫性が指摘されている中、本市では昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準により建築された木造住宅のうち、耐震化されていない住宅が全住宅数の約 1 割に及んでいます。
市営住宅については、8 か所 498 戸を管理していますが、老朽化により修繕費用が増加傾向にあります。本市における地籍調査は、地籍調査と同様の測量成果として指定を受けている土地区画整理事業及び土地改良事業の実施により進められ、事業進捗率が 28.5% と県内平均（25.0%）を上回っていますが、令和 5 年度末の時点で地籍調査自体は未着手の状況となっています。
空き家等については、少子高齢化等の影響により件数が増加しており、今後、相続等により空き家等を取得した方が遠方のため管理できない、或いは、金銭的な理由により管理することができない等の理由から、これらが管理不十分な空き家等（管理不全空家等、特定空家等）になっていくことが懸念されます。
墓地については、高齢社会の進展に伴って墓地需要が高まることが予想されるとともに、社会情勢の変化等によりニーズが多様化しています。

課題 ●住宅の耐震化率の向上
●市営住宅の適切な維持管理
●地籍調査の着手
●管理不十分な空き家等の発生抑制
●ニーズや需要に合った墓地の整備・安定供給



住まいの現状

	単位	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
住宅の耐震化率	%	87.9	88.6	89.3	90.0	90.6
空き家認知件数	件	462	373	387	383	667
市営住宅入居率（政策空き家は除く）	%	86.2	83.9	83.6	80.0	81.1

主な取組

① 安全で快適な住環境の支援

●安全で快適な住まいの確保に向け、木造住宅耐震化の必要性に関する意識啓発や相談体制の整備を進め、耐震改修や建替の支援に努めます。

② 市営住宅の適正な管理

●市営住宅における適切な住環境の確保を図るため、老朽化を踏まえた適正な集約・統廃合や、長寿命化に向けた迅速な修繕等に努めます。

③ 地籍調査の推進

●適正かつ有効な土地利用や、災害復旧の迅速化、公共事業の効率化などに向けて、土地の位置や境界、所有者等を明確にする地籍調査に努めます。

④ 空き家の適正管理と利活用の促進

●防災性や防犯性などの低下を招く心配のある空き家について、所有者等に対する指導や適正な管理を促すとともに、特定空家等の認定による解体等の適正な対応や、空き家バンク制度の運用による利活用に努めます。

⑤ 市営墓地の整備と適正管理

●将来的な墓地需要の動きを見据えながら、市民への計画的な墓地の供給が図られるよう、市営墓地の整備の検討や、適正な維持管理に努めます。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	住宅の耐震化率	%	90.6	95.0
2	市営住宅修繕戸数 ※	戸	102	275
3	地籍調査の実施面積（累計）	ha	0	15
4	特定空家等解体費補助金交付件数（累計）	件	12	70

※「真岡市公営住宅等長寿命化計画」で修繕が必要な市営住宅 275 戸のうち修繕が完了した戸数

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

＊住宅の耐震化や地籍調査、空き家対策を推進します。
＊良好な住環境の維持向上に努めます。
＊市営墓地の安定的な供給に努めます。

市民の心構え

＊住まいの安全に対する関心を持ち、住宅の耐震化に努めます。
＊地籍調査に協力します。
＊空き家の適正な管理に努めます。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 2－⑤：ひとの流れの創出
- 4－⑫：防犯対策・防災体制の整備強化

施策
4-3

道路ネットワークの整備

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 効率的で機能的な道路の整備が進められ、舗装や橋梁などの適正な維持修繕により、だれもが安全かつ円滑に移動できる道路ネットワークが構築されています。

現状と課題

現状 本市では、北関東自動車道や真岡インターチェンジをはじめ、国道及び県道の整備が促進され、道路ネットワーク環境は向上しています。
今後、北関東自動車道に関する取組として、真岡インターチェンジへのアクセスの向上やスマートインターチェンジの設置検討など、更なる利便性の向上が求められています。
道路の舗装、橋梁、区画線の劣化が進行し、適切な維持修繕の必要性が高まっています。
中心市街地の一部には、道路幅員が狭いうえ、電柱が車道上に設置され、円滑な交通に支障をきたしている幹線道路がみられます。
生活道路の整備については、自治会からの要望を受け、順次整備を進めており、通学路や歩行者が多い箇所については、学校や自治会の要望により歩道の整備を実施しています。
また、自転車通行空間の整備については、道路の舗装修繕と同時に実施することで効率的に進めていますが、整備率は全体の 20% 程度にとどまっています。

- 課題**
- 効率的で機能的な道路ネットワークの形成
 - 道路の利便性・安全性の向上
 - 橋梁の適切な維持修繕
 - 自転車利用環境の安全性・快適性の向上



市道の整備状況

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市道実延長	km	1,309.8	1,310.6	1,311.8	1,311.5	1311.7
市道改良率 ※ 1	%	73.6	73.6	73.7	73.8	73.8
市道舗装率	%	97.6	97.7	97.9	97.9	97.9
橋梁修繕率 ※ 2 (橋長 15 m以上)	%	65.2	73.9	78.3	94.7	94.7
自転車通行空間整備率 ※ 3	%	1.9	3.3	8.6	13.5	19.2

※ 1 市道実延長に対する道路構造令の規定に適合するように改築された道路延長の割合

※ 2 市が管理する修繕が必要な橋梁数に対する修繕済みの割合

※ 3 「真岡市自転車ネットワーク計画」における“自転車通行空間”の整備計画延長（市道 62km）に対する整備済みの割合

主な取組

① 幹線道路ネットワークの整備

- 効率的で機能的な道路ネットワークの形成に向け、地域間の交流・連携を担う幹線道路の計画的な整備に努めます。

② 広域道路交通ネットワークの推進

- 北関東自動車道等を軸とした広域道路交通ネットワークの形成に向け、都市間の連携を担う道路として、常総・宇都宮東部連絡道路（国道 408 号バイパス）の整備を促進するほか、幹線道路等からの円滑なアクセス環境の整備に努めます。

③ 道路の安全性向上

- だれもが安心して道路を利用できる環境づくりに向け、費用対効果が期待できる待避所整備を含めた生活道路の整備や舗装修繕、計画的な区画線の引き直し等による自動車の良好な走行空間の確保、通学路等における歩道整備やバリアフリー化による安全な歩行空間の確保に努めます。

④ 橋梁の長寿命化の推進

- 橋梁の長寿命化に向け、道路法施行規則に基づく定期的橋梁点検の実施や、劣化の状況に応じた計画的な橋梁修繕の実施に努めます。

⑤ 自転車利用環境の整備

- 日常生活における身近な移動手段となる自転車の利用環境づくりを目的とした「真岡市自転車ネットワーク計画」に定める優先度の高いネットワーク路線をはじめ、舗装の劣化状況も踏まえ、効果的、効率的に安全で快適に自転車が通行できる環境整備を進めます。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	市道改良率	%	73.8	74.6
2	橋梁修繕率（橋長 2 m以上）	%	27.3	100.0
3	自転車通行空間整備率	%	19.2	46.2

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- ＊道路ネットワークの形成に向け、効率的で機能的な道路整備に努めます。
- ＊安全性向上のため、道路の舗装や橋梁などの維持修繕を計画的に進めます。
- ＊自動車や自転車の安全な走行空間の確保に努めます。

市民の心構え

- ＊道路ネットワークの整備に関する事業への理解と協力を努めます。



施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 4-⑪：交通ネットワークの構築

施策
4-4

公共交通ネットワークの整備

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 日常生活における市民の移動手段が確保されています。
- 広域移動が可能な公共交通ネットワークが確保されています。

現状と課題

現状

本市は、自家用車で移動することが中心の車社会であり、多くの市民にとって、移動はドア・ツー・ドアが基本となっています。

こうした中、本市では、子どもや高齢者など、運転免許証を持たない市民の移動手段として重要な役割を担う公共交通ネットワークの形成に向け、市内における市民の日常生活の足となる、いちごタクシー、いちごバス、もおかベリー号の運行を進めてきました。

市外への移動手段については、真岡鐵道や民間バス路線に限られています。

今後は、更なる少子高齢化、核家族化が進み、高齢者や障がい者等が移動したくても、家族内の補助に頼れない方や自ら自動車の運転を控える方、自動車運転免許証を自主返納する方の増加などから、地域公共交通の利用ニーズはますます高くなるものと見込まれます。

そのほか、足腰に不安があり、公共交通機関の停留所までの移動が困難な高齢者が増えることが見込まれます。

- 課題**
- 地域公共交通の利便性の向上
 - 広域的公共交通ネットワークの確保
 - 高齢者や障がい者等の移動手段の確保

公共交通の利用状況

		単位	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
真岡鐵道利用者数		人	903,496	681,253	782,009	856,629	868,698
民間路線バス	利用者数	人	614,432	460,831	379,808	365,771	419,610
	系統数	系統	7	6	5	5	5
	便数（平日・往復）	便	85	78	76	76	67
民間タクシー台数		台	46	45	44	43	42
地域公共交通利用者数 ※		人	54,706	46,569	50,055	57,677	70,982
老人福祉タクシーの利用者数		人	759	785	819	826	864
障がい者福祉タクシーの利用者数		人	640	615	633	662	648
自動車運転免許証自主返納者数（累計）		人	659	855	1,051	1,116	1,261

※いちごタクシー・いちごバス・もおかベリー号の利用者数の合計

主な取組

① 地域公共交通の利便性の向上

- 市民のだれもが容易に利用できる日常の交通手段として、いちごタクシー、いちごバス、もおかベリー号の運行を推進します。
- より多くの人が公共交通を利用できるよう、市民ニーズを踏まえた地域公共交通の運行内容の見直しを図ります。

② 広域的な公共交通ネットワークの構築

- 真岡鐵道や民間バス路線を維持し、地域公共交通との連携強化を図るとともに、広域的な移動を可能とする公共交通ネットワークの形成に向けた検討を行います。

③ 移動手段の確保が困難な人への支援

- 交通手段に制約のある高齢者、障がいのある人や自動車運転免許証自主返納者などの移動を確保するため、老人福祉タクシーや障がい者福祉タクシーなどの利用促進に努めます。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	地域公共交通（いちごタクシー・いちごバス・もおかベリー号）の利用者数	人	70,982	上昇
2	免許を持たない人が、移動しやすいと感じている人の割合 ※	%	28.6 (令和 6 年度)	上昇

※公共交通に関する市民アンケート調査より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

＊市民や利用者のニーズ、高齢社会等に対応した公共交通ネットワークの整備に努めます。

市民の心構え

＊真岡鐵道やいちごタクシー、いちごバス、もおかベリー号等の公共交通を積極的に利用します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 4-⑪：交通ネットワークの構築



施策
4-5

安定した上下水道サービスの提供

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 清浄でおいしく、豊富で安全な水が安定供給されています。
- 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及促進により、快適で衛生的な生活環境が確保され、公共用水域の水質が保全されています。

現状と課題

現
状

本市の水道事業は、昭和 39 年 4 月に供用開始し、公衆衛生の向上や生活環境の改善に伴う水需要の増加に対応するため、給水区域を拡張しながら計画的に整備を進めるとともに、安全で良質な水道水を提供してきました。

しかし、整備から年数が経過していることから、管路や配水場等の水道施設の老朽化が進行しており、安定した水道供給能力とより良い水道水の供給のため、計画的な施設の更新等が必要です。

公共下水道事業は、昭和 48 年 1 月に事業着手してから、市街化区域を中心に計画的に整備を進めてきており、整備区域では衛生的な生活環境を提供しています。また、公共下水道以外の区域は、農業集落排水への接続や合併処理浄化槽の設置促進により、生活環境の改善を図っています。

しかし、昭和 58 年 3 月に供用開始した真岡市水処理センターをはじめ、二宮水処理センターや農業集落排水処理施設等は年数が経過しており、老朽化が進行していることから、ストックマネジメント計画等に基づいた継続的な施設の改修や更新が必要です。

水道事業と下水道事業は地方公営企業となっており、人口減少の進行による収入の減少や施設の老朽化による更新費用の増加等により、経営状況が厳しくなっていくことが見込まれます。

課
題

- 水道管路、下水道管渠の計画的・効率的な布設
- 経営の健全化
- 施設や設備等の長寿命化及び耐震化
- 水道供給能力、下水処理能力の向上



給水人口と給水量の推移

	単位	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給水人口	人	67,792	67,153	67,288	66,909	66,239
給水原価 ※	円	174.66	171.04	172.49	179.90	175.38
1 日平均配水量	m ³	20,768	21,283	21,118	21,037	20,617

※水量 1m³当たりにかかる費用

下水道生活排水処理の普及状況

	単位	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
公共下水道	処理区域内人口	人	47,786	48,008	48,349	48,906
	普及率	%	59.6	60.1	61.0	61.8
農業集落排水	処理区域内人口	人	7,670	7,536	7,385	7,169
	普及率	%	9.6	9.6	9.4	9.1
合併処理浄化槽	整備人口	人	11,202	11,337	11,501	11,729
	普及率	%	14.0	14.2	14.5	14.8

主な取組

① 上下水道施設の整備と適正な維持管理

- 安全・安心な水道水を供給するため、計画的・効率的な管路の布設を進めるとともに、既存施設について適正な維持管理を行います。
- 快適で衛生的な生活環境づくりや河川等の水質保全を図るため、公共下水道や農業集落排水の区域内では既存施設を適正に維持管理し、区域外では合併処理浄化槽の設置を促進します。

② 上下水道事業の経営効率化の推進

- 水道事業の経営安定化のため、加入促進による収入の確保や費用の削減を図り、計画的な水道施設の統廃合等により経営効率化への取組を進めます。
- 下水道事業の経営安定化のため、公共下水道と農業集落排水への加入促進による収入の確保や施設の維持管理費の削減等により経営効率化への取組を進めます。

③ 計画的な上下水道施設の改築・更新

- 安定した水道供給能力の確保に向け、より良質な水道水を供給するための施設整備や石法寺浄水場の耐震化を推進するとともに、老朽化した施設の電気・機械設備や管路の更新等を進めます。
- 下水道施設全体を長期的な視点で管理する下水道ストックマネジメント計画等のリスク評価に基づきながら、下水道管渠や水処理センター施設、農業集落排水施設等の計画的な改築・更新を進めます。



成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	水道事業の計画区域内人口普及率	%	90.03	91.08
2	水道事業の経常収支比率 ※ 1	%	105.7	100
3	公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及率	%	86.5	93.0
4	下水道事業の経費回収率 ※ 2	%	83.9	100

※ 1 経営費用に対する経常収益の割合（100% を超えていれば良い。）
※ 2 汚水処理経費に対する下水道使用料の割合

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

＊安全で安定した水道水の供給に努めます。
＊下水道の普及に努めます。
＊将来にわたり安定した経営を目指します。
＊施設等を長く使えるよう適正な維持管理に努めます。

市民の心構え

＊給水区域内では早期に上水道を利用します。
＊給水装置の適正な維持管理に努めます。
＊日常生活での節水に心がけます。
＊公共下水道、農業集落排水にすみやかに接続します。
＊合併浄化槽の適正な維持管理に努めます。
＊汲取り槽や単独処理浄化槽の場合は合併処理浄化槽へ転換します。





政策
5

「環境づくり」

～安全なまちアップ！～

施策の体系

- 施策 5-1 循環型社会の構築
- 施策 5-2 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進
- 施策 5-3 生活環境の保全
- 施策 5-4 防災体制の整備・強化
- 施策 5-5 交通安全の推進
- 施策 5-6 防犯対策と安全で安心な消費生活の推進

施策
5-1

循環型社会の構築

関連する SDGs



施策の目指す未来

■「循環型社会」が構築され、ごみ減量化と資源化による適正な処理が行われています。

現状と課題

現 状

国では、ごみや環境問題に対する意識向上や3Rに基づく循環型社会への取組を推進してきました。本市においても、3R運動（リデュース・リユース・リサイクル）を進めるとともに、空き缶・ペットボトル・紙類の資源化を推進し、また、不法投棄やポイ捨て防止の対策強化に努めています。

あわせて、現行の分別の徹底と定着化を市民に求めつつ、再資源化が可能な廃棄物の調査研究を行っています。

また、「もえるごみ」の減量化や迅速な情報の発信のため、アパートなどへの分別チラシの配布を希望制とし、ごみ・資源分別アプリへの移行を推奨しています。

不法投棄に対しては、啓発看板の配布を中心とした防止対策を行ってきました。

そのほか、ごみ減量座談会を通じて、ごみの減量化・資源化への呼びかけを行い、協力と理解を求めています。

真岡市リサイクルセンターにおいては、想定した搬入量を上回る利用率となっていますが、資源化された堆肥、チップの利用率は伸び悩んでいます。

再資源化可能廃棄物の回収事業として、令和6年2月より「廃食用油（使用済み植物性食用油）」の拠点回収を開始しています。

課 題

- 市民や事業者に対する当事者意識と循環型社会への取組の意識づけ
- 3Rに基づく循環型社会を目指した分別の徹底と定着化、再資源化の拡充
- 不法投棄防止対策

本市のごみ搬入量の推移

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
（もえるごみ）家庭系ごみ	t	12,692.21	12,932.62	13,075.53	12,947.07	12,543.51
（もえるごみ）事業系ごみ	t	4,713.99	4,210.27	4,182.32	4,149.32	4,103.22
その他粗大ごみ	t	1,695.00	2,067.20	1,902.89	1,714.44	1,561.54
資源① ※ 1	t	631.34	618.00	599.70	575.60	537.61
資源② ※ 2	t	1,463.92	1,404.20	1,338.83	1,272.82	1,159.83
小型家電 ※ 3	t	8.66	9.05	8.67	6.29	6.41
剪定枝・落葉・草 ※ 4	t	1,503.68	1,498.97	1,193.57	1,293.96	1,350.68

※ 1 市が収集した資源ゴミのうち、空き缶、雑ビン、ペットボトル、乾電池。
※ 2 市が収集した資源ゴミのうち、紙類、古着類、生ビン。
※ 3 「小型家電回収ボックス」により回収を行ったもの。
※ 4 「真岡市リサイクルセンター」に搬入されたもの。

主な取組

① ごみの発生抑制と減量化の推進

●ごみの発生抑制と減量化を進めるため、指定ごみ袋での有料による回収を効率的に進めるほか、機械式生ごみ処理機等の設置補助による生ごみ発生量の抑制及び堆肥化の促進、地域座談会におけるごみの減量に関する意識啓発などに努めます。

② ごみの分別と再資源化の推進と拡充

●ごみの分別と再資源化を進めるため、パンフレットやごみ・資源分別アプリ等による周知・啓発に努めるとともに、真岡市リサイクルセンターにて再資源化された堆肥及びチップの利用の促進、使用済み食用油等の回収による身近な資源の循環システムの構築に努めます。

③ 不法投棄防止対策の強化

●環境汚染を引き起こすおそれのある、廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、監視員による監視や、注意喚起看板の設置による啓発の強化に努めます。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	1人1日当たりのごみ排出量 ※ 1	g	751	733
2	資源化率（市収集分） ※ 2	%	14.3	15.1
3	不法投棄認知件数 ※ 3	件	127	100

※ 1 市が収集及び受入れを行うすべての廃棄物を人口と年間日数で除して算出されたごみの量

※ 2 市が収集及び受入れを行うすべての廃棄物に対する資源①②、小型家電、剪定枝など再資源化されるものの割合

※ 3 巡回パトロール及び通報等による市が認知している件数（民有地を除く。）

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

＊循環型社会の構築に向け、ごみの減量化や資源化の取組を市民に働きかけます。
＊廃棄物の不法投棄の未然防止や意識啓発のための取組を進めます。

市民の心構え

＊ごみの正しい分別や減量・資源化に取組みます。
＊不法投棄防止のための取組に協力します。



施策
5-2

自然環境の保全と地球温暖化対策の推進

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 自然環境や動植物の生態系が保全されています。
- カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進んでいます。

現状と課題

現状	本市は、根本山市民の森、磯山市民の森、大久保川周辺など、とちぎの元気な森づくりにより行政・市民の協働で整備された里山林や豊かな森林、平野部を流れる鬼怒川・小貝川・五行川とその支流などの水辺があり、豊かな自然環境が守られています。
	もおか環境パートナーシップ会議をはじめとした、地域住民及び企業のボランティア活動により、環境保全活動に関する取組が行われています。また、市民に対し、環境学習会や環境学習出前講座を通じて、環境保全に関する意識啓発を行っています。
	全国的に温室効果ガスが原因とされる、記録的な猛暑、集中豪雨、大型台風等の異常気象が頻発しており、本市においても災害リスクが高まっています。
	太陽光発電システム及び蓄電池システムの設置補助制度による再生可能エネルギーの推進や、機械式生ごみ処理機及びコンポスト容器設置補助制度による循環型社会実現に向けた取組の推進により、温室効果ガス排出量の削減を進めています。
	また、令和6年5月にゼロカーボンシティ宣言を行い、市民、事業者、行政が一体となり、カーボンニュートラル実現に向けて取組んでいくものとしています。

課題	●水辺や緑にふれあい、安らぎと潤いが感じられる良好な自然環境の保全
	●カーボンニュートラル実現に向けた取組と気候変動適応対策

環境に関する状況

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
山林面積	ha	1,460	1,455	1,446	1,437	1,431
整備された山林面積 (市民の森、とちぎの元気な森づくりで整備された山林)	ha	45.2	42.5	39.6	39.4	39.4
根本山自然観察センター、鬼怒水辺、自然教育センター等での環境学習参加人数	人	2,239	769	1,488	1,750	1,702
もおか環境パートナーシップ会議でのボランティア参加者数	人	679	546	610	1,105	1,098
住宅用太陽光発電及び蓄電池システム設置支援件数(累計)	件	2,121	2,182	2,263	2,373	2,538

用語の解説

カーボンニュートラル：温室効果ガス排出量から森林などによる吸収量を差し引き、排出量を全体的にゼロにする考え方。

主な取組

① 森林・水辺環境の保全

- 生物の多様性や生態系が守られる空間で、緑や水辺にふれあう場ともなる豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継ぐため、「とちぎの元気な森づくり」事業により整備された森林の保全管理を進めるとともに、根本山生き物ふれあいの里、磯山市民の森、鬼怒水辺観察緑地等の活用と適切な管理に努めます。



② カーボンニュートラル実現に向けた脱炭素化の推進

- カーボンニュートラルの達成に向けて、住宅用太陽光発電システム等の設置支援などにより、再生可能エネルギーの普及に努めます。
- 市民への省エネルギーに対する意識を高め、環境に配慮した消費活動を促す取組などに努めます。
- 第3次環境基本計画の策定にあたっては、地方公共団体実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画を組み込み、各種施策の策定に取組みます。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	市内の自然環境の保全活動に参加している市民の割合 ※	%	31.7	38.0
2	住宅用太陽光発電システム補助件数（累計）	件	2,452	3,000
3	住宅用蓄電池システム補助件数（累計）	件	86	630
4	節電に取組んでいる市民の割合 ※	%	62.8	70.0

※市民意向調査より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- *市民、事業者、滞在者に対して、環境情報の提供や環境にやさしい生活・活動の助言・支援を行います。
- *緑地の保全など市民による環境保全活動を支援します。
- *環境学習会や環境出前講座を通じて、自然環境保全や地球温暖化防止等に関する啓発を行います。

市民の心構え

- *本市の自然環境や生態系についての理解を深めます。
- *身近な緑地などの保全活動に積極的に参加します。
- *地球温暖化防止及び脱炭素化への理解を深め、環境に配慮した行動に取組みます。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 3-⑧：学校教育、生涯学習の充実
- 4-⑭：未来技術を活用したまちづくりの推進



施策
5-3

生活環境の保全

関連する SDGs



施策の目指す未来

■ 大気、騒音、振動、悪臭、水質等の環境問題の心配がない、良好な生活環境が維持されています。

現状と課題

現状	本市が実施している各種環境汚染調査結果では、大気、騒音、水質等の環境基準達成率については、おおむね良好な水準を維持していますが、河川的生活環境の保全に関する項目等に一部不適合があります。 市民の環境に対する関心は高まっており、生活環境保全に関する、より効果的な対策を取ることが求められています。 また、本市では、公共下水道や農業集落排水への加入促進、合併処理浄化槽への転換事業等による水洗化を促進し、河川水質の維持、向上を図っています。
課題	●工場ばい煙、騒音、振動、悪臭及び河川水、工場排水、生活雑排水等の水質悪化等による環境問題の発生防止 ●市民の環境問題に対する理解向上と日常生活における環境への配慮

環境測定の推移

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
河川生活環境項目環境基準適合率 ※	%	80.3	80.2	80.2	80.4	80.4
工場排水基準値適合率 ※	%	99.5	99.3	98.8	98.7	99.5
工業団地総合排水目標値適合率 ※	%	99.1	99.7	100	98.8	99.7
環境騒音適合率 ※	%	92.9	100	100	100	100

※適合率：基準適合項目数／調査実施項目数×100



主な取組

① 環境汚染の防止対策の推進

- 工場のばい煙等による大気汚染や、騒音・振動・悪臭、河川・工場排水等について、各種環境汚染調査や測定による的確な現状把握を行うとともに、基準を超過した事業者等に対する適切な指導を実施します。
- 公共下水道及び農業集落排水の加入促進と合併処理浄化槽の設置推進に努めます。

② 良好な生活環境の確保

- 身の回りの良好な生活環境を維持していくため、環境マナー向上の意識啓発を推進するとともに、河川の水辺空間や道路・公園等の緑の空間に対する環境美化活動を推進します。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	生活環境（河川・騒音・臭気など）が良いと感じている市民の割合 ※	%	71.3	75.0
2	排ガス・ばい煙の状況が良いと感じる市民の割合 ※	%	77.3	80.0
3	工場排水基準値適合率	%	99.5	100
4	河川生活環境項目環境基準適合率	%	80.4	100

※市民意向調査より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- *環境汚染を未然に防止するための取組を推進します。
- *市民や事業者の環境保全に対する意識啓発の機会を確保します。

市民の心構え

- *事業者は、環境汚染に対する正しい認識を持ちながら、適切な防止対策に取組みます。
- *市民は、環境マナーを身につけ、身近な環境美化活動に参加します。

施策
5-4

防災体制の整備・強化

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 災害発生時の被害を最小限に抑え、市民の生命、身体及び財産が守られる、災害に強いまちです。

現状と課題

現状

近年、各地において気候変動に伴う風水害や地震等の災害が激甚化・頻発化しており、多くの人命や財産が失われる、重大な事態が生じています。

本市は、比較的自然災害の少ない地域ではありますが、いつどこで発生するか予測できない災害に備え、市民の生命、身体、財産を守るため、「真岡市地域防災計画」に基づき、災害に対する予防等の対策を進めるほか、「真岡市業務継続計画（BCP）」の策定と合わせ、職員初動マニュアルを随時更新し、防災体制の強化に取り組んでいます。

また、市内には、47 か所の指定緊急避難場所を指定しており、そのうち、43 か所を長期間滞在可能な指定避難所としているほか、市では、12 か所の介護・福祉施設と福祉避難所の協定を締結しています。

現在、指定緊急避難場所と物資拠点の2つの機能を備える総合運動公園の整備を進めており、防災備蓄倉庫や、避難場所として利用できる、北ブロック及び南ブロックの一部が完成しています。

災害物資等については、総合運動公園内の真岡市防災倉庫に備蓄するとともに、すべての指定避難所に防災倉庫を設置し、発電機等の防災資機材を配備するほか、主要避難所11か所には、備蓄倉庫を設置し、非常食や毛布等を備蓄しています。

地域では、消防団（7分団24部457人）が活動するほか、女性防火クラブ（87クラブ12,902人）が活動しています（令和5年4月1日現在）。

河川の洪水に対しては、流域における被害を軽減するため、国、県、他市町のほか、あらゆる関係者が協働して流域治水に取り組む必要があります。

道路の雨水を排水する側溝等の排水施設や河川においては、排水路の整備や排水を阻害する土砂や落ち葉の撤去などの雨水対策を実施していますが、昨今の異常気象に伴い、排水の計画能力を超える短時間での豪雨も増えており、道路が冠水する頻度が高まっています。

災害直後からの緊急輸送を確保するため、災害拠点を有機的に結ぶ一部市道が、北関東自動車道や国道、県道とともに緊急輸送道路に指定されています。

市民に対しては、防災意識高揚のため、真岡市防災マップ（洪水・土砂災害ハザードマップ）を作成し、防災情報や災害への備えについて周知するほか、住宅耐震化の必要性の意識啓発や相談体制の整備、火災の延焼を食い止めるための消防力の強化等に努めています。また、災害発生時に即座に行動を開始し、被害を最小限に抑えるため、地域の座談会等でマイタイムライン作成の重要性の周知に取り組んでいます。

課題

- 各地の大規模災害の教訓や過去の経験を踏まえた危機管理能力、災害対応力の向上
- 災害時の応急活動体制の充実
- 防災意識高揚のための平時からの防災に対する備えの啓発
- 緊急輸送道路の安全の確保（橋梁、舗装）
- 河川の流域治水対策



防災関係団体数の推移

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
消防団員数	人	494	489	484	463	457
女性防火クラブ数	クラブ	90	88	88	88	87

主な取組

① 危機管理体制の整備

- これまでの経験や他県被災地での対応等を踏まえ、職員初動マニュアルや避難所運営マニュアルを適宜更新し、危機管理体制を強化します。

② 災害時の応急活動体制の充実

- 災害時の応急体制を確立するため、消防本部や消防団等の関係機関との連携強化や、コミュニティFMを活用した防災ラジオ、市公式アプリなど、防災情報の多様な伝達手段の確保、避難所や福祉避難所の受入れ体制の整備などに努めるとともに、有事の際の被災者への応急対策や復興に向けた活動が速やかに行われるよう、民間事業者等との災害協定の締結を推進します。
- 近年の大規模災害を踏まえて、災害備蓄品の更なる整備を図るとともに分散備蓄することで、開設した指定避難所へ迅速に備蓄品を届けることができるよう体制を整備します。

③ 地域防災力の向上

- 地域防災力の向上を図るため、防災避難訓練や防災リーダー養成研修の実施により、防災に対する住民の意識を高めるとともに、自主防災組織の活動や地区防災計画の策定などを支援し、自助・共助の体制の構築を推進します。
- 地域防災力の要である、消防団や女性防火クラブの活動を支援し、地域防災力の向上を図ります。
- 市民一人ひとりが自分自身の防災行動計画を時系列で整理する「マイタイムライン」を作成できるよう広報等による普及啓発に取り組めます。

④ インフラ強化の推進

- 災害に強いまちとしての基盤を強化するため、浸水被害の軽減に向けた河川内の土砂の撤去や計画降雨量を踏まえた調整池・雨水排水路の整備、冠水対策の検討などを進めるとともに、防災公園である総合運動公園の整備、ライフラインである水道施設や下水道施設の計画的な耐震化、緊急輸送道路の適切な維持管理などを推進します。
- 河川の氾濫をできるだけ防ぐ・減らすため、様々な流域治水対策の推進に努めます。



成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	災害に対する備えを行っている市民の割合 ※	%	71.7	80.0
2	防災情報を入手している市民の割合 ※	%	73.1	100
3	防災リーダー養成研修の修了者がいる自治会の割合	%	43.6	80.0
4	地区防災計画の策定数	地区	3	21

※市民意向調査より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- ＊防災に対する市民の意識啓発に努め、自主防災組織等の活動を支援します。
- ＊災害時に迅速に対応することのできる応急活動体制を整えます。

市民の心構え

- ＊日頃から防災に対する意識を高め、非常時に備えます。
- ＊自主防災組織活動に積極的に関わり、避難訓練等に参加・協力します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 4－⑫：防犯対策・防災体制の整備強化

施策
5-5

交通安全の推進

関連する SDGs



施策の目指す未来

■ 市民が交通事故の当事者になりません。

現状と課題

現状	交通事故の件数は、全国的に減少傾向にあり、本市においても、令和5年度はコロナ禍が明けて増加したものの、増減を繰り返しながら減少する傾向にあります。
	高齢社会の進展により、高齢者が当事者となる交通事故の増加が見込まれる中、高齢者の運転免許証自主返納者数は毎年300名前後（高齢者の運転免許証保有者の約19%）となっています。
	本市では、市民の交通安全意識を高めるため、地域の交通安全団体と連携し、交通安全啓発活動や交通安全市民大会を実施しています。
	また、交通事故防止対策としては、カーブミラーや啓発看板など交通安全施設の設置や更新を行い、交通安全環境の整備を実施しています。
	新たな動きとして、栃木県の条例により令和4年4月1日から、また道路交通法の一部改正により令和5年4月1日から、自転車利用者全員のヘルメット着用が努力義務化されたため、本市においても、自転車利用時のヘルメット着用の啓発に取り組んでいます。
	そのほか、全国を見ると、登校中の子どもが巻き込まれる交通事故が毎年起きていることから、本市においても、学校から連絡を受けた通学路の危険箇所について、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っています。特に、通学路交通安全プログラムに記載がある通学路について、安全対策を実施しており、緊急性が高い箇所については、時間がかかる歩道整備ではなくグリーンラインでの対応を行っています。

また、自転車利用者の安全性、利便性、快適性の向上を目的として、自転車ネットワーク計画に基づき自転車通行空間の整備を実施しています。
一方、横断歩道においては、自動車が一時停止しないなど、歩行者優先の徹底がいまだになされていない状況です。

課題	● 高齢者の事故発生件数の減少 ● 運転手の遵法意識の向上 ● 交通ルール・マナーの定着 ● 歩行者や自転車の道路空間の安全性向上
----	---

交通事故発生状況及び運転免許証返納者数

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交通事故発生件数	件	112	136	118	127	157
うち、高齢者の割合	%	37.5	38.2	33.0	40.1	45.8
運転免許証返納者数	人	387	319	301	274	301

用語の解説

グリーンライン：歩道が整備されていない道路で、車道と歩行空間を明確にするために、路肩に緑色のラインを引き、ドライバーに注意喚起を促すもの。

主な取組

① 交通安全意識の向上

- 市民が交通事故に遭わない、起こさないよう、地域の交通安全団体と連携し、交通安全に対する意識の向上及び交通安全の啓発を図る、交通安全教室の開催や交通安全市民大会等の実施に努めます。
- 高齢者による事故を防止するため、高齢者運転免許証自主返納事業を継続して実施します。
- 自転車利用時の死亡事故を防ぐため、地域づくり座談会や交通安全教室などにおいて、ヘルメット着用の啓発を行います。

② 交通安全環境の安全性向上

- 交通事故に巻き込まれる心配のある子どもや高齢者の安全を確保するため、カーブミラーや啓発看板などの交通安全施設の設置や維持管理を行うとともに、通学路の安全対策として、緊急性に応じた歩道の整備やグリーンラインの設置及び自転車利用者の安全性向上のための青色の路面標示などを進めます。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	交通事故発生件数	件	157	130
2	交通事故死亡者数	人	1	0

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * 市民に対する交通事故防止のための各種啓発に取り組めます。
- * カーブミラー等の交通安全施設の設置や、歩道・グリーンラインの設置など道路の整備を進めます。

市民の心構え

- * 交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めます。
- * 交通安全教室や交通安全市民大会等に積極的に参加します。



施策
5-6

防犯対策と安全で安心な消費生活の推進

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 犯罪の発生が抑制され、市民が安心して暮らしています。
- 主体性のある自立した消費者の育成により消費者被害が防止されています。

現状と課題

現
状

本市の刑法犯認知件数は減少傾向にあったものの、令和5年は、県内で件数が増加したように本市も増加に転じており、主に空き巣や自動車盗などの身近な犯罪が発生しています。

犯罪の発生抑止のためには、警察関係機関との連携をはじめ地域による自主防犯活動が有効であることから、地域女性防犯クラブの防犯座談会や防犯パトロールの活動などに対して支援を行っていますが、このような自主的な防犯活動団体の数は減少傾向にあります。

地域の防犯力を高めるため、自治会で防犯灯を設置する際にかかる費用や維持管理費用に対して補助金を交付するなど、自治会による防犯活動を支援しています。

また、市民の防犯意識を高め、被害を防ぐため、幼稚園等での子どもたちへの防犯教室や、要望のあった自治会に対し、防犯講座を実施しています。

消費生活においても、高齢化やグローバル化の進展、コロナ禍で加速したデジタル化などにより、インターネット取引の拡大や SNS などの普及により取引の利便性が向上する一方、取引の方法や内容をめぐり、複雑化・多様化した新たな消費者トラブルを招いています。

また、成年年齢が18歳に引き下げとなったことや、インターネットを通して容易に、美容や娯楽、副業等の各種サービスの提供を受けることができるようになったことにより、若い世代からの消費者トラブルに関する相談も増加しています。

こうした消費者トラブルの相談に対して、専門的知識を持つ相談員が、問題解決のため支援を行うとともに、市民が消費者トラブルに巻き込まれないよう、消費生活センターが中心となり、広報紙やホームページ、消費生活講座等により、注意喚起のための情報提供を行っています。

くわえて、近年問題となっている特殊詐欺被害については、悪質商法のターゲットとして狙われやすい高齢者に対し、特殊詐欺対策電話機等の購入に対する補助を行っています。

課
題

- 市民や地域、警察等関係機関との連携強化
- 幅広い年齢層に向けた防犯意識の向上
- 防犯環境の整備
- 高度情報化社会により複雑化・多様化する消費者トラブルへの対応
- 消費者被害の防止

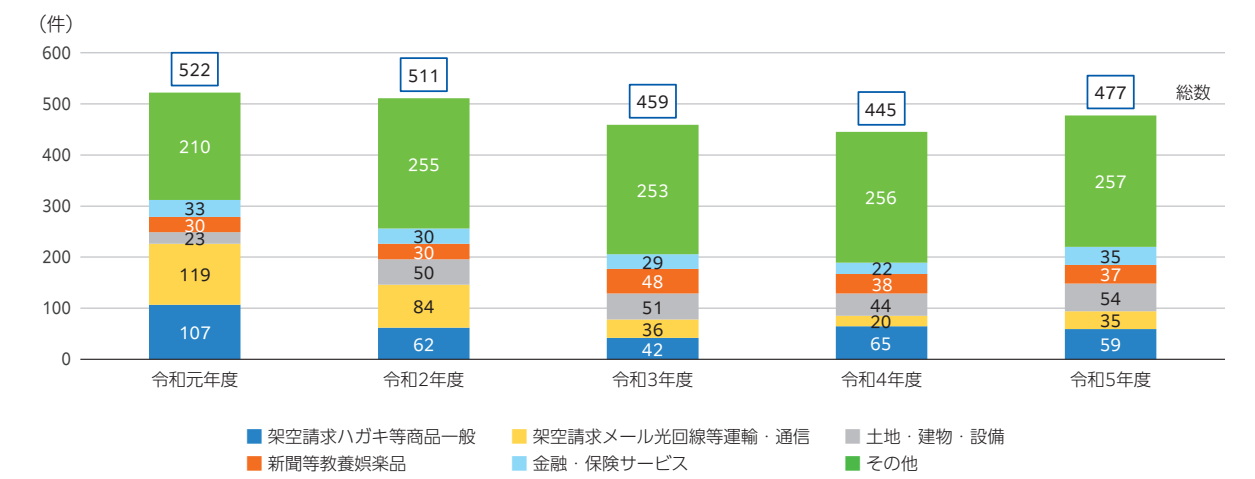
用語の解説

刑法犯認知件数：警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数

防犯設備の設置状況及び犯罪発生件数

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
防犯灯設置数	灯	6,204	6,305	6,403	6,484	6,571
公園の防犯カメラ設置台数	台	202	202	202	202	207
市内の犯罪発生件数（暦年）	件	412	442	446	419	549

消費生活に関する内容別相談件数



主な取組

① 防犯体制の充実・強化

- 地域での犯罪の発生を抑止するために、自主的な防犯活動団体との連携を図り、防犯パトロール活動の支援や、青色回転灯搭載車による巡回指導などに努めます。
- 地域や家庭、学校、警察、行政などが一体となって防犯体制を強化し、こども110番の家や少年指導センターの取組などを進めます。

② 防犯意識の向上と自立した消費者の育成

- 犯罪に巻き込まれないよう、自らの身を守る、防犯意識を高めるための防犯教室や防犯座談会を実施し、啓発に努めます。
- 特殊詐欺の被害を防ぎ、自らの判断で消費者問題に対応し、解決できる消費者を育成するため、講座やイベント等の開催による意識啓発を行うとともに、広報紙や防災無線等を活用した情報提供を行います。

③ 生活環境の防犯力向上

- 身近な暮らしの中での防犯力を高めるため、地域における防犯灯の適切な設置・管理の支援に努めるほか、高齢者等への特殊詐欺被害を未然に防ぐ電話機等の設置促進などに努めます。

④ 消費生活相談体制の強化と見守り体制の構築

- 消費生活のデジタル化に伴い、複雑化・多様化する消費者トラブルに市民が巻き込まれないよう、国民生活センターなどの関係機関との連携を図り、消費生活センターにおける相談体制の強化に努めます。
- 地域や消費者友の会、民生委員などの関係機関と連携し、高齢者の消費者被害防止のための見守り体制を構築します。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	犯罪に不安を感じている市民の割合 ※ 1	%	46.0	35.6
2	犯罪認知件数 ※ 2	件	549	483
3	消費生活相談件数	件	477	450

※ 1 市民意向調査より
※ 2 警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * 犯罪の防止と消費者被害の未然防止のため、意識啓発や情報提供に努めます。
- * 地域や関係機関と連携を図り、防犯環境の整備に努めます。

市民の心構え

- * 地域が主体となった身近な防犯活動や見守り活動に協力します。
- * 消費生活に関する情報を収集し、理解を深め、主体的で合理的な消費活動に努めます。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 4－⑫：防犯対策・防災体制の整備強化





政策
6

「魅力づくり」

～市民の力アップ！～

施策の体系

- 施策 6-1 都市ブランド戦略の推進
- 施策 6-2 市民協働のまちづくり
- 施策 6-3 男女共同参画社会の実現

真岡

施策
6-1

都市ブランド戦略の推進

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 市民が誇りや愛着を持って住む「選ばれる都市^{まち}もおか」が実現しています。
- 市外において「日本一のいちごのまち」の認知度が向上しています。

現状と課題

現状

本市を含む地方の各自治体においては、急激な人口減少や高齢社会の進展という大きな課題に直面していますが、一方で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、東京圏在住者の地方への移住に関する関心が高まるなどの意識・行動の変化がみられます。

こうした状況を踏まえ、本市においては、若い世代の定住やUターンを促進するため、本市の魅力・地域特性を生かした各種事業を実施し、本市に対する誇りや愛着を感じる気運の醸成に努めています。

なお、主要な都市と比較すると、市民が本市の魅力をだれかにすすめたいと思う推奨意欲や愛着度は低い状況にあることから、特に本市の若い世代に対し、シビックプライドの醸成が重要となっています。

首都圏においては、日本一のいちごの生産地として真岡市の認知度向上に努めています。

課題

- 本市のブランド力・認知度の向上
- 移住や関係人口など都会からの新たな人の流れの創出
- 若い世代における本市の魅力の認知度の向上
- 市民に誇りを持ってもらうための取組の強化



主な取組

① シビックプライドの醸成

● 本市に対する誇りや愛着を持つ心を育てるため、真岡市アンバサダーやイメージキャラクターによる活動を促進し、だれもが安全・安心に暮らせる環境や観光・レクリエーションを楽しめる地域資源をはじめ、豊かな自然や地場産品などの地域資源に代表される、もおかの持つ魅力を広く認識してもらう取組に努めます。

② 地域の魅力発信

● もおかの価値を更に高めるため、市内外にもおかの魅力について積極的かつ効果的な情報発信を推進します。また、その情報発信については、デジタルマーケティングを活用した評価・改善を行い、社会情勢やニーズの変化に対応します。

③ 移住定住の促進

● 本市への移住定住につながる新たな人の流れを生み出すため、空き家の利活用等の居住環境の確保やいちご就農等希望者に向けた支援を行うとともに、首都圏で開催される相談会や地域おこし協力隊の活動などを通じた情報の発信に努めます。

④ 日本一のいちごのまちブランド力の向上

● 本市のブランド力を高めるため、質・量とも日本一を誇るいちごのまちの認知度を向上させる「いちご王国栃木の首都もおか」のPRの推進や、ふるさと寄附の活用による「真岡ファン」となる関係人口の増加に努めます。

● 来訪者が「日本一のいちごのまち」を感じられるよう、農業や観光分野等と連携した取組を進めることにより、「いちご」を活用した来訪者の増加につなげていきます。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	真岡市の社会動態	人	- 17	100
2	真岡市に住みたいと思う人の割合 ※ 1	%	72.3	75.0
3	「日本一のいちごのまち」とイメージする市民の割合 ※ 2	%	59.8	70.0

※ 1 真岡市のまちづくりに関する市民アンケートより
※ 2 市民意向調査より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * 日本一のいちごのまちのブランド力を高めます。
- * もおかの魅力に関する情報を積極的に発信します。

市民の心構え

- * 本市に対する誇りや愛着を持ちます。
- * 地域の魅力に関する情報を積極的に収集し、市内外に発信します。



施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 2-④：観光による誘客の推進
- 2-⑤：ひとの流れの創出
- 2-⑥：若者の定住促進
- 4-⑭：未来技術を活用したまちづくりの推進

施策
6-2

市民協働のまちづくり

関連する SDGs



施策の目指す未来

■ 市民主体の地域社会が形成され、市民・企業・行政がそれぞれの役割を果たしたまちづくりを進めています。

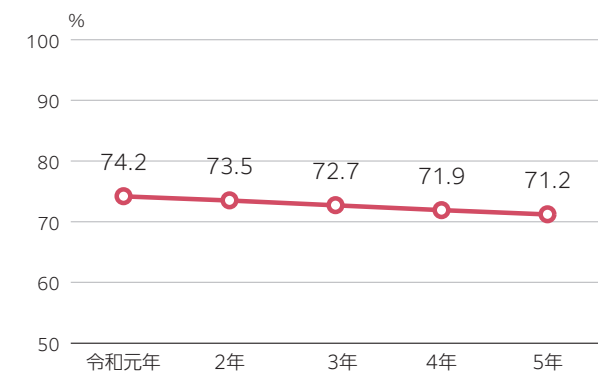
現状と課題

現状 本市では、地域活動の重要な役割を担う自治会において、加入率の減少、役員のなり手不足、活動参加者の高齢化などの問題が顕在化しています。
また、市民の価値観の多様化やライフスタイルの変化により、自治組織内の連帯意識が希薄化しています。市民活動・ボランティア活動団体においても、構成メンバーが高齢化しているほか、地域活動を進めていく上で、市民団体への支援不足や新たな活動団体との連携不足が懸念されます。
ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、地域コミュニティの希薄化や担い手の不足等により、地域福祉づくり事業の実施体制を保つことが難しい状況です。
一方で、真岡まちづくりプロジェクト（通称「まちつく」）によって、高校生や大学生、市民、事業者による、市民協働、官民連携によるまちづくりが進められています。
複合交流拠点施設「monaca」において、図書館機能と子育て支援機能との連携を図りながら、地域交流センターにおける学びと交流の場を提供し、市民との協働による事業が展開されることが望まれます。

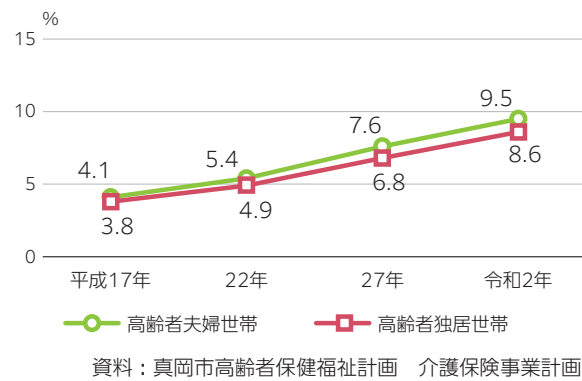
課題 ●各種活動団体の認知度の向上と、育成及び活動支援
●活動団体間の連携
●地域活動に対する市民の意識の向上
●市民のまちづくりへの参加機会の提供、協働の体制の構築



自治会加入率



一般世帯総数に対する高齢者世帯の割合



主な取組

① 地域活動の充実と活性化

- 「協働のまちづくり」から一歩進んだ「協創（共創）のまちづくり」の実現に向け、それぞれの地域の特徴や状況に応じながら、自治会活動の維持・継続と、市民や事業者、自治会等の各種団体が主体的に行う様々な活動の支援に努めます。
- 真岡まちづくりプロジェクト（通称「まちつく」）を起点として、今後もより多くの市民がまちづくりに参画できるよう、活動機会の創出と場の提供など、市民活動を後押しする包括的な支援に努めます。
- 複合交流拠点施設「monaca」の地域交流センターにおいて、図書館機能、子育て支援機能と連携を図りながら、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の実現に向けて、市民協働による地域づくり活動の推進に努めます。

② ボランティア団体・民間非営利組織への支援

- 地域における社会貢献活動を支える担い手を確保するため、市民活動推進センターによるボランティア団体や市民活動団体等の育成及び支援に努めるとともに、団体間の連携に寄与する取組を推進します。

③ 市民の協働への理解促進

- 市民が積極的にまちづくりに参画し、協働の取組を進める体制を構築するため、市民の理解を高め、地域活動への取組を促すよう、多様な機会を通じた PR 強化やボランティア体験の実施などに努めます。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	まちづくり活動に参加している市民の割合 ※	%	49.0	51.8
2	自治会加入率	%	71.2	65.0

※市民意向調査より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- *各種団体が主体的に行う活動を支援します。
- *市民の協創（共創）のまちづくりに対する意識啓発に取組みます。

市民の心構え

- *協創（共創）のまちづくりに関する理解を深めます。
- *市民活動や地域活動等の公共的な活動に積極的に参加・協力します。



施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 4-⑩：地域づくりの推進

用語の解説

協働：民間（市民、自治会、関係団体、企業等）と行政が目標を共有し、それぞれの役割と責任を分担し、お互いに不足する部分を補いながら、課題解決に向けて取組んでいくこと。
共創：社会的課題や地域課題の解決を目指して、民間（市民、自治会、関係団体、企業等）と行政などが協力して新しい価値を創造すること。

施策
6-3

男女共同参画社会の実現

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 性別に関わりなく、社会のあらゆる分野において、だれもが個性と能力を発揮できる環境が形成されています。

現状と課題

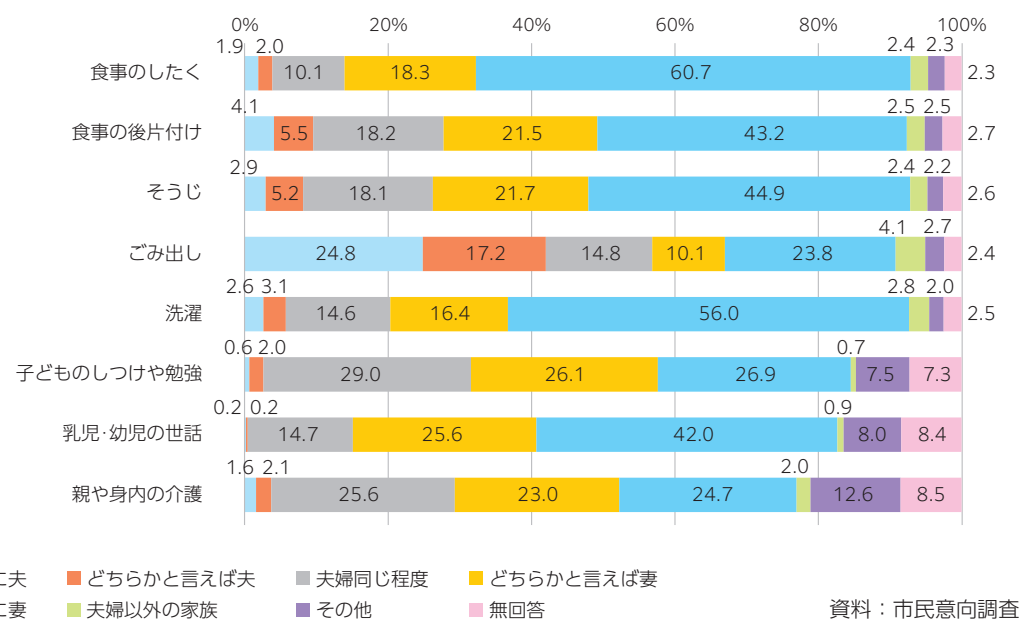
現状 本市では、これまで社会の慣習や性差に関する偏見、固定観念、また、無意識の思い込みの解消に向け、様々な機会を通じて啓発活動を行ってきましたが、市民意向調査において、「男女の固定的役割分担意識は解消されている。」と感じている市民の割合は、男女共に 50% から 60% 程度の横這いの状況となっており、社会の慣習・しきたりの中では、いまだに男性優遇と考える人の割合が男性 60% 以上、女性 70% 以上と高い割合で推移しています。

本市の女性の就業率は、多くの年代で全国や栃木県より高くなっていますが、家庭における女性の負担感も高い傾向にあります。

性の多様性に対する理解は高まりつつあるものの、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別といった社会的課題もあり、当事者が抱える様々な困難が目に見えにくい状況にあります。

- 課題**
- 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消
 - 職場・家庭・地域などのあらゆる場面において、女性が活躍しやすい環境の整備
 - 男女の家事・育児に対する理解の促進
 - 性の多様性に関する理解の促進

夫婦や家族の間での役割分担



主な取組

① 男女共同参画を支える意識の啓発

- 人権の尊重や男女平等の意識の向上、性の多様性に関する理解の促進、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け、市内小中学校での人権教育及び家庭教育学級での学習会の開催や、男女共同参画社会づくり講演会の開催など、学習機会の提供に努めます。



② 女性が活躍しやすい環境づくりとキャリア形成支援の推進

- 女性が活躍しやすい環境づくりやキャリア形成支援のため、女性自身の活動意欲や交流意識を高める女性異業種交流会の開催や女性団体等の育成を図るとともに、家庭における男性の積極的な家事・育児への関わりを促すセミナーを実施します。

③ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

- あらゆる分野における男女共同参画社会を進めるため、市民向けの講演会やセミナー等を実施するとともに、政策・方針決定の場における女性の登用を推進します。

④ ワークライフバランスの推進

- 男女が共に働きやすい環境づくりや男女雇用格差の解消、ワークライフバランスの普及に向け、市民や事業者の意識や活動を高める研修・セミナー等を開催します。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	男女の固定的役割分担意識は解消されていると感じている市民の割合 ※	%	55.0	60.0
2	職場で男女の地位が平等だと思う市民の割合 ※	%	32.6	45.0
3	委員会・審議会等の女性委員の構成割合	%	29.2	35.0

※市民意向調査より

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- 市民の男女共同参画に関する意識啓発に取り組めます。
- 市の政策・方針決定の場における女性の登用を進めます。

市民の心構え

- 職場、家庭、地域における男女共同参画に関する理解を深め、実践します。



施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 3-⑨：だれもが活躍できる環境づくり



政策
7

「行政経営づくり」

～効率・効果アップ！～

施策の体系

- 施策 7-1 窓口サービスの向上
- 施策 7-2 開かれた市政の推進
- 施策 7-3 安定した行財政運営

真
面

施策
7-1

窓口サービスの向上

関連する SDGs



施策の目指す未来

- いつでも、どこでも、簡単に、安全・安心に、自分に合った方法で、便利な窓口サービスを利用できます。

現状と課題

現
状

市民を取り巻く社会環境が大きく変化をしている中で、市役所窓口は市民にとって、行政と最も身近に接する場となっています。しかし、市役所の窓口サービスは課の業務内容ごとに分かれており、市民の来庁目的（ライフイベント）に最適化されているとは言えない状況です。

本市では、利便性向上のため、平日の延長窓口や休日窓口の取組を行っているほか、令和4年度からは真岡市オンライン申請システムにより、スマートフォンで完結可能な手続きの拡充に努めており、令和5年度末現在、約350種類で利用可能となっています。また、令和6年度からは、亡くなられた後の手続きをワンストップで行うことができる「おくやみコーナー」を設置し、デジタルでもアナログでも便利な窓口サービスの構築に努めています。

今後は、労働人口の減少が見込まれることから、デジタルに慣れている市民には積極的にデジタルサービスを利用してもらい、限られた人的資源を本当に必要なところに投入していくことが求められています。

住民票や印鑑登録証明書などのコンビニ交付をはじめとしたマイナンバーカードの利用シーンが広がる中、デジタルに不慣れた市民は、デジタル自体を面倒と考えてしまう傾向にあるため、情報格差の拡大が懸念されます。

課
題

- 手続きに関わる手間や負担の軽減
- 限られた職員数でも質の高いサービスの提供
- 市民が自分に合った手続きの方法を選択できる環境の整備



主な取組

① 市民サービスの向上

- 市役所に行かなくてもいつでもどこでも簡単に手続きが完結する、行政手続きのオンライン化を積極的に進め、利用できる手続きを更に増やします。また、引っ越し・出産などの市民の来庁目的（ライフイベント）ごとに最適化されたサービスを提供するワンストップサービスの実施や、窓口BPR（業務改革）の推進を図ります。

② デジタル技術の活用

- デジタル技術の活用により環境を整え、窓口サービスの利便性・正確性を高めるとともに、データ連携が可能な業務フローとすることで事務効率化にも取組めます。

③ デジタルデバйд対策の推進

- オンラインによるサービスの利用を促進するため、高齢者にデジタルの便利さを知ってもらう機会や気軽に相談できる環境を設けるなど、市民の声を生かし、デジタルデバйдの解消に向けた取組に努めます。

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	オンライン申請手続数	件	350	1,500
2	オンライン申請システム登録者数	人	4,773	15,600
3	窓口の対応に満足している市民の割合 ※	%	99.1	100

※市民課実施アンケートより

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * 市民が満足する窓口サービスの向上に努めます。
- * オンラインによるサービス利用を促す取組を進めます。

市民の心構え

- * オンラインによる窓口サービスに対する理解を深め、積極的に利用します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 4-⑭：未来技術を活用したまちづくりの推進

用語の解説

デジタルデバйд：デジタル技術を扱うことができる人とできない人の間に生じる格差

施策
7-2

開かれた市政の推進

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 市政情報が市民に届いています。
- 市民が市政情報を手に入れることができます。
- 市民が市政に参画しています。

現状と課題

現状	市民への情報提供については、「広報もおか」「市政こよみ」「Weekly News もおか」の定期発行、情報公開制度の運用、ホームページやケーブルテレビ「いちごチャンネル」など様々な方法で行っていますが、メディアの多様化に伴い、SNS やコミュニティ FM など即時性の高いメディアが多く利用されており、市政においても、それぞれのメディアの特性を生かした、迅速かつ的確な情報発信が求められています。 市政情報の入手方法として、市公式ホームページや市公式アプリについては、広報もおかなどの紙媒体と比較すると、市民に選択される割合がまだ低い状況にあるため、受け手側が求める情報の充実や閲覧のしやすさなどが求められる状況です。 幅広い市民層からの意見を反映させるため、「市長との話し合い事業」、「市長への手紙・メール」等の様々な広聴事業の実施とともに、各種審議会等の委員の公募や女性・若年層の積極的な参加促進に取り組んでいます。
課題	● 対象者や情報内容により各メディアの特性を活用した情報の発信 ● 市公式ホームページや市公式アプリの正しく分かりやすい情報の掲載及び検索性の向上 ● 広聴事業、市民の市政参画の機会の拡充

広報広聴事業の実施状況

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広報紙の発行部数	部	24,900	25,000	25,000	25,000	25,000
ホームページへのアクセス数	回	2,996,990	4,122,671	3,981,136	2,973,770	3,093,135
公式アプリのダウンロード数	件	—	—	5,515	6,084	7,139



主な取組

① 広報の充実

● 市民に対し、市政に関する情報を積極的に伝えるため、読みやすく分かりやすい広報紙の発行や、市公式ホームページ及び市公式アプリの利便性向上を図るとともに、SNS、コミュニティFM、ケーブルテレビなど、各種メディアの特性を生かした効果的かつ効率的な情報発信を進めます。

② 広聴の充実

● 広く市民の声を聴き、市政への反映を図るため、市民と市長との話し合いの機会の確保や市長への手紙・メール制度の利用を促すとともに、パブリック・コメント制度の活用、広報モニター会議の開催などに努めます。

③ 市政への参画機会の拡充

● 市の政策立案過程への市民の参画機会の拡充を図るため、市民会議の開催や各種審議会等の委員の公募などに努めます。

成果指標

指標番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	市政に関する情報を得られたと感じている市民の割合 ※ 1	%	65.0	70.0
2	政策立案に参加している市民の割合 ※ 2	%	22.6	30.0

※ 1 市民意向調査より

※ 2 公募委員の割合

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- * メディアの特性に応じた適切な行政情報を発信します。
- * 市民の声を聴く機会や、市民が積極的に市政に参画できる場を設けます。

市民の心構え

- * 各種メディアによる行政情報を収集します。
- * 積極的に市政に参画します。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 2-⑤：ひとの流れの創出
- 4-⑭：未来技術を活用したまちづくりの推進



施策
7-3

安定した行財政運営

関連する SDGs



施策の目指す未来

- 情報セキュリティ対策が強化され、デジタルをベースとした業務効率化が図られています。
- 社会の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる職員の人材育成が図られています。
- 財源が安定的に確保され、計画的・効率的な財政運営が行われています。

現状と課題

現状

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、デジタル社会の到来による様々な技術革新、大規模災害のリスクの増大、価値観の多様化などによる社会の変化に伴い、市民の行政に対するニーズは増大し、高度化、多様化する一方で、今後は、職員数や税収入など、経営資源の制約が見込まれています。

行政サービスの提供に際しては、情報システムの活用場面が拡大し、取り扱う情報も多岐にわたることから、サイバー攻撃などの脅威からデータやシステムを守る、情報セキュリティ対策への取組が重要度を増しています。

本市では、真岡市 DX 戦略計画に基づき、安定的・持続的に質の高い行政サービスを提供していくため、クラウドサービス活用による機能の向上やサーバ・ネットワーク機器等の最適化を図りながら、業務効率化に向けたシステムの構築・運用・保守等に取組んでいます。

市職員においては、急激に変化する社会や多様化する行政需要に対応するため、解決すべき課題に迅速かつ柔軟に対応できる職員の育成が求められています。

また、あらゆる分野における女性活躍を推進するため、男女を問わず多様な部署への職員の配置を行っていますが、女性管理職（課長補佐以上）の割合は 22.0％にとどまっている状況です。

市の財政面においては、今後、市税の大きな伸びは見込めない中、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の増加や、公共施設の老朽化対策による維持管理費や施設の更新による投資的経費の増加などが懸念されます。

課題

- 限られた行政資源で安定的・持続的に質の高い行政サービスを提供していく体制の構築
- 情報セキュリティ対策の徹底と情報セキュリティインシデントへの迅速かつ適正な対応
- ICT の活用・操作能力の向上
- 新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる職員の育成
- 女性職員が多様な部署でより活躍できる環境づくり
- 計画的な事業実施に向け、真に必要な事業の選択と集中、スクラップ（縮小）の検討
- 長期的な視点による施設再配置の推進

職員数の推移

	単位	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
職員数	人	485	487	483	489	494

人材育成の推移

	単位	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
職員研修参加者延べ人数	人	1,069	1,103	900	766	813

主な財政指標の状況

	単位	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
財政力指数 (県内 14 市中順位) ※ 1	—	0.836 (3 位)	0.855 (3 位)	0.818 (3 位)	0.842 (3 位)	0.828 (3 位)
経常収支比率 (県内 14 市中順位 (低い順)) ※ 2	％	89.8 (4 位)	88.7 (3 位)	86.2 (5 位)	88.4 (3 位)	91.1 (5 位)
自主財源比率 (県内 14 市中順位) ※ 3	％	51.5 (4 位)	46.9 (1 位)	53.5 (1 位)	57.7 (1 位)	56.0 (1 位)

- ※ 1 財 政 力 指 数…地方公共団体の財政力を表す指標で、財政力指数が高いほど、財源に余裕があるとされ、指数が 1 を超えると、普通交付税が交付されなくなる。
- ※ 2 経常収支比率…地方公共団体の財政の硬直化を表す指標で、税収や普通交付税などの収入に対する人件費や公債費などの義務的経費が占める割合。
- ※ 3 自主財源比率…地方公共団体が歳入総額に対して自主的に収入できる財源（地方税、使用料など）の割合を示す指標。自主財源比率が高いほど、行政の自主性や安定性が確保される。

主な取組

① 情報セキュリティ対策の強化

- 個人情報などの情報資産を適正に管理するため、セキュリティ研修や監査の実施など、情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の徹底に努めます。

② デジタルを活用した業務効率化

- 質の高い市民サービスの提供や職員の生産性向上を図るため、デジタル技術の活用による職員の業務効率化を推進し、クラウドサービスの活用によるシステム機能の向上や、サーバ・ネットワーク機器等の最適化を図る取組に努めます。

③ 職員の人材育成・強化

- 新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応し、良質で効率的な行政サービスを提供できる人材の育成を図るため、人事評価を活用した指導を行うほか、職員研修の実施や OJT の促進などに努めます。
- 社会の変化や多様化する行政需要に応じるため、必要な職員数の確保や適材適所となる人員配置に努めるとともに、女性職員の管理監督者への積極的な登用に努めます。

④ 財源の確保

- 自主財源の安定的な確保に向け、市税の確保やふるさと寄附金強化等の取組に努めるとともに、効率的な資金運用を図ります。
- 厳しい財政状況にあっても着実な施策の推進を図るため、国・県の交付金や交付税措置のある有利な起債等の財源を最大限に活用するものとし、制度改正の把握や情報の提供、適切な補助要望・申請に努めます。

⑤ 事業の選択と集中

- 真に必要な事業の選択と集中のため、行政評価・実施計画・予算編成の相互連携を図り、根拠に基づく政策立案に努めます。
- 限られた財源を有効に活用するため、固定経費の削減に努めます。
- 大型事業の実施について、長期的な視点に立ち、事業の延伸や事業費の圧縮などを検討し、平準化の取組を進めます。

⑥ 公共施設の老朽化対策

- 公共施設の老朽化に対応した維持管理や建替え、除却の検討など、公共施設等総合管理計画に沿った施設の再配置を計画的に進め、施設の将来更新等費用の平準化を図ります。

「行政経営づくり」 ～効率・効果アップ！～

成果指標

指標 番号	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	セキュリティインシデント発生回数	回	0	0
2	階層別の行動、必要な能力・行動が取れている職員の割合	%	91.5	95.0
3	人材育成のための職員研修の満足度 (職員研修は役に立っているか)	%	82.2	95.0
4	係長職以上の女性職員の割合	%	27.5	40.0
5	管理職（課長補佐以上）の女性職員の割合	%	22.0	30.0
6	財政力指数	—	0.828	0.850
7	自主財源比率	%	56.0	59.0

行政の役割と市民の心構え

行政の役割

- *市民のニーズを踏まえつつ、業務の効率化に向けた ICT システムの整備に努めます。
- *高い能力を発揮できる人材を育成するため研修の充実、女性職員が活躍できる環境づくり、人事評価の効果的な運用等に努めます。
- *財源確保に向けた取組や、限られた財源の効率的な配分に努めます。

市民の心構え

- *デジタル技術を活用した行政サービスの積極的な利用に努めます。

施策と関連する総合戦略（施策の基本的方向）

- 4－⑭：未来技術を活用したまちづくりの推進



資料編

1 真岡市総合計画策定条例

○真岡市総合計画策定条例

平成26年12月17日

条例第24号

改正 令和元年12月19日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、真岡市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなる、本市のまちづくりの指針を示すものをいう。
- (2) 基本構想 目指すべき市の将来像、基本方針及び大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき実施する具体的な事業計画を示すものをいう。

(位置付け)

第3条 総合計画は、市の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画の策定)

第4条 市長は、総合計画を策定するものとする。

2 基本構想を策定するにあたり、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

(政策審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、真岡市附属機関に関する条例（昭和37年条例第15号）第2条に規定する真岡市政策審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第14号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 真岡市総合計画策定体制

■ 庁内体制

(ア) 策定推進本部（政策調整会議）

- 総合計画案の審議等を行う。

(イ) 策定推進委員会

- 総合計画原案の作成・調整を行う。

(ウ) 策定推進グループ

- 総合計画原案の調査・草案作成を行う。

■ 真岡市政策審議会

- 附属機関として、市長の諮問に応じ、総合計画に関する重要事項を審議する。
- 関係団体の役職員（7名）、公募委員（3名）の合計10名で構成する。

■ 市民参加

(ア) 真岡市総合計画等推進市民会議

- 様々な分野から、本市のまちづくりに関する意見や真岡市総合計画に盛り込むべき内容等への提言を行う。
- 関係団体の役職員（15名）、市議会議員（1名）、公募委員（4名）の合計20名で構成する。

(イ) 若者会議・若者ミーティング

- 若者会議：20代～40代の若い世代（20名）が集まり、若者の視点から真岡市の未来を語り合い、若者ミーティングでの話し合いを踏まえたまちづくりに関する提言等を行う。
- 若者ミーティング：若者会議メンバーと高校生から20代の若者（16人）が集まり、2日間かけて真岡市への思いや未来の姿について話し合いを行う。

(ウ) 市民アンケート

- 「まちづくりへの満足度」や「真岡市の将来の姿」に関する意向などを把握するためのアンケートを行う。

(エ) 高校生アンケート

- 「真岡市に対する印象」や「住みたいと思われるまちになるための取組」に関する意向などを把握するためのアンケートを行う。

(オ) パブリックコメント

- 真岡市総合計画について市民からの意見募集を行う。

3 真岡市政策審議会

委員名簿

◎会長 ○副会長 敬称略

No.	委員名	分類	団体名等
1	◎ 篠原 宣之	商工	真岡商工会議所 会頭
2	渡辺 栄	農	はが野農業協同組合 代表理事組合長
3	早瀬 一男	商工	にのみや商工会 会長
4	磯野 里子	福祉	真岡市社会福祉協議会 会長
5	○ 猪野 正子	女性	真岡市女性団体連絡協議会 会長
6	橋本 文雄	市民	真岡市自治会連合会 会長
7	小倉 淳子	子育て	真岡市子ども・子育て会議 会長
8	大瀧 陽子	公募	公募委員
9	小林 忠教	公募	公募委員
10	小林 遼司	公募	公募委員

諮問・答申

【諮問書】

真岡市政策審議会会長 様

真総政第91号
令和6年11月5日

真岡市長 石坂 真一

真岡市総合計画2025－2029計画原案について（諮問）

真岡市政策審議会規則第2条に基づき、真岡市総合計画2025－2029計画原案について、貴審議会の意見を求めます。

【答申書】

真岡市長 石坂 真一 様

令和6年11月18日

真岡市政策審議会
会長 篠原 宣之

真岡市総合計画2025-2029計画原案について（答申）

令和6年11月5日付け真総政第91号で諮問のありました「真岡市総合計画2025-2029計画原案」について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 真岡市総合計画2025-2029の計画原案は、令和6年11月5日に本審議会で審議した結果、適切な計画であると認められる。
なお、委員より出された別紙の意見については、十分に尊重されたい。

4 真岡市総合計画等推進市民会議

委員名簿

◎会長 ○副会長 敬称略

No.	区分	団体名	氏名	備考
1	市民	公募委員	齋 藤 猛	
2		公募委員	酒 井 由 理	
3		公募委員	樋 口 貴 則	
4		公募委員	宮 田 和 実	
5		真岡市自治会連合会	○ 佐 藤 博	
6		真岡市女性団体連絡協議会	塩 野 純 子	
7		真岡市社会福祉協議会	磯 野 里 子	
8	議会	市議会	中 村 和 彦	
9	産業界	はが野農業協同組合	豊 田 久美子	
10		真岡商工会議所青年部	葭 葉 範 史	～令和6年4月30日
11			飯 塚 耕 平	令和6年5月1日～
12		にのみや商工会女性部	芝 野 由美子	
13		真岡法人会真岡支部女性部	阿久津 友理子	
14		真岡工業団地総合管理協会	小 池 敏 之	
15		真岡市観光協会	岡 本 俊 夫	
16	行政機関	真岡土木事務所	福 田 昌 弘	～令和6年3月31日
17			吉 成 克 弘	令和6年4月1日～
18	学識経験者	元宇都宮共和大学	◎ 山 島 哲 夫	
19	金融	足利銀行真岡支店	井 川 康 紀	
20	労働団体	連合栃木芳賀地域協議会	岩 崎 研 司	
21	メディア	下野新聞真岡総局	藤 井 達 哉	
22	デジタル	宇都宮大学地域デザイン科学部	佐 藤 栄 治	

5 若者会議・若者ミーティング

【若者会議の開催】

意見書（提言内容）の提出



意見書の内容検討



【若者ミーティングの開催】 ※若者会議が運営を担当

第1回 参加メンバー



第1回 グループワークによるアイデアの整理



第2回 参加メンバー



第2回 グループごとに検討内容を発表



【若者会議の提言内容：4グループ】

グループ名 ①	交通環境の充実（自転車活用を含む）
目指すべき将来像	自転車 Enjoy !!（自転車と公共交通の連携）
課題	・車を運転できない市民の移動手段の確保
提案プロジェクト	●真岡鐵道へのサイクルトレインの導入 ・広範囲の移動が可能に ・自転車活用により便利に観光地などを巡れる ●バス停付近の駐輪場整備（サイクル&バスライド） ・運行路線付近に住む人の利用が増加 ・バス停付近の放置自転車も減少
関連する施策	●施策 4-3 道路ネットワークの整備 ●施策 4-4 公共交通ネットワークの整備

グループ名 ②	若者を呼び込む施設や拠点の整備
目指すべき将来像	もおかと繋がろう！魅力ある施設とイベントの活用
課題	・進学、就職をきっかけとした若者の流出 ・全国的な真岡市の認知度
提案プロジェクト	●キャンペーンふえす ・「ベリテンライブ」をきっかけとしたいがしらリゾート、市内周遊の仕組みづくり ●僕たち、私たち真岡育ち！ ・複合交流拠点（子育て支援センター、屋内外こども広場など）を活用し、市内中高生を対象にした子育てボランティア事業
関連する施策	●施策 3-4 観光の振興 ●施策 6-2 市民協働のまちづくり

グループ名 ③	子育てや教育環境の充実
目指すべき将来像	すくすく！わくわく！もおかシティ
課題	・せっかくの子育て支援などが市民に伝わっていない ・核家族化が進む中、気軽に悩みを相談できない人が増えている
提案プロジェクト	●「真岡市公式アプリ」のリニューアル ・防災情報などがメインだが、子育て情報の発信にも活用 ・忙しい子育て世代のためにアプリを通じて、補助申請等を可能に ●子育てコミュニティの形成 ・子育ての悩みを気軽に共有できる講座や場所を提供 ・男性にも参画してもらうことで、夫婦協働の子育て環境を創出
関連する施策	●施策 2-1 子育て支援の充実 ●施策 7-1 窓口サービスの向上

グループ名 ④	食に関すること（農業や事業者への支援も含む）
目指すべき将来像	もおかのいちごを全国区に！
課題	・他県の方から「日本一のいちごのまち」ということを知られていない
提案プロジェクト	●真岡市を知ってもらう！ ・県アンテナショップでの真岡市商品の販売拡充（チャレンジ販売制度の活用） ●真岡市に来てもらう！ ・いがしらリゾートを活かした年中いちごを楽しめるスポットの創出 ●SNS・特設サイトの構築 ・SNSを活用した市民参加型企画の開催など発信力の強化
関連する施策	●施策 3-1 農業の振興 ●施策 3-4 観光の振興

6 市民アンケート結果（抜粋）

（１）アンケートの概要

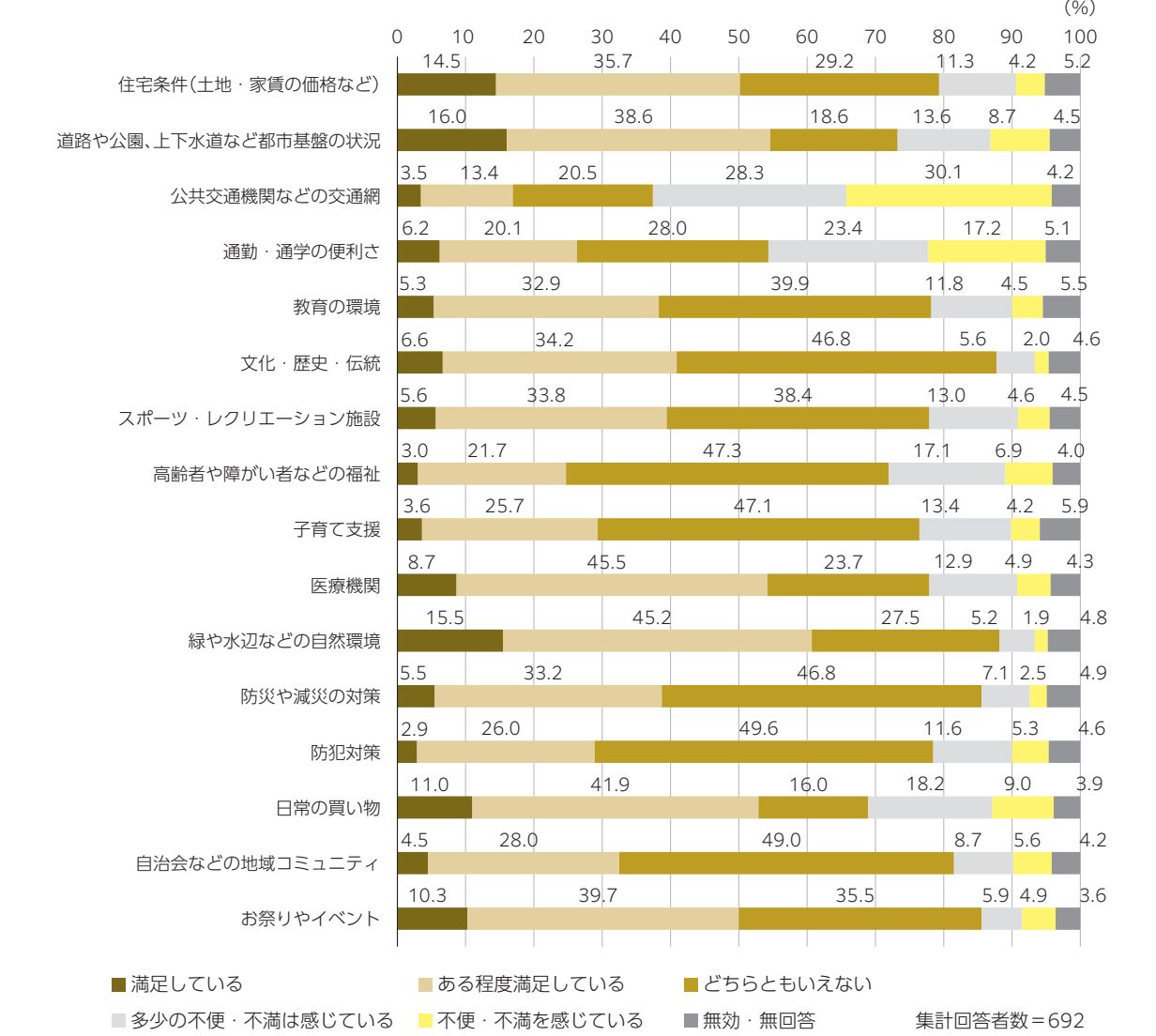
調査地区	真岡市内全域
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出（令和５年８月１日時点）１８歳以上 2,000 件
調査時期	令和５年８月
調査方法	郵送による調査票の配布 回答は調査票の返送及び二次元コードを利用しパソコン・スマートフォンによる入力・送信
回収数（回収率）	調査票：552 件（27.6％） パソコン・スマートフォン：140 件（7.0％） 合計：692 件（34.6％）

（２）アンケートの結果

① まちづくりへの満足度

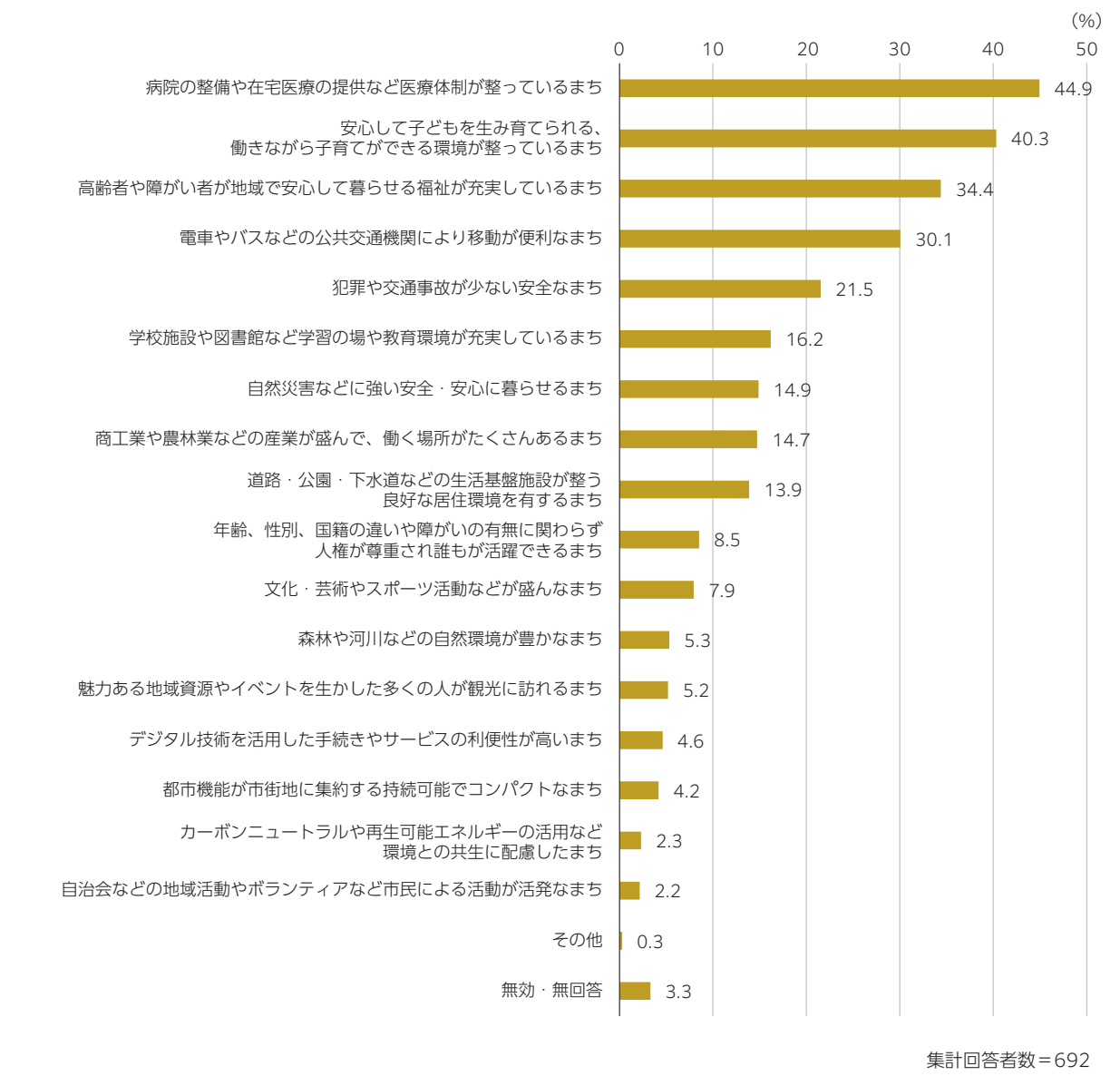
満足度が高い（「満足している」「ある程度満足している」と回答した割合の合計）項目は、「緑や水辺など自然環境」が 60.7% で最も多く、次いで「道路や公園、上下水道など都市基盤の状況」が 54.6%、「医療機関」が 54.2% となっています。

満足度が低い（「多少の不便・不満は感じている」「不便・不満を感じている」と回答した割合の合計）項目は、「公共交通機関などの交通網」が 58.4% で最も多く、次いで「通勤・通学の便利さ」が 40.6% となっています。



② 真岡市の将来の姿

真岡市の将来の姿については、「病院の整備や在宅医療の提供など医療体制が整っているまち」が 44.9% で最も多く、次いで「安心して子どもを産み育てられる、働きながら子育てができる環境が整っているまち」が 40.3%、「高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせる福祉が充実しているまち」が 34.4%、「電車やバスなどの公共交通機関により移動が便利なまち」が 30.1% となっています。



集計回答者数 = 692

7 高校生アンケート結果（抜粋）

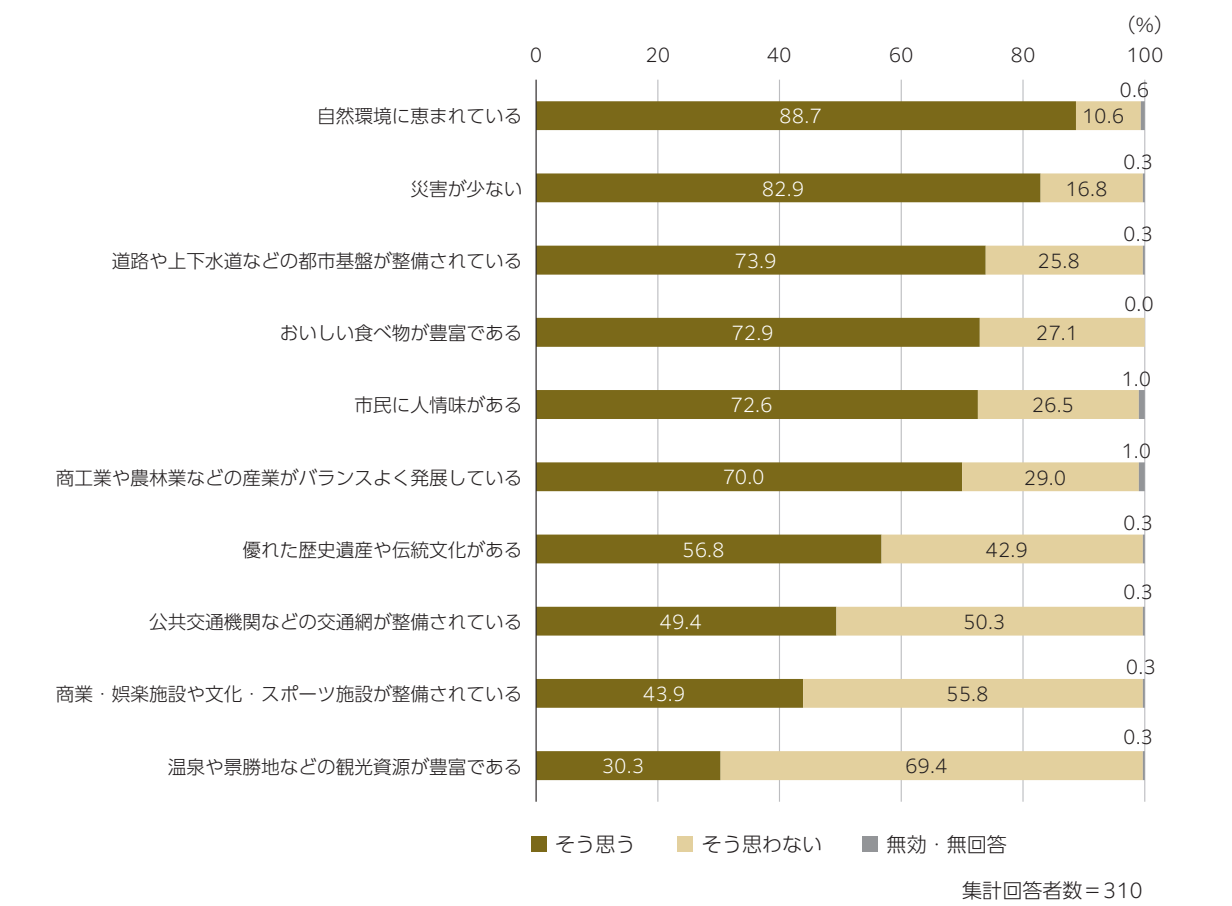
（１）アンケートの概要

調査対象	真岡市内の高校 4 校（真岡高等学校、真岡女子高等学校、真岡北陵高等学校、真岡工業高等学校）の 2 年生（1 校につき 2 クラス約 80 人）
調査時期	令和 5 年 7 月
調査方法	調査票による本人記入方式、各学校から対象者へ配布・学校を経由して回収
配布対象者数（回収数）	約 320 件（310 件）

（２）アンケートの結果

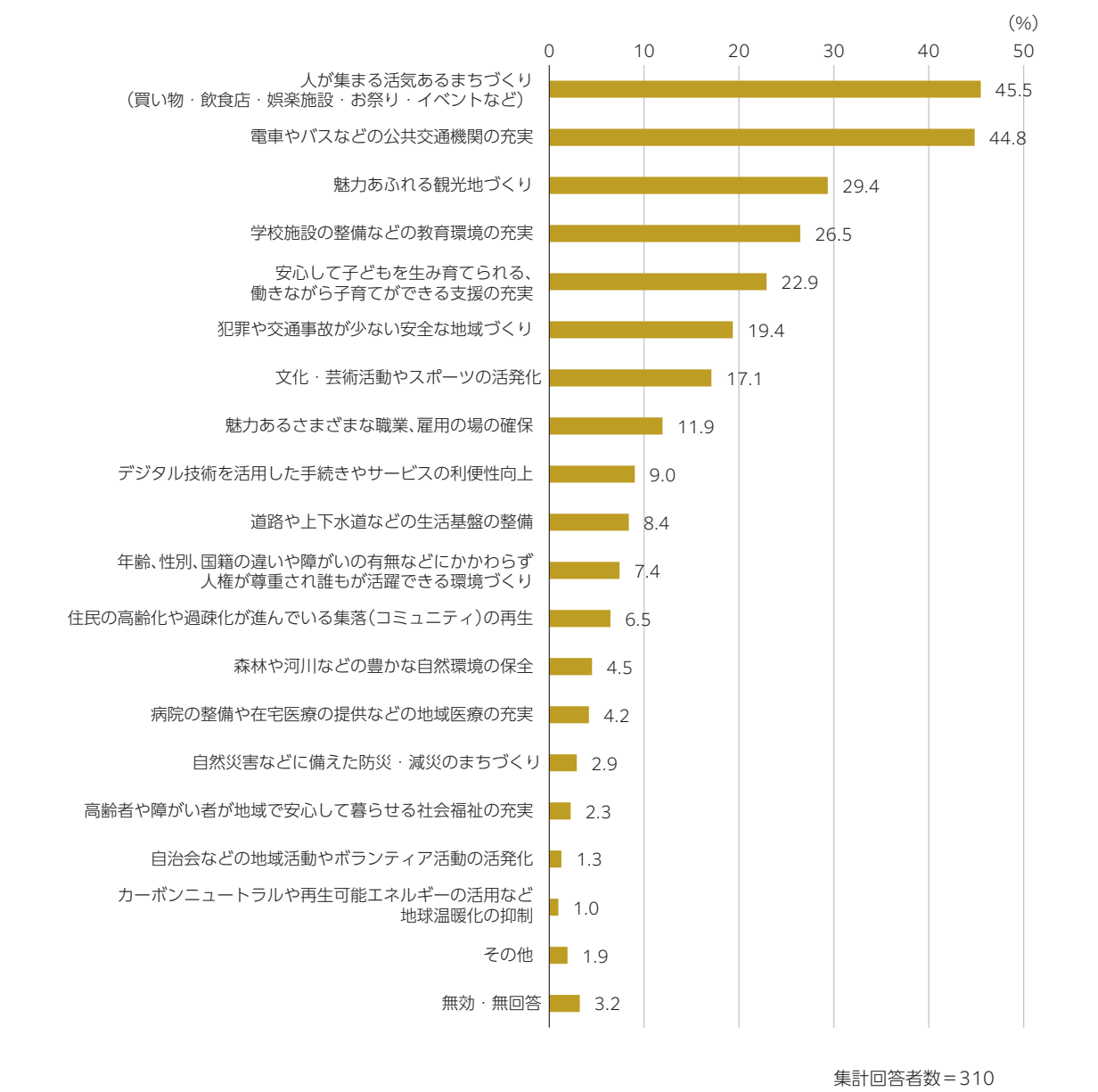
① 真岡市に対する印象

真岡市に対する印象で、「そう思う」のは、「自然環境に恵まれている」が88.7%で最も多く、次いで「災害が少ない」が82.9%、「道路や上下水道などの都市基盤が整備されている」が73.9%となっています。「そう思わない」のは、「温泉や景勝地などの観光資源が豊富である」が69.4%で最も多く、次いで「商業・娯楽施設や文化・スポーツ施設が整備されている」が55.8%、「公共交通機関などの交通網が整備されている」が50.3%となっています。



② 力を入れるべき取組

真岡市が、「住みたい／住み続けたい」・「住んでみたい」と思われるまちになるための取組については、「人が集まる活気あるまちづくり（買い物・飲食店・娯楽施設・お祭り・イベントなど）」が45.5%で最も多く、次いで「電車やバスなどの公共交通機関の充実」が44.8%、「魅力あふれる観光地づくり」が29.4%となっています。



8 真岡市総合計画策定の経過

年月日	会議等	主な協議事項
令和5年7月14日	第1回策定推進委員会	計画の策定について
令和5年7月	高校生アンケート実施	
令和5年8月	市民アンケート実施	
令和5年8月30日	第1回推進市民会議	計画の策定について
令和5年10月21日	第1回若者ミーティング	・真岡市の押しポイント ・もしも市長だったらこんな真岡市にしたい
令和5年11月18日	第2回若者ミーティング	・交通環境の充実 ・子育て環境や教育環境の充実 ・若者を呼び込む施設や拠点の整備 ・食に関すること
令和5年11月22日	第2回策定推進委員会	策定指針、全体構成
令和5年12月19日	第2回推進市民会議	策定指針、全体構成
令和6年3月13日	第3回策定推進委員会	若者会議意見書、基本構想、基本計画施策体系
令和6年3月22日	第3回推進市民会議	若者会議意見書、基本構想
令和6年5月28日	第4回策定推進委員会	基本構想、基本計画施策体系
令和6年6月21日～25日	第5回策定推進委員会	基本構想、基本計画
令和6年7月11日	第4回推進市民会議	基本構想、基本計画
令和6年8月19日	第6回策定推進委員会	総合計画（素案）
令和6年8月29日	第5回推進市民会議	総合計画（素案）
令和6年10月18日	第7回策定推進委員会	総合計画（素案）
令和6年10月24日	第6回推進市民会議	総合計画（素案）
令和6年11月5日 令和6年11月18日	政策審議会	計画原案について諮問 計画原案について答申
令和6年12月16日	第8回策定推進委員会	総合計画（原案）
令和6年12月23日～令和7年1月22日	パブリックコメント実施	
令和7年3月18日	市議会定例会	基本構想を議決



真岡市総合計画

2025-2029

発行 栃木県真岡市
発行年月 令和7（2025）年3月

編集 真岡市 総合政策部 総合政策課
〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地

TEL 0285-83-8102

FAX 0285-83-5896

URL <https://www.city.moka.lg.jp>